

平成 3 1 年 第 1 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 1 日 開会

2 0 日 間

平成 3 1 年 3 月 2 0 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成31年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成31年3月1日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人 事 財 政 課
課 長 代 理 柏 原 美 佳

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室新庁舎・
大規模改修担当課長 幸 雄 一

総務課課長代理 山 谷 光 代

大規模改修担当課長
会計管理者兼 北 浦 信 行

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課
健康担当課長 西 口 美 和

観光・産業振興課
課長事務代理 安 井 良 之

施設整備課参事 増 田 浩 志

施設整備課理事
兼災害復旧室長 城 和 男

理 事 志 摩 暁

理 事 藤 本 佳 奈

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第 1号 監査委員の選任について

- 日程第 5 議案第 2 号 専決処分（南部大阪都市計画森屋北西部（Ⅰ）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 専決処分（平成 30 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 11 号））の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 28 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算（追認）
- 日程第 8 議案第 5 号 千早赤阪村議会委員会条例の改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 千早赤阪村ちびっこ広場設置条例の改正について
- 日程第 12 議案第 9 号 千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について
- 日程第 13 議案第 10 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 14 議案第 11 号 千早赤阪村消防団条例の改正について
- 日程第 15 議案第 12 号 村道路線認定について
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 30 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 17 議案第 14 号 平成 30 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 30 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 30 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 30 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 19 号 平成 31 年度千早赤阪村一般会計予算
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 31 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算

日程第 2 4	第 2 1 号議案	平成 3 1 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算
日程第 2 5	第 2 2 号議案	平成 3 1 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 6	第 2 3 号議案	平成 3 1 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算
日程第 2 7	第 2 4 号議案	平成 3 1 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算

午前１０時２０分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３１年第１回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんおはようございます。

挨拶の前に、きのう産経新聞の記事で皆さんを非常に驚かせたと思います。

先ほど副村長の清水が説明いたしました件につきましては、私の監督の不行き届きと、不徳のいたすところと皆さんにおわびいたします。

平成は、あと２カ月を残すだけとなりました。４月１日には新しい年号が発表されますし、５月１日からは新しい時代が始まります。昭和が終わり、平成になって村一番の産業でございました林業が産業でなくなり、ちょうど茶道や華道と同じく、山ごもりすることは林道というような状況になりました。昭和６０年代は、私どもの村、林業は大体年間３０億円を超える産業で、たくさんの人たちが林業に従事しておりましたが、現在林業に従事している人は１０人を切る状態となり、産業としての役割を終わりました。山をお持ちの林家さんは、杉、ヒノキを伐採しても収入が伴いませんし、放置森林となり、村域の約３，０００ヘクタールを占める山林のうち９０％近くが山林のやぶ化が進んでいるということで、ちょうど紀伊国屋文左衛門さんのたる回船時代続いた私どもの村の山づくりが終わったということでございます。

ことは非常に雪が少なく、冬山への観光客も少ない状況でございましたが、暖冬の影響でスイセンは昨年の１２月中旬から咲き始め、例年になくすばらしいスイセンの山でございました。あとまた２週間もすると、桜が咲きます。私どもの村は、この間からずっと考えておったんですが、第二次大戦後、食糧不足で米が非常にすばらしい商品ということで、まず戦後、米バブルが始まりました。また、果物不足でミカンバブルが始まりました。また、復興景気で木材が非常に高騰いたしまして、木材バブルとなりましたが、平成の初めまで続きましたが、それも終わりました。また、昭和４０年ごろからシイタケが産業となり、私ども一生懸命やったわけですが、中国の台頭で、昭和とともにこれも終わりました。また、昭和４５年ごろから土地バブルも平成とともに終わりました。今村で産業と言えるものはなく、何かと考えますと二河原邊の工業団地あるいは水分、森屋の中小の工場ぐらいしかございません。また、金剛山ロープウェイ、香楠荘、マス釣り場あるいは千早のそば、豆腐、駐車場ですね、全て合わせてもほぼ３億円ぐらいの売り上げ

しかございませんし、また道の駅直売所では4, 000万円弱、また大森の開発は地主の同意が不調に終わり、これも終わってしまいました。新しいこれから始まる時代に向けて、何が村に必要なかを考えるときやないかと私は考えております。

金剛山の観光、道の駅、村の面積の80%を超える山の治山、あるいは放棄農地の処理、楠公さんの大河ドラマ化、大森の開発、田園系の住宅開発、別荘地開発、棚田の観光あるいは小吹台の再開発は課題がたくさんございます。新しい時代にマッチした村づくりの方向を決めて、皆さんとともに過疎から脱却する村づくりを図るときが来たと思います。ぜひ皆さんの御協力をお願いして、平成最後の予算編成議会の冒頭の御挨拶といたします。ぜひこれからどうぞよろしく願いいたします。

○田中議長 次に、2月22日及び3月1日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

関口議会運営委員長。

○関口議会運営委員長 去る2月22日と本日開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり議案第1号から議案第25号までの25議案でございます。

審議方法は、議案第1号から議案第5号を5議案ごとに本会議において審議することに決しております。議案第6号から議案第18号及び議案第25号の14議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

議案第19号から議案第24号の平成31年度予算6議案については、村長の村政運営方針、各会計の概略説明を受け、総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日3月1日から3月20日までの20日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番藤浦議員、7番山形議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月1日から3月20日までの20日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月1日から3月20日までの20日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の山形議員から、組合議会定例会の経過報告がございます。

山形議員。

○山形議員 平成31年第1回南河内環境事業組合議会定例会を報告させていただきます。

平成31年2月15日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容をここに御報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、組合事務局から組合議会議員の異動報告がございました。

続いて、組合事務局から第2清掃工場基幹的整備改良事業、資源再生センター精密機械機能検査の結果、清掃工場のダイオキシン測定結果に関する最新の資料が提出され、特に問題がなかったことございました。

続きまして、本会議では5件の提案がございました。順に申し上げます。

1つ、報告第1号組合議会議員の異動については、大阪狭山市から徳村賢議員、河南町から浅岡幸晴議員、太子町から村井浩二議員が新たに組合議会議員に選出された旨報告がございました。

2つ、承認第1号一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分につき承認を求めることについては、平成30年度の人事院勧告に伴い、富田林市に準じ、平成30年12月25日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

3つ、承認第2号平成30年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについては、給与条例の改正に伴う人件費の予備措置を講ずるため、平成30年12月25日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

4つ、議案第1号平成31年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総

額を24億7,754万5,000円と定め、継続費は第2清掃工場基幹的設備改良事業を平成31年度から33年度の3カ年で、総額26億2,151万3,000円とし、また地方債では第2清掃工場基盤的設備改良事業及び残滓処理事業に係る借入限度額をそれぞれ1億2,100万円と2,070万円と定めるもので、原案どおり可決されました。主な歳出でございますが、総務費は前年度比2,541万円の増で、退職者1名の退職手当によるものでございました。次に、ごみ処理費では、第1清掃工場業務管理費が前年度比3,445万2,000円の増で、退職者1名の退職手当と役員単価の大幅な上昇など、需用費の増額によるものです。第2清掃工場業務管理費は、前年度比3,719万4,000円の減で、退職者1名の退職手当と人件費や工事請負費の減額によるものです。残滓処理事業費は、前年度比2,014万4,000円の増となっております。フェニックス処理場の建設負担金で、毎年度の負担金に加え一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しに伴う事業費調整が実施されたことによる増額でございます。第2清掃工場基幹的設備改良事業費は、2億6,879万6,000円で、基幹的整備改良工事及び工事施行監理業務料等でございます。

以上、ごみ処理費は前年度比2億8,700万7,000円の増で、20億2,523万2,000円でございます。し尿処理費では、資源再生センター業務管理費が前年度比1,678万4,000円の減で、退職者1名の退職手当の減額によるものです。

資源再生センター基幹的設備改良事業費及び今後改修の計画をするに当たり、長寿命化総合計画策定業務費など、991万1,000円の計上となっております。

以上、し尿処理費が前年度比288万3,000円の減で、3億2,470万5,000円でございます。

次に、歳入の主なものでございますが、分担金は19億4,038万7,000円で、前年度比569万4,000円の増でございます。

なお、千早赤阪村の分担金は前年度比173万4,000円減の5,302万円でございます。

次に、国庫支出金は1億2,571万9,000円、第2清掃工場及び資源再生センターの基幹的設備改良事業に対する交付金でございます。

次に、繰入金の施設整備積立基金繰入金は3,432万9,000円、第2清掃工場基幹的整備改良事業及びフェニックスの整備事業費及び資源再生センター基幹的改良事業費の財源として基金を取り崩すものでございます。

退職者手当積立基金繰入金は、退職者の2名の退職手当4,775万6,000円の財源とし、基金を取り崩すものでございます。

組合債は、1億4,170万円、第2清掃工場基幹的設備改良事業債及び残滓処理事業債でございます。

新年度の予算は以上でございます。

なお、第2清掃工場基幹的設備改良事業における発電機導入の検討内容及び今後の施設整備の考え方について質疑があり、事務局より、発電機設置については施設全体の設計を見直す必要があることから大がかりな事業となり、投資的な効果と財政負担の観点から、施設の新設もしくは建てかえのときに導入すべきこと。また、今後施設整備計画については、当分の間第1、第2清掃工場両施設が必要であることから、まずは改修を行い、それから以降については今後の推移を見ながら検討するとの答弁がありました。

5つ、監査報告第1号例月出納検査の結果報告については、平成30年度7月から12月分の検査結果の報告がございました。特に問題はなかったとのことでございます。

以上、簡単でございますが、これをもちまして平成31年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○田中議長 続きまして、大阪広域水道企業団議会の関口議員から、企業団議会定例会の経過報告がございました。

関口議員。

○関口議員 去る平成31年2月15日、大阪広域水道企業団議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

選出議会議員の変更や工事監査結果、例月出納検査結果等の諸報告の後、竹山企業長より企業団運営方針説明が行われました。

運営方針では、府域に安全・安心で良質な水を安定的に供給していくため、中期経営計画などにに基づき、持続可能な事業運営に取り組み、来年度、特に重点的に取り組む施策につき説明されました。

安定供給に向けた取り組みでは、昨年は全国的に災害の多い年であり、大阪でも大阪北部地震や台風21号などで企業団の施設が被害を受けて、送水が一時停止するなどの影響があった。こうした経験を踏まえ、平成31年度は緊急震災対策として被耐震管の更新、耐震化を加速するとともに、関連施設の改良、更新を行うなど、災害に強い水道施設の整備を進めることが報告されました。

市町村域水道事業については、千早赤阪水道事業における村内ループ管の整備を初め、統合時に定めた事業計画の着実な実施に努めること、水道事業の広域化の推進については、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町の7市町の水道事業のうち、能勢町を除く6市町が31年4月から企業団に統合され、事業を引き継ぎ、これまで

以上のサービスができるよう努めていくこと、また新たに藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町の4市町とも目標である2021年の統合の実現に向け、意欲的に取り組んでいくことなど説明されました。その後、企業長提出の議案、条例改正6件、豊能町に関する事務の委託に関する協議の件、平成30年度広域水道企業団水道事業会計補正予算、同じく工業用水道事業会計補正予算、平成31年度広域水道企業団水道事業会計予算、同じく工業用水道事業会計予算など、21議案について審議され、全て原案どおり可決されました。

詳しい内容については、事務局に資料を保管しております。

以上、報告といたします。

○田中議長 以上で諸報告を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第1号は、監査委員の選任です。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

委員の定員は3名、任期は4年でございます。委員のうち、笠末正武氏が平成31年3月31日で任期満了となり退任されますことから、今回新たに清井浩氏に監査委員をお願いいたします。

清井氏は、昭和20年生まれ。東阪在住で、昭和43年大阪府立大学経済学部を卒業後、民間会社を経て平成9年4月に千早赤阪村議会議員選挙で当選。以後、平成29年4月まで20年の長きにわたり、千早赤阪村議会議員として活躍されました。また、議会選出の監査委員としても8年間務めていただきました。

このようなことから、私といたしましては経験が豊富で村政にも精通した清井浩氏が監査委員として最適任者であると考え任命いたしたく、議会の同意をお願い申し上げる次第でございます。よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

なお、御承認いただきますと、任期は平成31年4月1日から平成35年3月31日の4年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第1号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

しばらくお待ちください。

ただいま監査委員として議会で同意されました清井浩氏にお越しいただきました。

それでは、一言御挨拶をお願いいたします。

○清井浩氏 2年間御無沙汰しておりましたが、またこのような形でまたここに参加させてもらうことになりました。この間、村のほうでは非常にいろいろと事件といいますが、不祥事が発生しておりまして、これは非常に行政側に対しては言いにくいですが、コンプライアンスとかガバナンスに問題があったんじゃないかと。また、議会はそれをチェックする機能がなかったんじゃないかということが、住民の立場からすれば思います。そういう意味で、監査委員としても非常に大きな責任を感じておりますので、そういったことで皆さんに御協力いただいて、村のお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○田中議長 どうもありがとうございました。それでは、御退場をお願いいたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第2号専決処分(南部大阪都市計画森屋北西部(Ⅰ)地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例)の承認を

求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第2号は、平成31年1月10日付で専決処分いたしました南部大阪都市計画森屋北西部（Ⅰ）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、建築基準法の改正により、同法を準用している条例の条項ずれに伴う所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

本条例は、平成23年に制定をいたしました森屋北西部（Ⅰ）地区に建築できます建築物の制限を規定したもので、その要件は建築基準法の規定を準用しております。

平成30年4月1日に施行されました都市緑地法等の一部を改正する法律におきまして、本条例の参照先である建築基準法の項番号が「り」から「ぬ」に改正されましたことにより、本条例第4条第5号に条項ずれが発生しましたことから、法改正と同様に法別表第2の「り」と記載している部分を「ぬ」に改める改正を行ったものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 今回の専決処分につきまして、ちょっとお伺いしたいんですけれども、施行が平成30年4月1日ということなんですけれども、これまで十分に時間があったと思うんですけれども、まず1点、なぜ議会ではなく専決処分に至ったのか。そして、なぜこれだけ期間があいてしまったのか、お伺いできますでしょうか。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 御指摘のとおり、法律につきましては4月1日に施行されておりましたけれども、この条ずれに気づいたのが直近ということでございまして、この時期になったということで、おくれましたことまことに申しわけございません。おわび申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 こちらは、またなぜ専決処分になったのかという点についてはいかがでしょうか。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 この条例につきましては、先ほども申し上げましたとおり、森屋北西部の地区におきまして、建築ができる建築物の基準を定めているものでございます。この間、やはり村内での建築あるいは開発については、この間問い合わせ等はふだんからあるんですけれども、現在のこの「り」と「ぬ」の改正がなされてない状況では、その参照先である法律の条文を読むところが変わってまいりますので、建築できる建物の種類というものが全く違うところを読みに行くということもございますので、気づいた限り早急に対応する必要があると判断をいたしまして、今回専決処分のほうをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 つまり、気づかなかったということで。実際、この条例改正が必要な事案というのが何かあるのでしょうか。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 現時点でこの条例に基づく開発といったものは、現時点ではございません。

○田中議長 田村議員、いいですか。

○田村議員 以上です。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することにより異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第3号専決処分(平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第11号))の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第3号は、平成31年2月8日付で専決処分いたしました平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第11号)について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、台風24号豪雨により被災した村道の復旧に係る経費等を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を柏原人事財政課課長代理。

○柏原人事財政課課長代理 議案第3号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第11号)の承認を求めることについて御説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をします。

12ページをお開きください。

総務費でございますが、大阪府議会議員選挙費に要する費用を計上しております。

消防費は、災害時に備えて倒木除去等のためにチェーンソーを購入する費用を計上します。

衛生費、教育費は職員人件費で、人事異動に伴うものでございます。

次のページをお開きください。

災害復旧費、公共工事土木施設災害復旧費ですが、村道西峯学校線災害復旧工事に係る

費用です。その他施設災害復旧費は財源更正です。

歳入について説明します。

10ページをお開きください。

国庫支出金、国庫補助金、消防費国庫補助金は、チェーンソーの購入費用の財源で、災害復旧費国庫補助金は、災害復旧工事の財源です。村債は、災害復旧費で、災害復旧工事の財源です。

以上、簡単ですが説明とします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 災害復旧費について質問させていただきます。

土地購入費が418万円、これにつきましては、これまで土地購入することができずにこういう状態になったたということを聞いておりますが、この詳細ですけれども、対象の持ち主は何人おられてどういうことなのか、詳細をお願いいたします。

○田中議長 増田参事。

○増田施設整備課参事 まず、対象なんです、対象になられる方といたしましては個人1件、企業1件ということになります。前年度12月25日、村長の直接折衝により交渉が成立しております。それに基づきまして、村不動産評価委員会及び租税措置法の手続を実施いたしまして、今年度2月12日の契約締結となりました。登記完了につきましては、2月19日に完了しております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 この場所の復旧がおくれていた理由の一つに、この土地が購入できないということでありましたけれども、それが何度か協議してできたということですが、土地鑑定価格ですけれども、その辺の詳細についてもお伺いしたいと思います。何社に依頼をしてどういう結果になったのか、その単価なども教えていただきたいと思います。

○田中議長 増田参事。

○増田施設整備課参事 鑑定につきましては、2社より鑑定をとっております。単価につきましては、平米当たり1件が1,600円、もう一件が平米当たり1,650円となっております。それをもとに、村の不動産評価委員会のほうで検討していただきまして、上限額1,625円ということで買い取りいたしました。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 この額が高いのか、安いのか、その辺はもうわかりませんが、2社に鑑定を依頼しまして、その平均値といいますか、それで決定して、既に土地購入も完了したということで事業が、復旧工事ができるということになりましたので、地元の方も安心しておられると思いますが。

次に、工事に関連しましてですけれども、3月の広報には詳しく載せておりましたけれども、いつから本格復旧されるのか、その辺のこともわかりましたら。また、どっちみち地元に対してはいろいろ安全確保等、周知とかもしていただくことになると思いますが、その辺での御計画を教えてください。

○田中議長 増田参事。

○増田施設整備課参事 広報にも掲載させていただきましたように、国の災害復旧事業、事業費でさせていただくということになっておりまして、この工事に先立ちまして、現在調整池、被災下の小吹台団地東側調整池になるんですが、そちら側の排水のほうにだんだん木が腐ってきて閉塞するおそれがありますので、そちらを先に着手していくと。その状況により本体工事をまた計画的に実施していきたいと考えております。

以上です。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することにより異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第3号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第4号平成28年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算（追認）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第4号は、平成28年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算（追認）についてでございます。

本議案は、平成28年度から平成32年度の金剛山ロープウェイ指定管理に係る指定管理料について、平成28年度当初予算提案の際、債務負担行為について明記し、議決を得ておく必要がありながら、議決を得ることなく、その後各年度の契約を執行しており、このままでは無効となるので、追認の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を安井課長事務代理にお願いします。

○安井観光・産業振興課課長事務代理 議案第4号平成28年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算（追認）についてでございます。本来ならば、地方自治法第214条により地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかねばならないと規定されておりながら、その議決を得ることなく契約を締結したことが判明いたしました。平成28年3月開催の定例村議会で債務負担行為の議決を得ることなく契約を行ったことは、事務処理を行うに当たり関係法令等に関する認識を変えたことに起因するものであり、行政運営上あってはならないもので、深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

今後は、職員の関係法令遵守への意識強化を図り、手続に異論のないよう、議会の議決を得る必要がある案件の場合、予算執行課だけでなく、財政課それから総務課において議案を提出しているかをチェックするなどのさらなる方策を講じまして、二度とこのようなことが起こらないよう努めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

債務負担行為の議決を得ることなく契約を締結していたのは、金剛山ロープウェイ及び

香楠荘の管理運営に係る信越索道メンテナンス株式会社との協定でございまして、平成28年度から平成32年度までの5年間、金剛山ロープウェイの指定管理料を各年5,000万円とするものでございます。平成29年度以降の当初予算編成時には、債務負担行為がなされているものと考え、予算調書を作成し予算計上を行ってまいりました。しかしながら、このたび債務負担行為の議決をいただいていないことが判明しました。これにより、契約が無効となり、こちらの瑕疵により契約相手方に不利益を与えることになることから、今回改めて追認の議決を賜りたく、議案として提出させていただいたものでございます。申しわけございませんでした。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 先ほど議会の前に報告のあった信越さんの管理に関しての件ございまして、非常に偶然といいますか、複雑な思いの中で質問させていただくんですが、これ工事したら違法、無効となることの理由も書いてございますけれども、こうした大事なことを議会としても、私たちとしては全く気づかなかったんですけれども、どこでこのことが判明したのかお尋ねしたいと思います。

○田中議長 安井課長事務代理。

○安井観光・産業振興課課長事務代理 こちらのほう気づきましたのは、平成29年12月の監査時に監査委員のほうからの指摘により発覚いたしました。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 債務負担行為というのは改めて一体何なのかなということで、複数年度にわたって支出を予定するものについては、こうした扱いをしていかないとだめだということに、私らも改めて気づきましたけれども、債務負担行為をしているものといえ、ここからずれるかもしれませんけれども、どうしたものがある、直近では診療所なんかはちゃんと、過去をたどったらやっていたんですけれども、この件については28年度にやっておくべきことがやってなくて、29年度と30年度はこれなしに、執行されてるということについては、後でどうこうということはないのかどうか、その辺が不安なんですけれども、議決を欠いたという瑕疵を治癒するという判例に倣って追認決議をするということで、これで手続上は問題ないのか。私たちもわからない中でそのまま来てますので、改めて監査の重要性もわかった次第なんですけれども、その点についてはこの手続で、29年度、30年度については、これは間違いやった、あかんかったということが後から出てこないのか、改めてお尋ねします。

○田中議長 安井課長事務代理。

○安井観光・産業振興課課長事務代理 この平成29年、30年の過去にさかのぼった形ということで、追認の定義ということでちょっとお話しさせていただきます。

法令上、議会の議決を要求するということですので、議会の議決を受けなかった場合については、行政実例など等によりまして、議会を経ることなく、締結した契約は無効となるというのが判例の解釈の体制であるということでございます。通常は、無効の法律のほうについては、時間の経過や追認によっても効果を生ずることがないというものもありますが、今回の件につきましてはほかの判例、昭和49年の判例によりまして、議会での議決をいただきますれば、さかのぼって有効になるという解釈もございまして、これに従いまして今回提案をさせていただいているものでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 29年度の予算書、30年度の予算書などを見ましたら、債務負担行為としての表ではなくて、調査書というのが予算書の末尾にそれぞれ出ておりましたので、当然こういうのがあってのことやと、今見てそう思ったんですけれども。こうしたことが引き続き起こらないにしても、慎重に、担当課だけではなくて、ほかとも調査するという報告がございましたので、その後の扱いについてもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○田中議長 関口議員、いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 ちょっと気になったんですけれども、平成29年12月時点の監査で判明したというのが、なぜこの31年3月になって出てくるということになったんですか。

○田中議長 安井課長事務代理。

○安井観光・産業振興課課長事務代理 済いません。先ほど29年12月と申しましたが、平成30年12月の監査です。申しわけございません。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することにより異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第４号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第４号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第８、議案第５号千早赤阪村議会委員会条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第５号千早赤阪村議会委員会条例の改正について、地方自治法第１１２条の規定により提案するものでございます。

平成３１年３月１日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ、同じく田村陽、千福清英、藤浦稔、山形研介です。

今回の改正は、議案内容を全議員により詳細な審議を行い、よりよい村政を進めていくための改正でございます。内容といたしましては、総務民生常任委員会、文教建設常任委員会の委員定数を５人から７人にするものでございます。この条例は、平成３１年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案の理由並びに説明といたします。御議決いただきますようお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 自席へ。

ほかにはないので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第5号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第5号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

11時30分より再開をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第6号千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第6号は、千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、限られた職員数で多様化、複雑化する住民ニーズに的確に応えていくため

には、正規職員のみでは困難であり、専門的知識を有する者や社会経験豊かな者を村は非常勤職員として任用することで補っております。しかし、最近では民間企業の景気回復等により売り手市場となっているため、質の高い非常勤職員の確保が困難な状況になりつつあります。そのため、勤務条件を一部改善し、より多くの質の高い非常勤職員の確保を目指すため条例改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

千福議員。

○千福議員 一般職の非常勤職員さんの通勤費用の補助の件だと思うんですけども。ちょっとここに書かれてますような形で、より優秀な非常勤職員さんの確保を目指すという形の部分なんですけど、これ内容として10キロ以上とか15キロ未満、そしてまた15キロ以上、この一般の正規の職員さんと比較してちょっとどのような形になってるかお聞かせ願いたいと思います。

○田中議長 柏原課長代理。

○柏原人事財政課課長代理 一般職の職員につきましては、15キロ以上20キロ未満ということで、20キロ以上ということで、実際のほうは通勤距離に換算して通勤手当が支払われております。ただし、こちらのほうは非常勤職員ということですので、大体松原以南の南河内に近い方を前提として思っておりますので、そこまでの職員と同様の通勤手当にはしておりません。

以上です。

○田中議長 千福議員、いかがでしょうか。

○千福議員 一応よいほうでの改善されたというふうに解釈しておるんですが。

ちょっと話違うんですが、一般職の方、遠方から来られてる方もいらっしゃるかと思います。上限は幾らでしたっけ、非課税対象になる上限ちゅうのは。

○田中議長 柏原課長代理。

○柏原人事財政課課長代理 1月5万5,000円までです。

以上です。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 それを超える方々から、超える地域から通勤されてる方というのはいらっしゃるかどうか。

○田中議長 柏原課長代理。

○柏原人事財政課課長代理 今のところはいません。

以上です。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 了解しました。ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第6号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第7号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第7号は、千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、児童扶養手当法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第7号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第8号千早赤阪村ちびっこ広場設置条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第8号は、千早赤阪村ちびっこ広場設置条例の一部改正についてでございます。

本議案は、森屋ちびっこ広場について、当該土地においては既に土地所有者と賃貸借契

約を解除しており、ちびっこ広場としての利用もしていないことから、本ちびっこ広場を削除するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

藤浦議員。

○藤浦議員 よく住民の方に、このちびっこ広場のことについて、あれからどないなっとなやちゅうことをよう聞かれるんですけども、現在地裁から高裁のほうへ上告されてると思うんですけど、現状わかればちょっと教えてほしいと思いますんで、よろしく願います。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 現在の進捗状況でございますけども、先般の議会のほうで控訴を行うということを御承認いただいたわけでございますけども、先般２７日に第１回目の控訴審がございました。中では、一定のこれまでの状況証拠の確認を行ったものでございます。後日また判決について、議論することになりますが、次回の予定としまして４月１８日に第２回目を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○田中議長 藤浦議員、どうですか。

○藤浦議員 了解です。結構です。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第８号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１２、議案第９号千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第９号は、千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、愛玩動物の死体処理経費の増加により、廃棄物等の排出者に適当な受益者負担を求め、負担の公平性の確保を図るため、愛玩動物の死体処理手数料を引き上げるもの

でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第9号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第10号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第10号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国民健康保険料の府内統一化に向け、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の基準額を大阪府の運営方針にあわせるための改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第10号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第11号千早赤阪村消防団条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第11号は、千早赤阪村消防団条例の一部改正についてでございます。

本議案は、消防団長以下団員の報酬額を千早赤阪村消防団条例に明記し、消防団の役割、意義、活動に対する報酬を明確化するため改正を行うものでございます。また、附則において、関連する千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部改正をあわせて行うものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１１号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１５、議案第１２号村道路線認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１２号は、村道路線認定についてでございます。

本議案は、一般国道３０９号河南赤阪バイパスⅠ期、Ⅱ期区間の供用開始に伴い、現在供用中の国道３０９号の一部区間を村道として引き継ぐに当たり、村道認定を行うもので、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１２号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１６、議案第１３号平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１２号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１３号は、平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１２号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ１億７，６９３万４，０００円を減額いたしまして、予算総額を３８億１，９７２万８，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、村税、地方特例交付金、地方交付税等の一般財源の増減補正、また国庫支出金及び府支出金、繰入金、村債、その他特定財源の決算見込みに伴います増減の補正でございます。

一方、歳出につきましては、公共施設等整備基金積立金の増額補正や特定財源の確定等に伴います財源更正及び不用によります減額補正などを行わせていただきました。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第13号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第17、議案第14号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第14号は、平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

事業勘定において、歳入歳出それぞれ2,514万2,000円を増額いたしまして、予算総額を9億3,918万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料や府支出金の実績見込みに伴います増減の補正でございます。

歳出につきましては、実績見込みに伴います総務費、一般被保険者療養費等の保険給付費、保健事業費、諸支出金など、不用額の減及び増額でございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ128万4,000円を減額いたしまして、予算総額を3,091万円としたものでございます。

主なものにつきましては、実績見込みに伴います一般管理費の不用によるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第14号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、議案第15号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第15号は、平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本議案につきましては、歳入歳出それぞれ1,932万6,000円を減額いたしまして、予算総額を6億5,796万7,000円とするものでございます。

歳入の主な内容でございますが、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金などの、特定財源の減額及び保険料及び前年度繰越金の増額などがございます。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業の不用額の減額並びに財源更正や基金積立金の補正などがございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第15号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、議案第16号平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第16号は、平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ131万4,000円を減額いたしまして、予算総額を1億1,503万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては保険基盤安定繰入金額の確定などによる減額でございます。

歳出につきましては、広域連合納付金の経費の不用による減額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第16号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第20、議案第17号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第17号は、平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ293万円を減額補正いたしまして、予算総額を2億3,727万5,000円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金を111万5,000円、下水道使用料を11万5,000円、一般会計繰入金を170万円減額するものでございます。

歳出では、下水道総務費、下水道建設費、公債費の減額が主なものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第17号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、議案第18号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第18号は、平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ196万4,000円を減額いたしまして、予算総額を7,899万7,000円とするものでございます。

金剛山ロープウェイ及び香楠荘関係事業の進捗に従い、事業費の確定などにより不用と

なった歳出予算を減額し、あわせて歳入予算で運用収入を減額するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第18号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

ここで休憩に入ります。

午後1時00分より再開をいたします。

13時より再開いたします。御苦労さまでした。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○田中議長 再開をいたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第22、議案第19号平成31年度千早赤阪村一般会計予算から議事日程第27、議案第24号平成31年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の6議案を一括議題といたします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議事日程第22、議案第19号から議事日程第27、議案第24号までは、平成31年度の一般会計及び特別会計予算でございます。提案申し上げるに当たり、村政運営方針をもって所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆さんの村政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

初めに、昨年度を振り返りますと、4月には大阪府内で第1号、最も古い道の駅ちはやあかさかの売店が暫定的ではありますが、リニューアルオープンいたしました。このリニューアルは地域住民の皆さん、特に若者が中心となり、道の駅売店の改装を手がけていただきました。その後の運営も若者を中心とした法人により行われており、少子・高齢化が進む本村におきまして、ますます若い世代の活躍が期待されるものであります。

翌月の5月には、1カ月の間、中之島図書館におきまして村民の皆さん、議会議員の皆さんを初め、各種団体、議会、行政が垣根を越え、より多くの人々に本村の魅力、すばらしさをPRするイベントを実施いたしました。皆さんのおかげをもちまして、中之島図書館でこれまでに開催されてきたイベントでの来場者数をはるかに超え、過去最大となり、

また中之島でのイベントで本村を初めて知ってくださった方々が本村にも足をお運びになれるなど、本村の魅力を発信できた絶好の機会であったと考えております。

しかし、よき出来事ばかりではなく、自然の恐ろしさを身にしみて感じた年でもありました。6月には大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の大阪北部地震が発生しました。幸いにも、本村では大きな被害とはなりませんでした。高槻市では小学校の塀が倒壊し、尊い命が奪われました。本村におきましても、役場庁舎の耐震性が足りておらず、また建築から50年以上が経過し老朽化が進んでおり、役場職員はもとより、御来庁される方々の安全の確保、さらには防災拠点としての機能を果たすために、一刻も早い新庁舎の建設を進めてまいります。

また、9月には大型台風21号、24号が猛威を振るい、村内各地で大規模停電などの甚大な被害が発生しました。小吹台にあるげんき保育園園庭及び村道路肩が土砂災害により崩落し、園児の安全を確保するため、千早小吹台小学校の協力を得て保育を実施しているなど、今なお住民生活に影響があるところでございます。引き続き、関係機関の御支援をいただきながら、崩落箇所の早期復旧とより一層の安全・安心な暮らしの確保に向けて取り組んでいく所存です。

そして、今年度国や大阪府の動向に目を向けると、国においては新元号が発表されるとともに、約200年ぶりに天皇が退位され、皇位継承が行われる歴史的な1年となり、また4月からは全国統一地方選挙が始まるなど、新時代の幕あけとなります。大阪におきましては、2019年G20サミットやラグビーワールドカップの開催、また2025年大阪・関西万博の開催が決定され、インフラ整備や訪日外国人客のさらなる増加など、新時代を生き抜くための重要な年になると認識しております。

そのような中、本村におきましても河内長野市や大阪府域を超えた自治体間連携による楠公さんの大河ドラマ誘致に向けた広域的な取り組みが動き出すとともに、奥河内ムービー・プロジェクト実行委員会が設立され、本村や河内長野市を舞台にした映画、鬼ガールの2020年公開に向けた制作の取り組みが始まろうとしております。これらの新たな波を乗り越え、今までにない本村の魅力を創造し、交流人口の増加、観光産業、文化振興を図ってまいります。新たな時代の幕あけとなる今年度において、時代に取り残されない、時代おくれにならないためにも、固定概念や前例踏襲を捨て、村民の皆さんに寄り添った村を目指してまいります。

そのためにも、議員各位並びに村民の皆さんの多大なるお力添えをいただきながら、将来を見据えた魅力ある村政運営の実現を図っていく所存でございますので、議員各位におかれましても積極的に政策の御提案をしていただきますよう、何とぞよろしくお願い申し

上げます。

続きまして、平成31年度予算の概要及び本村の財政状況について申し上げます。

平成31年度の一般会計予算編成におきましては、国の経済政策の現状と地方財政の動向、本村の財政状況を踏まえ、第4次総合計画、過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、今年度から新たな取り組みや、より充実させた事業を重点的に実施いたします。

人口の維持、地域の活性化に向けた取り組みを行うため、地区及び民間団体と連携し、小回りの利いた空き家情報バンクの運営や空き家改修補助、新築マイホーム取得補助など、特に子育て世帯に重点を置いた移住施策、また民間団体が主体となり、地域活性化に取り組む活動への補助の拡充を実施します。とりわけ、地域活性化に取り組む活動への補助に関しましては、より柔軟に対応できるよう制度を再構築し、頑張る地域団体の皆さんを全力で応援してまいります。

また、村民の皆さんが安全・安心して暮らしていただけるよう、千早赤阪分署の高規格救急車を更新するとともに、消防団活動の充実、土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転・補強における補助制度の継続、公共施設等の長寿命化を図るための大規模改修を実施します。

さらに、夢を持って子育てができるよう、質の高い幼児期の教育、保育の提供と、仕事と子育ての両立ができる環境づくりとして、来年4月の開園に向け、民設民営による認定こども園の計画的な整備に公私連携して取り組むとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援体制の平成32年度運用開始に向け準備を行い、また、「おおさか河内材」を使用した出産祝い品の贈呈、乳児期の子育てに係る経済的負担を軽減するため、子育て世帯への紙おむつ購入費用の助成や、紙おむつを捨てるためのゴミ処理シールを交付するなど、子どもの健やかな成長と安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいります。

厳しい財政状況であるとの認識のもと、持続可能な財政運営に向け、選択と集中による限られた財源の有効活用の中で、村民の皆さんの声を少しでも多く反映できるよう、強い決意で平成31年度予算編成に臨みました。

その結果、平成31年度当初予算における一般会計は、対前年度比2.7%増の36億2,060万1,000円となっています。

特別会計の総額は21億3,687万円で、一般会計及び特別会計の総額は57億5,747万1,000円となりました。

それでは、平成31年度に取り組む主要な施策について、第4次総合計画におけるむら

づくりの基本方向の6つの基本柱に沿って説明申し上げます。

まず、基本柱1、「安全・安心・環境～豊かな自然と共生し やすらぎのある暮らしを育む むらづくり～」につきましては、防災対策の推進では新庁舎の建設について、大規模災害が発生した場合に十分な防災機能を発揮し、村民の皆さんが安全・安心して利用できる庁舎として整備するため、一日も早い防災拠点施設の完成を目指します。B & G海洋センターなどの建物の老朽化が進む公共施設につきましては、長寿命化を図るべく、屋上防水改修やトイレ改修など、大規模改修工事に着手します。

また、昨年9月には台風21号の暴風雨による倒木や土砂災害が発生し、村内各地の大規模停電や屋根の破損等、多大な被害がありました。本村としましては、住民の皆さんがより安全・安心して生活できるよう、土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転、補強における補助制度を引き続き実施するとともに、被害の拡大を防ぐためには地域住民の一人ひとりが自主的な防災活動を行うことが重要なことから、自主防災組織の育成を通じて、被害の低減、地域の防災力の向上を目指します。

さらに、住宅耐震化事業では、耐震診断、設計、改修費用の補助、また耐震性の低い住宅並びにブロック塀の撤去費用についての補助も引き続き実施します。

消防・救急体制では、老朽化した千早赤阪村分署の高規格救急車の更新、消防団員の活動手当の創設を行い、消防・救急体制の充実を図ります。

環境関係では、生活排水の基本計画である千早赤阪村生活排水処理計画につきまして、計画目標年次は平成37年、中間目標年次は平成33年となっておりますが、昨今の人口減少や社会情勢の変化などを踏まえ、本村の実情に合った生活排水処理の事業推進など、本計画の見直しを行います。

水道事業では、大阪広域水道企業団と連携を図り、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するよう努めます。

公共下水道事業では、昨年度に引き続き、水分地区の污水管渠布設工事を実施するとともに、富田林市、太子町、河南町及び本村で取り組んでおります4市町村下水道事務広域化の共同発注により、ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

また、下水道処理区域外につきましては合併処理浄化槽の設置補助や処理浄化槽の維持管理補助などにより、浄化槽の設置及び適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上などに努めます。

下水道事業の経営面におきましては、経費回収率が府内最低となるなど極めて厳しい経営状況にあることから、今後の下水道事業のあり方を抜本的に見直すとともに、経営状況

の明確化を図るため、公営企業会計制度の導入を検討します。

次に、基本柱２「健康・福祉～心と体の健康を みんなで育む むらづくり～」につきましては、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して教育・保育を提供する枠組みとして、民設民営による認定こども園の整備を公私連携により平成３２年４月の開設を目指して進めます。

また、子どもの健全育成に向けた子育て支援を総合的に推進するため、第２期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画を策定し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制を強化するため、子育て世代包括支援センター、子育て支援拠点事業、子ども家庭総合支援拠点の３つの機能をあわせ持つ支援拠点を平成３２年度に開設できるよう準備を行います。

また、国民健康保険診療所の運営におきましては、診療体制の充実及び地域医療の推進に努めます。

そのほか、骨髄移植後の定期予防接種ワクチンの再接種費用の助成の開始や風疹対策などを行い、感染症の予防や蔓延の防止に努めます。

高齢者福祉では、超高齢社会に対応するため、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第７期）に基づき、高齢者が住みなれた地域でいつでも安心して暮らせるよう、認知症初期集中支援事業を実施します。また、地域包括支援センターを中心に介護予防事業を積極的に実施し、地域包括ケア体制のさらなる強化に取り組みます。

国民健康保険では、昨年度から大阪府が財政運営の責任主体となり、大阪府で一つの国保として運営されています。これにより、保険料につきましても今後保険料率が府内で統一されますが、本村では保険料が急激に増加することがないように、村財政調整基金を運用し、昨年度並みに据え置きます。

次に、基本柱３「教育・歴史・伝統～歴史・文化、人が育む むらづくり～」につきましては、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質、能力を一層確実に育成するため、引き続き学力向上などに取り組みを推進します。

英語を使えるこごせっ子を育む千早赤阪村として、小学校外国語教育につきましては、平成３２年度から施行される新小学校学習指導要領の内容を先行して取り組んでいるところですが、幼稚園から中学校までつながる系統的かつ先進的な英語教育を一層推進します。中学生、高校生を対象とした海外派遣事業につきましては、事前研修の充実に力を入れるなど、効果的な運用に努めます。中学生の英語検定につきましては、これまでの成績を分析し、その向上策を学校とともに考えてまいります。

また、教育施設等環境整備として、各校の校舎の劣化状況を把握しながら、財政負担が

過大にならないよう改築計画を策定します。また、ICTの効果的な活用やプログラミング教育の推進などにつながるよう、小・中学校の教具用パソコンをデスクトップ型からタブレット型に変更します。

村立こごせ幼稚園が今年度末をもって閉園し、公私連携による認定こども園を開園するに当たり、園児に対する必要な移行措置や幼児教育と義務教育の連携を進めます。また、共働き世帯を支援するため、要望の多い学童保育につきましてもさらなる充実を図ります。

まず、学童保育における運営補助金を増額し、利用料金の負担を軽減します。次に、千早小吹台小学校のみで行っていた学童保育を赤阪小学校でも行うべく、設置に向けた準備を進めてまいります。

さらに、子育て世代の負担軽減や安心して子育てができる環境づくりとしまして、小学校入学前にさまざまな準備費用がかかるところ、4月以降に行っていた就学援助における入学準備金の補助を入学前の3月までに前倒しで支給いたします。これまで実施しております学校給食費補助金につきましても、今年度も引き続き実施します。

社会教育関係におきましては、生涯学習講座を大学と連携して充実させるとともに、観光ガイドの育成にも結びつけるなど、新たな官学の連携を検討しているところです。

また、文化振興につきましては、ふれあい展を地域や世代を超えた交流の場とするため、後方支援しています。

スポーツ振興につきましては、B&G海洋センターの機能向上、利用促進を目指し、体育協会とも協議しながら施設改修を行います。

次に、基本柱4「観光・産業・地域振興～地域資源を生かし村民の元気を育む むらづくり～」につきましては、東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博で増加する観光客を本村に呼び込むため、観光振興として観光ガイドの育成を行っていきます。これまで観光ガイドを担ってきた楠公史跡保存会とも協力し、本村の歴史や自然について説明できる担い手をふやしていく予定です。

道の駅のリニューアルにつきましても、検討委員会の議論を踏まえて一定の方向を出していきます。これまでの検討委員会やワーキンググループで提案された意見をもとに、農産物販売や観光案内機能の充実等において、実現可能な方策を他の取り組み事例の視察や現在の道の駅での試行運用を行いながら探っていきます。

金剛山ロープウェイや香楠荘につきましては、開業後相当の年数を経ていることから、施設の老朽化が進んでおります。今年度では、これらの施設だけでなく、ちはや園地や府営駐車場ともあわせて一体的に活用する方策や施設の更新、魅力向上などを大阪府や指定

管理業者とともに検討を行っていきます。加えて、通信線整備工事を実施するなど、引き続き観光客が安心して利用できる施設となるよう努めるとともに、金剛山周辺のにぎわいづくりに向けて取り組みます。

農業振興につきましては、担い手の高齢化や遊休農地での増加等、本村の農業を取り巻く環境が非常に厳しい中、優良な農地の保全や農業振興を図る各種施設を計画的に実施するための農業振興地域整備計画を平成32年度に改定すべく、今年度は担い手や基盤整備状況などの基礎調査を実施します。

農の活性化プロジェクトにつきましては、大阪府と共同で、民間協力事業者と公民連携で事業を展開しているところです。引き続き、本プロジェクトの3本柱の取り組みであるいちごの産地づくり、圃場整備による企業の農業参入、棚田の保全活動を推進します。

その中でも、今年度は昨年1月に誕生した新しい特産いちご、ちはや姫のさらなるブランド化を図るため、千早赤阪村農の活性化プロジェクト応援団である企業の協力を得て、その品質や認知度、さらには魅力の向上に向けた取り組みを推進するとともに、本村のいちご産地の担い手となる新規就農者の確保、育成を重点的に取り組みます。

次に、近年、有害鳥獣による農業被害が問題となっており、その被害を最小限に抑えるため、捕獲、有害鳥獣を近づけない、電気柵等による防護等の対策を総合的に取り組んでいく必要があると考えております。そこで、農業者等がみずから被害防止柵を設置するために要する経費の一部助成や、猟友会へのイノシシ捕獲の委託事業、アライグマ捕獲おりの貸し出し、捕獲した個体の処分等の捕獲対策、また有害鳥獣の被害を防止する方法等についての講義の開講につきましても、引き続き実施します。

イノシシ捕獲につきましては、現在一部地域におきまして、地域活動の一環として自主的にその体制づくり等に取り組んでいただいているところでございますが、村としてもこうした取り組みを支援するとともに、他地区への波及を促すため、今年度から民間人が構成員となる鳥獣被害対策実施隊を大阪府内で初めて設置し、イノシシの捕獲を中心にその被害防止策に取り組めます。農業振興の取り組みの主役は農業者であり、今後とも農業者と行政等との適切な役割分担のもと、お互いに協力しながら各種施策に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、木材価格の低迷や所有者不明の森林の増加等により、これまでどおり森林管理には限界が生じているところから、森林が持つ災害防止機能などの公益的機能が十分に発揮されるよう、国民みんなで支える仕組みとして森林環境税が創設されました。今年度から、本村にも森林環境譲与税が配分されることとなるなど、本村に求められる適切な森林管理の役割はますます大きくなっています。

こうしたことから、本村におきましては、意欲ある林業事業体が実施する森林施業の推進や、間伐、搬出を促進するための補助制度に引き続き取り組むとともに、公共施設における木質化等の木材利用の促進を図ってまいります。

また、林道整備にかかわる原材料補助制度を新たに創設し、森林管理がより適切に実施できるよう林業環境を改善します。さらに、昨年の台風で被害を受けた森林の整備に対しては、補助率を引き上げて助成を行うことで早期復旧を図ります。

商業振興では、今年度につきましては、特に将来の地域経済を担う有望な起業家に対して、開業支援を積極的に行い、本村の産業振興と雇用創出、さらには村民の皆さんや観光客などの利便性が向上するよう、活気ある村づくりに取り組みます。あわせて、製造業などの企業立地や設備投資に対して、固定資産税軽減の導入などの税制優遇策を引き続き実施します。

次に、基本柱5「建設・交通～村民の快適な暮らしを育む むらづくり～」につきましては、村道整備及び維持管理では、老朽化が著しい道路舗装や橋梁などの延命化のための予防的補修、計画的な維持管理が大きな課題となっています。

道路舗装につきましては、これまで平成28年度から平成30年度までの3カ年を集中期間として位置づけ、村道整備計画を基本に、毎年度事業約5,000万円を投資し整備を進めてまいりましたが、未整備箇所もあり、地区要望も年々ふえている状況です。今年度は、予算規模を約1億円とし、引き続き計画的な舗装補修工事を行うなど、適切な村道の維持管理に積極的取り組みます。

橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、水分地区の棟株橋の補修設工事、また地震時の緊急交通輸送路確保のための桐山地区の桐山大橋の耐震設計業務を実施します。また、村道以外の生活道路に対する支援につきましては、引き続き、生活道路整備補助により、村民の皆さんの生活環境の改善に努めます。

また、安全・安心な交通の確保を図るため、経年劣化したカーブミラーの取りかえを計画的に進め、村民の皆さんや来村者が通行しやすい交通環境の整備に積極的に取り組むとともに、自然災害などによる倒木の未然防止、道路交通の見通しの改善を目的に、村道沿道の支障木を伐採する地区に対して、（仮称）村道等支障木伐採事業補助制度を創設します。

広域道路網につきましては、国道309号河南赤阪バイパスの第3期区間の早期事業化、村立中学校下の府道富田林五條線の線形改良、その他府道の急カーブや幅員狭小箇所の解消、車両の通行の支障となっている樹木の除去、安全対策などにつきまして、引き続

き大阪府に要望いたします。

特に、府道富田林五條線は本村の生命線であることから、災害時の緊急交通路の確保や地域の活性化を図ることを目的に、大阪府と奈良県を結ぶ府県間道路の実現化に向け、活動団体である期成会の設立を目指し、国や大阪府に積極的に要望活動を展開します。

地域公共交通におきましては、今後ますます高齢化が深刻化する中、村民の皆さんが快適に暮らすことができるよう、高齢者や妊産婦などの方に対し、引き続きタクシー運賃を助成し、買い物や通院など村内外への移動がドア・ツー・ドアで完結できるよう支援いたします。また、役場職員も公共交通機関を利用する取り組みとしてノーマイカーデーを引き続き設けるなど、地域公共交通の確保、維持に努めます。

定住人口増加に向けた取り組みとしましては、所有者や移住希望者、地区などの空き家情報バンクをより活用しやすく、小回りのきいたサービスを受けられるよう、引き続き民間団体に運営を委託するとともに、地域おこし協力隊員による移住後のアフターフォローも実施するなど、地域や行政が手を取り合って移住者の受け入れをスムーズに行える環境づくりに取り組みます。また、移住・定住支援策として、今後の本村の将来を担い支える子育て世帯に重点を置き、新築マイホームの取得に係る費用や移住に要する空き家の改修補助、引っ越し費用補助、家賃補助を引き続き実施し、村民の皆さんがいつまでも住み続けたい村づくりを目指します。

次に、基本柱6「協働・行政経営～村民と行政がともに育む むらづくり～」につきましては、協働による村づくりでは、平成29年度に地域おこし協力隊として就任した2名の隊員には、棚田での田植え体験などを通じて、都市の住民との交流や休耕田の再生、また地区の空き店舗を借り上げてリノベーションを行い、新たな活動拠点として空き家を利活用するとともに、地区と連携し空き家に移住者を呼び込むなど、活動に従事していただきました。今年度は、地域おこし協力隊員として活動期間の最終年度となります。2名の隊員が退任後も定住し、生業を見出し、地域経済の一つとして成り立つよう起業、定住に向けた支援をするとともに、引き続き地域と密着した活動に従事していただき、地域力の維持強化を図ります。また、地域活動活性化事業につきましては、より柔軟に活用しやすい制度として拡充し、住民の皆さんの村づくり活動を応援します。

さらに、情報公開を進めパブリックコメント制度を活用するほか、住民意識調査によって住民の皆さんの声に耳を傾けるとともに、村政まちかど講座もより一層活用していただけるよう、多くの村民の皆さんが行政に参画できる機会づくりに努めます。

特に、情報発信におきましては、村民の皆さんの生活や活動にさまざまな利便性とサービス向上、情報のリアルタイムをもたらすとともに、村外の方が本村に興味をより一層持

っていただけるよう、本年３月に村ホームページのリニューアルを実施いたしました。今後も、より見やすく、よりわかりやすい広報、公聴に心がけ、情報発信の充実を図ります。

また、昨年１０月に開局した千早赤阪村役場内簡易郵便局の積極的な利用を周知するとともに、平日に来庁できない方に対し、引き続き電話予約により住民票等の証明書を土曜、日曜に交付するなど、引き続き住民サービスの向上を図ります。

行財政運営では、自主財源の確保として滞納整理の強化により、村税の徴収率の向上に努めるとともに、引き続き村税、国民健康保険料等のコンビニ収納を実施し、利便性の向上を図ります。

行政の広域化の推進では、これまで成果の検証を行いつつ、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、本村による、より効果的な広域共同事務処理を進めます。

また、下水道におきましても、富田林市、太子町、河南町、本村による広域化を進め、事務の効率化と住民サービスの維持、向上に努めます。

以上が今議会に提案しております平成３１年度当初予算と施策の概要でございます。

村政運営におきましては、私は村民の皆さんに、千早赤阪村に住んでよかったと実感いただくことが何より重要であると考えております。そのために、教育や子育て、福祉の充実、産業振興、防災対策に全力で取り組み、活力ある自立した村づくりを推進してまいりますので、議員各位、村民の皆さんのお力添えをお願い申し上げます。

冒頭に申し上げましたように、今年は平成という一つの時代が終わりを告げ、新年号に移行する節目の年となります。いよいよ東京オリンピック・パラリンピックも来年に迫り、２０２５年大阪・関西万博の開催が決定され、新しい時代の幕あけとなる年でもあります。本村は、どのようにしてこの新しい時代を生き抜くか、今まさに本村の持続可能性が問われており、もはや課題の先送りは許されない、待ったなしの状況でございます。

１０年、２０年後の本村が引き続き自立していくためには、村民の皆さん、議会、行政が三位一体となって新しい時代に立ち向かう覚悟が必要となります。村長に就任してから今日まで、村政の発展のために邁進してまいりましたが、平成のその先の時代に、緑豊かな我が郷土を引き継ぐため、決して困難な状況から目をそらすことなく、諸課題に全力で立ち向かう所存であります。

議員各位並びに村民の皆さんには、村政運営により一層力強い御支援、御協力をお願い申し上げ、私の所信の一端といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長　続きまして、議案第１９号から議案第２４号の一般会計予算及び特別会計予算につきましては概略説明がございます。

柏原人事財政課課長代理。

○柏原人事財政課課長代理 議案第19号平成31年度千早赤阪村一般会計予算から議案第24号平成31年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の概略を説明します。

まず、一般会計予算です。予算書の1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算総額、歳入歳出それぞれ36億2,060万1,000円と定めるものです。

同条第2項の第1表歳入歳出予算は、後ほど予算書附属説明により説明します。

第2条の第2表債務負担行為につきましては、6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の施設維持管理運営委託ですが、平成31年度から3年間指定管理期間で、いきいきサロン運営委託は社会福祉協議会を指定管理者とします。平成31年度は、当初予算に予算を計上しています。平成32年度、33年度の2カ年の施設維持管理運営委託料1,400万円を限度額とするものです。

計画策定等委託料ですが、平成31年度から農業振興地域整備計画見直し業務に伴う委託料で、限度額は400万円です。

次に、第3表の地方債は、起債の目的、限度額などについて定めています。村道・橋梁整備事業、限度額1億2,510万円から給食調理・配送業務委託事業、限度額3,000万円まで10事業、総額2億7,650万円が過疎対策事業債で、償還期限は12年、据置期間が3年です。

水道事業一般会計出資債は、大阪府広域水道企業団との水道事業の統合によるもので、限度額は4,300万円、償還期限は30年、据置期間が5年です。

臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足を補うもので、限度額は1億1,700万円、償還期限は20年で据置期間が3年です。

1ページへお戻りください。

第4条は、一時借入金の最高額を5億円と定めています。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものです。また、予算の説明資料ですが、114ページから118ページは給与費明細書、120ページ、121ページは債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しております。後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

続きまして国民健康保険特別予算です。123ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ9億2,939万2,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,551万9,000円と定めるものです。

同条第2項の第1表歳入歳出予算は、後ほど予算書附属説明資料により説明します。

第2条は、一時借入金の最高額を事業勘定3,000万円、診療施設勘定500万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めています。

続きまして、介護保険特別会計予算です。予算書の161ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億2,047万5,000円と定めるものです。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により説明します。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めています。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算です。予算書の187ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,484万4,000円と定めるものです。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により説明します。

続きまして、下水道事業特別会計予算です。201ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,511万1,000円と定めるものです。

同条第2項の第1表歳入歳出予算は、後ほど予算書附属説明資料により説明します。

第2条の地方債は、204ページに起債の目的、限度額、償還期間などについて記載しております。

第3条は一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものです。

第4条は、歳出予算の流用について定めているものです。また、予算の説明としまして、222ページから225ページに給与費明細書、226ページ、227ページには地方債に関する調書を添付しております。後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

続きまして、金剛山観光事業特別会計予算です。予算書229ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億152万9,000円と定めるものです。

同条第2項の第1表歳入歳出予算は、後ほど予算書附属説明資料により説明します。

第2条は、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めているものです。

続きまして、歳入歳出予算について、予算書附属説明資料で説明をします。

お手数ですが、2ページをお開きください。

平成31年度会計別予算額比較表でございます。

一般会計と特別会計の総額は、57億5,747万1,000円で、前年度と比べまして2億1,254万3,000円、3.8%の増です。

次に、3ページをごらんください。

一般会計の款別内訳の歳入の部分です。主なものを説明いたします。

村税の減は、主に個人村民税及び固定資産税の減によるものです。

地方譲与税から交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画や過去の実績を勘案し予算を見込んでおります。

府支出金の増は、民生費府補助金の増などが主な要因でございます。

寄附金の減は、ふるさと応援基金の減が要因です。

繰入金の増は、財政調整基金繰入金や公共施設等整備基金繰入金の増が要因です。

村債の減はE S C O事業の工事完了に伴う過疎対策事業債の減が要因です。

次に、4ページをごらんください。歳出予算の目的別内訳です。主なものを御説明します。

総務費の減は、くすのきホールや保険センターなど、E S C O事業の工事完了や企業誘致促進補助金などの減が主な要因です。

民生費の増は、認定こども園関係経費が主な増の要因です。

土木費の増は、村道維持工事や村道支障木伐採事業補助金の増が主な要因です。

教育費の増は、村立小・中学校のタブレット式パソコン購入事業などの増が主な要因です。

次に、5ページをごらんください。

歳入の自主財源と依存財源の内訳です。

款ごとの増減の要因は先ほど説明しましたので、省略します。

右6ページの棒グラフは、平成22年度からの推移となっています。平成27年度決算までは、村税の減により自主財源が減少傾向にありました。しかし、平成28年度からはふるさと応援基金の増により自主財源が若干増加しております。

次に、7ページをごらんください。

一般会計予算の性質別内訳です。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費については平成31年度予算の39.6%で、普通建設事業費の増により投資的経費は13.8%となっています。個々の項目ごとの説明は省略させていただきます。

次に、9ページをごらんください。

村税の状況です。

村税の個人は、生産年齢人口の減少により1,240万円の減、法人税は平成30年度決算見込みにより306万1,000円の増、固定資産税は土地の下落に伴う評価額の減により430万円の減で予算を計上しております。

下段の棒グラフは村税の推移で、平成22年度の決算額から約1億2,000万円の減少となっています。

次に、10ページをごらんください。

地方交付税等の状況です。

普通交付税、特別交付税及び地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債は、ほぼ同額で予算を計上しています。

下段の棒グラフは、地方交付税の推移です。普通交付税は、国勢調査の人口の減少があれば当然減少するのですが、人口減少等特別対策事業費などで、現在のところ横ばい傾向にあります。

次に、11ページをごらんください。

地方債の状況です。

本年度予算額4億3,650万円のうち、過疎対策事業債が2億7,650万円、大阪広域水道企業団との水道事業の統合による水道事業一般会計出資債が4,300万円、地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債が1億1,700万円です。

下段の棒グラフは、地方債の残高の推移です。平成26年度から地方交付税の算入がある過疎対策事業債は増加をしておりますが、過疎対策事業債以外の地方債については減少しております。

次に、12ページをごらんください。

基金繰入金の状況です。

本年度は、財源不足を財政調整基金から6億900万円、村立小・中学校のタブレット式パソコン購入やインフラ整備に充てるため、教育施設整備基金から2,000万円、新庁舎建設関係費や海洋センター改修事業に充てるため、公共施設等整備基金から8,145万7,000円を繰り入れるものでございます。ふるさと応援基金繰入金は、総務省の通達により返礼品を見直したことによる寄附金の減に伴い、前年度より6,500万円の

減で1,000万円を繰り入れるものでございます。

下段の棒グラフは、財政調整基金、減債基金や公共施設等整備基金などの残高の推移です。

次に、13ページをごらんください。

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。平成31年度一般会計当初予算では、地方消費税交付金を9,000万円で計上しておりますので、9,000万円の17分の7に相当する3,705万9,000円が社会保障施策経費に充当する財源でございます。国から示されている例示をもとに、記載のとおり社会福祉関係経費、社会保険関係経費、保健衛生関係経費に充当しています。

次に、14ページをごらんください。

平成31年度一般会計予算で1,000万円を計上しておりますふるさと応援基金の充当事業を記載しています。

次に、15ページ、16ページをお願いします。

予算額から見た主な指標などを記載していますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

続きまして、17ページをごらんください。

国民健康保険特別会計予算（事業勘定）です。

本年度予算額9億2,939万2,000円で、前年度と比べまして3,056万4,000円、3.4%の増です。歳入の増の主な要因は、保険給付費等交付金、財政調整基金繰入金などによるものです。歳出の増の主な要因は、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、一般被保険者医療給付費などによるものです。

続きまして、18ページをごらんください。

国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）です。

本年度予算額2,551万9,000円で、前年度と比べまして58万8,000円、2.4%の増です。歳入の増の要因は、一般会計及び事業勘定繰入金によるもので、歳出の増の要因は、総務費、診療所への送迎手数料の発生によるものです。

続きまして、19ページをごらんください。

介護保険特別会計予算です。

本年度予算額は7億2,047万5,000円で、前年度と比べまして4,879万9,000円、7.3%の増です。歳入歳出とも、平成30年3月に見直しを行った老人

保健福祉計画及び介護保険事業計画第7期に基づき予算計上しております。

続きまして、20ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計予算です。

本年度1億1,484万4,000円で、前年度と比べまして228万円、2.0%の増です。主な増の要因は、後期高齢者医療保険によるものです。歳出の増の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金によるものです。

続きまして、21ページをごらんください。

下水道事業特別会計予算です。

本年度予算額2億4,511万1,000円、前年度と比べまして487万7,000円、2.0%の増です。歳入の増の主な要因は、国庫補助金や一般会計繰入金などで、歳出の減の主な要因は下水道費の下水道総務費で公営企業会計検討支援事業に伴う委託料や、南河内4市町村の下水道事務広域化の事務の負担金によるものです。

続きまして、22ページをごらんください。

金剛山観光事業特別会計予算です。

本年度予算額1億152万9,000円、前年度と比べまして3,071万8,000円、43.4%の増です。歳入の増の主な要因は、一般会計からの繰り入れによるものです。歳出の増の主な要因は、索道事業のロープウェイ通信線配線改修工事関連に伴うものの増でございます。

以上、当初予算の概略説明とします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより総括質疑に入りますが、平成31年度予算6議案につきましては、議会運営委員会において、それぞれ所管の常任委員会に付託する旨決定しておりますので、詳細な質疑は常任委員会をお願いをいたします。

それでは、6議案に対する総括質疑に入ります。

井上議員。

○井上議員 公明党井上浩一でございます。村長の運営方針について4点質問させていただきます。

1点目は、防災についてですが、現在防災拠点として新庁舎の建設を進めておられますが、避難所については今までの災害における教訓から、さまざまな課題があると思われます。また、自主防災組織の育成についても現在少しずつ進めておられるようですが、近年の異常気象や南海トラフ地震対策として急ぎ進めなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目は、健康・福祉の観点から質問いたします。

今回、B & G海洋センターを老朽化が進んでいるので改修をするということですが、安全面は当然であります、健康の増進、福祉の向上という面の改善については考えておられるのでしょうか。

3点目は、金剛山ロープウェイについてお聞きします。

ロープウェイ、香楠荘ともに老朽化が進んでいるので、施設の更新や魅力向上などを目的に、ちはや園地や府営駐車場と合わせて一体的に活用できるように検討されるのでしょうか。

最後に、文化振興についてお聞きいたします。

ふれあい展を後方支援されるのですが、本村においては文化芸術についての啓発事業が少ないように思われるのですが、文化活動支援についてのお考えを伺いたいと思います。

以上、4点についてお願いいたします。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 まず最初に、防災についてでございますが、災害から命を守るためには早目の避難を心がけることが大切でございます。そのために、避難所については機能性確保が求められています。くすのきホールにつきましては、ホール自体が停電になっても避難機能を果たさなかったことから、平成32年度に予定している大規模改修にあわせ、非常用電源設備の機能強化を検討します。

次に、自主防災組織の育成についてでございますが、被害の拡大を防ぐには、自分の身の安全は自分で守るといった意識のもと、一人一人が自主的な防災活動を行うことが重要でございます。そのため、区長会の会議の場でも、全地区での自主防災組織の設置を促すとともに、既に自主防災組織を立ち上げている地区には、防災訓練やリーダー育成研修などを通じ、地域の防災力の向上を目指します。

また、B & G海洋センターの改修については、建設後28年が経過し、雨漏りや建物の老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化を図るべく、主に建築面での大規模改修を実施するものです。あわせて、スポーツ振興、健康増進の観点から、さらには災害時に避難所としての機能を有することから、施設の機能向上についても検討いたします。そのために、現在体育協会など利用者団体とともに協議しながら、施設改修の項目や実施時期について検討を進めているところであり、村民にとってよりよい改善となるよう、平成31年度に行う実施設計に反映してまいります。

次に、金剛山ロープウェイについてでございますが、金剛山ロープウェイや宿泊施設である香楠荘は開業後半世紀を経ており、施設の老朽化が進んでいます。今後、厳しい財政

状況を踏まえつつ、施設改修も含む施設のあり方や魅力向上策等について検討していきます。特に、村営ロープウェイについては、耐震診断の結果や税収への寄与も踏まえて判断していく必要があります。魅力向上策の検討を進めるために、まずロープウェイや香楠荘だけでなく、大阪府が管理する金剛登山道駐車場、星と自然のミュージアムやキャンプ場も含めた施設との連携を念頭に、大阪府とともに民間事業者から広く提案を求めるサウンディング調査、いわゆる市場調査を実施する予定としておりましたが、今回の情報漏えいを受け、改めて府と協議し、今後の方向性を見きわめてまいりたいと考えております。

最後に、文化振興でございますが、文化芸術は人々をひきつける魅力や社会への影響力を持つソフトパワーでございます。このソフトパワーを生かし、地域の魅力を高めていきたいと考えております。これまで地域の文化を伝える場として、生涯学習講座や博物館講座を行ってまいりましたが、平成31年度からは協定を持つ阪南大学の協力を得、観光分野と結びつけながら内容の充実に努めてまいります。また、住民の自主的な活動を応援するため、ふれあい展、コンサートについては後方支援に移行してまいります。自立的に活動する団体をこれまで以上に支援すべく、平成31年度から地域活動活性化補助金の枠組みを拡大、充実する予定でございます。こうした補助金も活用いただきながら、自主性を持って活動する文化活動団体の支援に力を入れていく考えでございます。さらに、文化芸術の創造、交流、発信の拠点として、村民の身近な文化芸術活動の場となるくすのきホールについては、文化活動団体などとの意見を聞きながら改修を行い、機能向上を図るとともに、適正な維持管理に努め、文化芸術の振興を支えていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 申しおりましたが、関口議員から自席にて質疑をお願いいたします。

続きまして、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党関口ほづみです。私は、平成31年度予算上程に当たり、村長の村政運営方針について、また今後の村づくりについて質問をいたします。

まず、平成31年度予算についてでございます。

村長が2004年、平成16年7月就任以来、4期15年目となり、今回提案された予算は村長就任最後の本格予算となります。この15年の間には、就任3年目の4月に、村が生き残るためには合併しかないと強引に合併を進め、住民を二分し、合併は破綻しました。また、新庁舎建設については、くすのきホールを解体して新庁舎を建設する計画を進めました。しかし、村民の反対や建設費が膨れ上がることなどがわかり、現在の場所に建設することになりました。この間、村政を預かる長としてどのように村政を進めていこうとしてきたのか。特に、平成31年度予算での大きな施策は何かお伺いします。

次に、地域おこし協力隊等の活動について伺います。

私どもが過去より提案してきました若者定住策の空き家バンク、新築取得補助や家賃補助などが実施され、昨年11月より運営をちはやあかさかくらすに委託しています。若者定住促進事業を活用し、平成27年から昨年12月までに36世帯、84人が移住しているなど、成果が見られます。これには、ちはやあかさかくらす、地域おこし協力隊、地区などが協力し、人口維持に大いに貢献していると思いますが、村はどのように評価しているかお伺いいたします。

職員数、配置体制などについて伺います。

昨日、村幹部職員が情報漏えいで村が処分したことが、報道機関により報道されました。地方公務員として守るべき義務を守っていなかったことや、業者から接待を受けたことなど、非常に残念でなりません。こうしたことを繰り返さないために、今後真相を究明し、住民から信頼される役場となるよう関係者が力を合わせて、信頼回復に向けて努力していかななくてはなりません。そのためにも、役場の職員数や配置体制、地方自治体職員としての教育など、改めて点検する必要があるのではないのでしょうか。

まず、村職員数は正規職員、非正規職員、再任用や任期付き、嘱託、パートなど含めると、全職員数は何人になるのでしょうか。ことし3月末で大阪府からの理事など、4名は府に復帰する予定ですが、その後の体制はどうなるのか伺います。

就職5年未満で退職する職員や、長期に休職中の職員もいると聞いております。1年から5年未満の早期退職者数、長期休職者数とその理由は何か、またその対応について伺います。

現在、若い職員もふえる中、最近職員の人事異動が頻繁に行われております。村長は、職員にスキルアップや事務のスピード感を求め、多様な研修と担当部局以外の研修や体験なども実施しております。地方公務員法に基づき、職員としてどうあるべきか、また担当部署の事務を習得するために、研修、経験を積んでいかななくてはなりません。しかし、多様な研修と担当部局以外の研修や体験などは、職員の負担になっているのではないかと感じております。多くの職員は、住民の福祉向上と自治体職員としての事務、技能習得に必死で頑張っていると私は感じています。一方、管理者としての村長はどうか、疑問に思うところが多々見受けられます。どのように感じておられるのか伺います。

4つ目に、道の駅の運営について伺います。

昨年、道の駅の売店施設について、地元出品者への周知もなく、3月25日をもって一時閉鎖するということを突然知らせ、関係者から怒りの声が上がりました。諸団体が協議の末、昨年4月より一般財団法人ちはやあかさかくらすにより暫定オープンされておしま

す。若い人を中心にさまざまな取り組みが企画され、地元の生産者、地域の協力で毎日開店し、地域の買い物施設として、そして来村者の憩いの場として、これまでにないにぎわいを見せております。小さいですけども、とても和やかに感じております。

昨年、副村長名の売店閉鎖の広報から一変して、今回提案された村政運営方針では、最初に道の駅の運営について、若い世代の活躍に期待をしていることを述べております。道の駅の運営についてどのように評価しているのか、引き続きちはやあかさかくらすで運営委託されることになっているのか、また村として財政的な援助を行うのか伺います。

地域公共交通について伺います。

地域公共交通については、実証運行中のタクシー運賃助成にとどまっております。地域によっては、利用者数に差があったり、この制度を知らない高齢者もおります。3月号の広報には、利用者数の詳しい内容なども報道されておりますが、それも十分参考にしていきたいと思いますが、申請するにしても、1つ目に利用登録申請、状況調査同意書、印鑑、写真、健康保険証など、また要件が確認できる公的証書などが必要です。これだけでも高齢者には負担で、申請するのがおっくうになってしまいます。タクシー利用助成事業の効果はどうであったのか伺います。かつて実証運行していた役場や保健センター、くすのきホールなどへの公共施設、また買い物施設への交通の便がよかったという声もあります。今後はどのような本格実施を行う予定か伺います。

最後に、国政に関して伺います。

防衛省が自衛隊員の募集に関し、市町村に18歳と22歳の住所、氏名を紙または電子媒体で提出を求めているということが問題になっております。安倍首相は、全国の6割以上の自治体が協力を拒否していると発言し、募集要請が行われているようであります。法令自衛隊法施行令の120条では、自治体に対して自衛官募集に関し、紙媒体などで適齢者名簿などの資料の提出を求めることができる、つまり要請ができるだけで、これに自治体が応じる義務は否定されておりません。そもそも個人情報保護の観点から、本人の同意なしに自衛隊に情報を提供することは問題ではないでしょうか。

村では、防衛省や関係者から名簿提出の要請があったか、またそれに対してどのように対応したのか伺います。今後要請があっても提出しないよう、強く求めます。

以上、よろしくお願いいたします。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 議長、自席で答弁していいですか。

○田中議長 そこでいいです、はい。

○松本村長 村長就任4期目、最終年度予算についてでございますが、私は15年前に前

村長から村政運営を引き継いだ平成16年度は、臨時財政対策債を除く村債残高が23億円、各種基金が4億円で、財政再建団体への転落も避けられない状況でございました。河内長野市との合併協議は合意に至りませんでした。その後自立に向けての行財政改革に取り組みながら、小・中学校の耐震補強工事、中学校での完全給食、村道、橋梁の維持補修工事、近隣市町との広域連携など、新たな村づくりに邁進してまいりました。まだ、厳しい財政状況ではありますが、平成30年度では臨時財政対策債を除く村債残高が25億円、各種基金が21億円となり、一定の評価はいただけるのではないかと考えております。

平成31年度当初予算では、村道整備や防災拠点となる新庁舎建設の実施設計、有害鳥獣対策事業などを実施します。また、認定こども園の整備や子育て世代包括支援センターの開設準備など、村の将来を担う子どもの健やかな成長と安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、地域おこし協力隊などの活動についてでございますが、本村では平成27年度から空き家情報バンク制度を立ち上げるとともに、家賃補助や空き家改修補助を開始いたしました。また、平成28年度からは引っ越し補助、平成30年度からは新築住宅取得補助も開始し、若年子育て世代の移住・定住に向けた取り組みを鋭意進めてきたところでございます。こうした施策が功を奏し、多くの方の移住・定住が結びつくなど、目に見える形で効果が出てきたところでございますが、一方で、これら業務に係る職員の負担もこれまで以上に大きくなってきたことから、昨年11月から空き家情報バンク制度の運営については、ちはやあかさかくらすに業務委託を行ったものでございます。また、空き家対策に関しましては、平成29年度から村の非常勤職員である地域おこし協力隊を雇用し、村とも連携を図る中で期待どおりの成果を出していただいていると認識しております。今後とも、村民の皆さんの御理解を得ながら、引き続き定住人口の増加に向けて取り組んでまいります。

次に、職員数、職員配置体制などについてでございますが、現在正規職員は79名、短時間の任期付き、再任用、非常勤職員等は58名で、全職員で137名でございます。また、本村のように脆弱な小規模自治体では専門職が不足しているため、平成31年度以降についても引き続き府に職員の派遣をお願いする予定で、現在とも協議中でございます。

村では、過去5年間で見ると、5年未満の退職者が4人、退職理由は転職が3人、結婚が1人となっています。ちなみに、総務省の調査では地方公務員が定年を待たずに退職される退職率は46%で、そのうち40歳未満の方は48%にも及んでおります。また、厚生労働省の調査では、大学卒業者の3年以内の離職率は約30%となっている状況であり

ます。これは、若い世代の終身雇用への意識の低下が主な理由で、千早赤阪村に特化したものではなく、大阪府内の自治体でも同様、苦慮している状況でございます。またその反面、村に採用される職員も多数が転職組で、公務員経験者も含まれており、また全職員のうち、長期休職者は2名で、家庭間の問題や通勤に時間がかかるなど、いずれも個人的な問題が要因となっております。

次に、職員の人事異動につきましては、退職者の補充や緊急事案など対応するため、適宜行っております。本村のような小規模自治体では、どの課も緊急事案に対応できる余剰人員がいないことから、人事異動を行わなければ、円滑に、かつ適切に対応できず、住民サービスに支障を来すことから行っているものでございます。

また、職員研修は地方公務員法第39条で任命権者の義務として、職員にはその勤務能力の発揮及び増進のため研修を受ける機会を与えなければならないと定めています。職員の資質向上を図るために欠かせないものであり、社会経済環境の変化や多様化、複雑化する行政ニーズに的確に応えるため、政策形成能力、行政経営能力及びコミュニケーション能力の向上など、地方創生、分権時代にふさわしい人材を育成するため、今後とも課題に即した研修を実施してまいります。

また、山形議員も就任されている監査委員からは、事務執行などで数々の指摘を受けているとともに、契約事務でも不適切な契約事務もあるなど、今後も研修が必要不可欠であります。なお、村長として私の評価については、4年に一度の選挙で住民の皆様の判断に委ねているところでございます。

次に、道の駅の閉店についてですが、平成29年4月から道の駅の受託者である楠公史跡保存会と協議を重ねてまいりました。一連の経過は、平成30年3月12日の全員協議会で説明したとおりでございます。今年度については、一般社団法人ちはやあかさかくらすに観光案内を加え、道の駅トイレや駐車場の清掃委託も予定しております。このように、村内観光情報の発信場所としての機能を充実させ、また人を集めるための定期的なイベントを開催してまいります。

地域公共交通につきましては、平成27年度、28年度に実施した実証運行を踏まえ、要望の多かった直接移動と村外移動に対応するため、昨年9月から実証実験としてタクシー利用料助成制度を実施しております。昨年9月から本年1月末までの利用状況ですが、1月末時点で申請者は、延べ232人、実際の利用者は延べ160人で、申請者のうち約7割の方が実際に利用されております。また、この間の利用チケット枚数は総発行数の42%に当たる1,259枚で、そのうち実に98%が村外移動に利用されているなど、現段階では今回の実証実験の狙いどおり、移動困難者を初めとした住民ニーズに合っている

ものと認識しております。平成31年度につきましても、平成30年度と同様の制度で、年度当初から実施する方向で、当初予算に計上しているところでございます。

また、自衛隊員の募集に関しましては、現在のところ紙または電子媒体での名簿提出の要請は来ておりません。本村では、自衛隊大阪地法協力本部より、15歳及び18歳の方を対象とした住民基本台帳法第11条の規定に基づく閲覧の申請がなされ、書き写していただく対応をとっており、全国的に自治体においてもほぼ同様の対応となっております。自衛官及び自衛官候補生の募集に関し、必要となる資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、提出は可能となっております。昨今の甚大な被害による自衛隊の対応等を考慮しますと、やはり自衛隊に頼る部分は非常に多く、今後も要請があれば法令に基づいて、必要な協力を行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 続きまして、山形議員。

自席でお願いします。

○山形議員 昨日の報道によって少し事情も変わってまいりましたけども、2月25日に提出いたしましたまま質問させていただきます。

それでは、質問させていただきます。

議会会派平政会を代表して総括質問を行います。

初めに、前年度の所信表明の総括について、村政運営の結果どのように取り組まれているか、1つ。

続いて、2つ目ですけども、新庁舎建設に関して防犯拠点施設とはどのような機能を持っているのか。また、具体的にどのような機能を持った庁舎になるのか。

3つ目、職員は熱意と情熱を持って取り組んでいると私は考えておりますけれども、村長の認識を伺います。

4つ目、高齢者の生きがい対策事業についてですが、子育て、教育に関する新規事業が多く実施されているようですが、本村の高齢者人口比率を鑑みれば、高齢者福祉にこれまで以上に力を入れる必要があるのではないか、そう考えております。高齢者の生きがい対策事業などについて、考えはいかがでしょうか。

5つ目、今後の観光行政についてであります。

道の駅ちはやあかさかりニューアルオープンや中之島図書館でのイベントについて述べられているように、本村の重要な産業である観光に重点を置いていることがわかっておりますが、金剛山ロープウェイや香楠荘の老朽化などの問題もあり、今後の観光行政につい

てどのような考えをお持ちなのか。

6つ目、今後の財政状況についてですが、平成22年当初予算と比較すると、平成31年度の当初予算は約3割増になっております。一方で、本村の基金残高は平成29年度からマイナスに転じ、平成31年度には3割減になる見通しと思いますが、今後さらに財政の拡大路線が続いていくのか。

7つ目、過疎対策事業債の見直しについてですが、ふるさと応援寄附金が大きく減少した結果、過疎対策事業債への依存度が高まっている中で、過疎対策事業債がこれまでからも拡大していくのか。また、今後の10年間の償還の見通しを伺います。

最後に、過疎からの脱却についてであります。人口増から人口維持へと表記が変わっていますが、過疎からの脱却がトーンダウンしているんでないか。

以上8点、村長の答弁を求めます。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 まず、前年の所信表明の総括について、昨年度の村政運営方針に掲げる事業では、基本柱にお示しした約60事業のうち、ほぼ9割の事業が実施できたと認識しております。主なものでは、新庁舎建設に向けた具体的な工事等に着手したほか、ESCO事業による省エネ設備への更新を実施いたしました。幼児教育では、平成32年度の開園を目指している認定こども園の敷地整備、農政関係では農の活性化プロジェクトにおいて、いちご生産者を育成するいちごアカデミーの実施、ちはや姫のブランド化の推進、地域公共交通では、新たに高齢者や妊産婦の方を対象としたタクシー利用助成制度の実証実験や、バス路線の延伸や新規路線の開業などが実現いたしました。さらに、住民の皆さんから御要望のあった環境条例の制定や地域住民の利便性向上に向け、役場内簡易郵便局を開局したほか、道の駅ちはやあかさかを暫定リニューアルオープンするなど、これまで懸案となっていた事項を含む諸施策について着実に前進した1年であったと認識しております。

また、昨年夏の大型台風により、げんき保育園の園庭などが崩落するなど、災害による甚大な被害が発生し、地元住民の皆さんに御不便と御心配をおかけしたところでございますが、地元選出の国会議員や府議会議員の先生方のお力添えにより、国や府から財政支援を取りつけ、復旧への道筋をつけることができました。

一方、小吹台弁当屋の補助金詐取事件や職員による不祥事のあっせんなどに対し、厳しいお叱りもいただいたところでございます。こうした住民の皆さんの声を真摯に受けとめつつ、平成31年度におきましても、引き続き村政の発展のため緊張感を持って全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新庁舎についてでございますが、新庁舎の整備に当たり、求められる機能としては、防災機能など基本計画の考え方をもとに基本設計を進めてきたところでございます。

まず、窓口執務機能として、来庁者の多い部署を1階のエントランスに近く集客しつつ、仕切りのないオープンスペースを基本とした執務環境の向上を図ります。

次に、住民機能として、さきの検討委員会等での意見を参考に、開放感ある住民情報ロビーや待合スペースを確保します。議会機能については、最上階となる3階に、住民の声でもあるコンパクトな議会スペースを実現します。

また、施設管理機能として省エネに配慮し、維持管理のしやすい庁舎を目指します。

最後に、庁舎整備の重要課題の一つである防災機能でございますが、有事の際には防災拠点施設として機能すべく、防災無線や非常用発電設備などの防災設備を完備した新庁舎とします。また、今年の台風災害における経験を生かし、3階にある議場は災害対策本部として活用できるよう計画するとともに、同一階に総務課や施設整備課といった防災関連部局を集約し、防災活動の連携機能を強化してまいります。こうした機能を持った新庁舎の早期建設に向け、平成31年度より実施設計に臨みます。

次に、職員は熱意と愛情を持って取り組んでいるのかということでございます。

私の4期目の選挙公約でございますマニフェストの新山中八策は、千早赤阪村をよくしたい、その思いは誰にも負けませんとのテーマで作成いたしました。もちろん職員も、私の思いを理解しながら熱意と愛情を持って各種業務に取り組んでいると認識しております。業務以外でも、毎月第2月曜日の午前8時10分から、職員みずから地域の清掃活動を自主的に行っており、議員の皆様も参加していただいております。これも、村を愛するがゆえの職員の自発的な活動であると考えております。また、先日行いました、ちはやあかさか元気・健康・子育てフェスティバルでは、担当課以外の課もブースを出すなど、地域住民と触れ合う機会を積極的に設けています。今後も熱意と愛情を持って業務に取り組む機運をより一層高め、住民福祉の向上に努めてまいります。

次に、子育て、教育に関する新規事業が多いが、高齢者福祉にこれまで以上に注力する必要があるのではないかと御指摘についてでございますが、村の平成30年度予算において、子ども・子育てに関する経費といたしましては、保育所の保育給付費や児童手当、子ども医療などを合わせた歳出額、約2億円に対し、高齢者に対する経費として介護保険、後期高齢者医療、老人医療助成やタクシー助成券等を合わせた歳出額は約8億円となっております。加えて、金額が明確にできませんが、各種がん検診や特定健康健診における追加項目健診、村国保診療所医師による地域での健康相談など、さまざまな高齢者に対する施策を既に実施しているところでございます。今後、少子・高齢化が急速に進展する

ことが見込まれる村の現状に対して、村の将来を支える子どもやその保護者への支援を充実させることで村を活性化させ、お年寄りから赤ちゃんまでが安心して暮らせる環境を精いっぱい整えてまいります。また、村としましては高齢者の通いの場や生きがいくりの支援、また介護予防の促進として、各地域で行われている喫茶への訪問や、介護予防自主グループの育成などを村保健師が中心になって実施しております。平成31年度には、新たに社会福祉士の採用を予定しており、こうした専門職員を配置することで、よりきめ細かい福祉サービスに努めるとともに、高齢者の活動拠点であるいきいきサロンにおいても、利用促進を進めるため利用者アンケートを実施し、さらなる利便性向上に努めてまいります。

次に、今後の観光行政についてでございますが、まず大阪・関西万博の開催に当たり、村への観光客が増加することを期待し、従来からの楠公史跡保存会やちはや園地、既存のボランティアガイドなどと協力しながら、今年度は、見て、触れて、そして体験できるような観光を案内できるガイドの育成を新たに進めてまいります。

道の駅は、本村の観光施設の拠点の一つとして重要な位置づけとなっており、引き続き道の駅出品者などの関係者と連携を図りながら適切な管理に努めるとともに、将来のあり方についても議論を深めてまいります。また、金剛生駒紀泉国定公園内の施設である金剛山ロープウェイや香楠荘は、開業後半世紀を経ており、施設の老朽化が進んでいます。今後、厳しい財政状況や税収への寄与も踏まえつつ、施設改修も含めた施設のあり方、さらには周辺施設の魅力向上策について大阪府と連携し、その活用や手法を検討していく予定としておりましたが、今回の情報漏えいを受け、改めて府と協議してまいります。

次に、今後の財政状況でございますが、平成31年度の一般会計予算は36億2,060万1,000円で、平成22年度当初予算からは12億円増加しており、主な要因は義務的経費である人件費は横ばい状況、公債費は減少傾向、扶助費は高齢化による増加傾向でございます。普通建設事業では、平成27年から過疎対策債を利用して、道路橋梁維持工事など、本格的に始まったため増加しております。補助費等は、平成29年度から空き家対策や企業誘致等補助金の創設、間伐搬出費用助成事業により増加しております。平成29年度以降、基金残高が減少する主な要因としては、財源不足による繰入金の増加や新庁舎建設関連事業、公共施設改修関連事業には公共施設等整備基金、小・中学校の教職員用のパソコン購入事業や授業に使用するタブレット式パソコンの導入事業には、教育施設整備基金を充当しているところによるものです。今後とも、新庁舎の建設や老朽化している公共施設の整備とあわせ、子育て施策、防災対策事業など増加する見込みであります。が、財政が肥大化しないよう、事業費の標準化を図りながら効率的に事業を進めてまいり

ます。

次に、過疎対策事業債の見通しについてでございますが、過疎対策債は平成26年度に過疎地域として告示されてから活用を行っており、通常の起債とは違い、元利償還金の7割が地方交付税の基準財政需要額に算入されることから、財政面を考慮し、通常の起債から過疎対策債に振りかえを行っております。ソフト事業に係る起債については、原則3,500万円の借入れが可能で、従前から既存事業をソフト事業に充て、財政的な負担を軽減しております。ハード事業は、財政難によりおくらしていた村道橋梁整備や庁舎以外の公共施設整備事業などに活躍しております。過疎事業債は、平成30年度まで約11億円を借り入れる見込みで、平成31年度から平成32年度まで約7億円、合計18億円借り入れる予定でございます。また、今後10年間で14億円を償還する予定で、そのため平成29年度に6,000万円、平成30年度には4,000万円を村債管理基金に積み立て、平成31年度当初予算では1億2,000万円を積み立てる予定でございます。今後とも、将来の償還に備え、村債管理基金への積み立てを行います。過疎対策債の活用については、今後も過疎対策計画に基づき、事業の効果検証を行いながら、計画的な活用をしていきます。

最後に、過疎からの脱却についてでございますが、本村では定住人口の増加を目指して、空き家情報バンクの運営や地域おこし協力隊による移住後のアフターフォローなどを実施するとともに、空き家改修補助や家賃補助、引っ越し補助、さらには昨年度から新築マイホームの取得補助も実施するなど、この間本村の将来を担い支える若年夫婦や子育て世代にも目配りをした施策を展開しております。こうした取り組みにより、多くの移住者が転入するなど効果があらわれる一方で、それを上回る転出や死亡により、現実には人口減少が続く厳しい状況にございます。私としましては、過疎からの脱却ということを強く胸に抱きつつ、定住人口の増加の前提には人口維持が必要であることから、まずは人口減少を少しでも食い止められるよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 これにて6議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第19号から議案第24号につきましては、会議規則第38条第1項の規定によりそれぞれ所管の総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第25号千早赤阪村立いきいきサロン指定管理者の指定についてを日程に追加し、追加議事日程第1とし、直ちに議題といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第25号千早赤阪村いきいきサロン指定管理者の指定についてを日程に追加し、追加議事日程第1とし、直ちに議題とすることになりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 追加議事日程第1、議案第25号千早赤阪村いきいきサロン指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第25号は、千早赤阪村いきいきサロン指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、平成31年3月31日をもって3年間の期間満了となります指定管理について、引き続き社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会会長西野敏彦氏に指定するものでございます。

お手元の資料により、事業計画書などが提出されました。管理運営体制などにつきましては、安定的な管理運営を行っており適切と思われる内容ですので、引き続き指定管理者に指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第25号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん、長時間御苦労さまでございました。

午後2時45分 散会

平成31年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成31年3月20日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室新庁舎・  
大規模改修担当課長 幸 雄 一

総 務 課 長 中 野 光 二

会計管理者兼  
税・債権担当課長 北 浦 信 行

住 民 課 長 池 西 昌 夫

観光・産業振興課  
課 長 代 理 安 井 良 之

安全統括管理者  
観光・産業振興課主査 北 浦 秀 明

理 事 兼災害復旧室長 城 和 男

理 事 志 摩 暁

理 事 藤 本 佳 奈

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

7. 議事日程

日程第 1 議案第 6号 千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第 7号 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第 8号 千早赤阪村ちびっこ広場設置条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第 9号 千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条

例の改正について（委員長報告）

- 日程第 5 議案第 10 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 11 号 千早赤阪村消防団条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 12 号 村道路線認定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 13 号 平成 30 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 12 号）（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 14 号 平成 30 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 15 号 平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 16 号 平成 30 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 17 号 平成 30 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 18 号 平成 30 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 3 号）（委員長報告）
- 日程第 14 議案第 19 号 平成 31 年度千早赤阪村一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 15 議案第 20 号 平成 31 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 16 議案第 21 号 平成 31 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 17 議案第 22 号 平成 31 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 18 議案第 23 号 平成 31 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 19 議案第 24 号 平成 31 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 20 議案第 25 号 千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定について（委員長報告）
- 日程第 21 議案第 26 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 22 議案第 27 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について

- 日程第 2 3 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 3 1 号 動産の取得について
- 日程第 2 7 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 2 8 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 9 一般質問

午前１０時００分 開議

○植木議会事務局長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成３１年第１回千早赤阪村議会定例会最終日でございます。

開会の前に、表彰の御報告がございます。

このたび大阪府町村議長会より議長４年以上の在職表彰と、また全国町村議会議長会より自治功労者、特別功労者として田中議長が表彰の荣誉に浴されましたので、御報告いたします。まことにめでとうございます。

続きまして、大阪府町村議長会より１０年以上の在職功労議員として山形議員が表彰の荣誉に浴されましたので、本席におきまして伝達を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、山形議員、演台前にお願いいたします。

田中議長、よろしくお願いします。

○田中議長 表彰状。千早赤阪村議会山形研介殿。あなたは、１０年以上にわたり町村議会議員として地方自治の振興、発展に寄与、貢献されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。平成３１年３月４日、大阪府町村議長会会長川嶋玲子。代読。

おめでとうございます。（拍手）

○山形議員 ありがとうございます。

○植木議会事務局長 以上でございます。まことにめでとうございました。

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３１年第１回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中議長 日程第１、議案第６号から日程第２０、議案第２５号までの２０議案につきましては、３月１日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

次に、議案第６号から議案第１８号及び議案第２５号の１４議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

次に、議案第19号から議案第24号の6議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第6号千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正についてから日程第13、議案第18号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第25号千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定についての14議案を一括議題といたします。

まず、議案第6号千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正について、議案第7号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正について、議案第8号千早赤阪村ちびっこ広場設置条例の改正について、議案第9号千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について、議案第10号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、議案第11号千早赤阪村消防団条例の改正について、議案第13号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）の総務民生所管分、議案第14号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第15号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第16号平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第25号千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定についての11議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長　それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る3月1日本会議において付託を受けました議案11件の審査を行うため、3月5日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員の出席のもと開催されました。

初めに、議案第6号千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、この条例の対象者は49名、うち改正による対象者は3名ほど、影響額は15万円程度、非常勤任用については他市町それぞれが自動車等を求められているケースについては1日300円、どの距離であっても100円との団体が多い。今回500円にしたのは高いほうで、ここ数年専門職、例えば幼稚園の講師、学校介助員等募集しているが、なかなか来ないという状況の中で、苦勞して集めている。今回、不便地というこ

ともあって改正したとのこと。ここ最近、遠くから来られる方もあるので、少しでも働きやすい環境づくりに努めていくとの考えの改正とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第6号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、児童扶養手当の支払い回数は、年3回から6回となった。ひとり親家庭医療の対象者は、31年1月末現在で、子どもが42名、親が27名、この改正により1月から9月に請求した人、前々年の所得によって計算する。10月から12月に請求した人は、昨年度の所得によって計算されることにより、近い年の年度で支払われることになった。事務が煩雑になるということはないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第7号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第8号千早赤阪村ちびっこ広場設置条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては、ちびっこ広場設置の地番、場所等を指定するもの。森屋ちびっこ広場については現在利用されていないということで、賃貸者の解除を申し入れた中で本人に通知しているもの、この改正そのものが特段裁判の判断に影響するものと考えていないこと。先般、議会で控訴審における議決をいただいた。控訴の内容については、村として存在そのものが継続するのか。村としては存続しないと。また、原状復帰の部分については遊具等を撤去した形で契約上の責任を負うということで、従来どおりの主張を今現在行っている。今回、削除する以外の条例記載の箇所については、ちびっこ広場として存続している。利用されているちびっこ広場の維持管理は、遊具の安全点検は健康福祉課で、今年度より草刈り等は地区に行っている。森屋地区からちびっこ広場がなくなるのではとの問いに、森屋北ちびっこ広場があるので、そういうことはないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第8号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第9号千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、飼い犬等を登録している犬がなくなった届けていただくことになっている。猫、その他の愛玩動物については、特に登録制を設けていないので、届け出は不要だが、亡くなった死体を処理するに当たり、役場で処理することあれば、持ち込み、ま

た取りに行かせてもらうことにしている。処理施設には、村から特に補助はしていない。毎年１体につき処理費用は幾らということで委託契約をしている。死体の処理だけをされる場合、廃棄物として処理するという契約を民間にしている。平成２９年度の実績で処理された所有者のいない猫、タヌキなどはアライグマ、イノシシを除いて４６体、飼い主のおられる犬や猫は１１体とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第９号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第１０号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議において、大阪府が平成３１年１月に通知した賦課限度額で、平成３１年度においては据え置かれるとこのこと。５割軽減対象世帯は１５９世帯、２割減少対象世帯は１８７世帯、保険料の統一化については、大阪府のみと聞いているが、動向はとの問いに、実際は平成３０年度で統一化されたところはない。大阪府では６年後に統一するという方針で今進められているので、今のところ保険料については、医療分については据え置きということでさせていただいているが、統一ということになれば保険料は引き上げるということになる。この５年間で国保運営協議会にも諮問しながら決定をしていきたいとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１０号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第１１号千早赤阪村消防団条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、平成２９年度出動回数は１１件、平成３０年度は３月１日現在で８件、村職員の団員は６名、改正するに当たって報酬は６万６千５００円減だが、手当がふえているので、トータルでは９万６千３００円程度上がるが予算を組んでいる。出動された団員の確認は、各分団長の責任において報告書を村にいただき、確認するとのこと。実態にあった内容にしているとのことだが、危険と隣り合わせの活動の中で、費用弁償が減額になっている。理解をさせていただいているのかの問いに、手当の考え方は日々点検業務について年間報酬に含んでいる。火災等以外、防災訓練や消防団員との講習、研修については、２万円の支給を考えている。手当そのものは減るが、団長は年間２０回程度出場があるので、報酬が減った分以上に手当を支払うできると考えている。消防団員には説明しており、一定の理解を得ていると考えているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１１号は本会議において原案どおり可決

するものと決しました。

次に、議案第 13 号平成 30 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 12 号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、移住体験ツアー事業委託料が全て減の理由は、一般財団法人地域活性化センターの補助金を充てて実施する予定だったが、補助金が獲得できなかったことから事業を見送ったこと。職員人件費、退職手当については、勧奨退職が 2 名、自己都合退職が 1 名の 3 名分、4 月に新規採用職員 2 名と 4 名の採用内定を出して調整中とのことでした。公共施設等整備基金積立金は、今後建設を予定している新庁舎また大規模改修の資金に充てたい。プレミアム付商品券関係経費については、本年 10 月に消費税増税が実施され、8%から 10%に引き上げられ低所得者あるいは子育て世帯への消費にあてる。影響を緩和することが一つの目的。もう一つは、地域における消費を喚起するということで、政府主導で全市町村で実施されている事業。対象者は、非課税世帯主と 3 歳未満の子どもたちがいる世帯が対象となる。対象者 1 人当たり 2 万 5,000 円分の商品券を 2 万円で購入できるもの。5,000 円分がプレミアム分。利用できる店舗は、国の指針では当該市町村内の店舗が対象。今後の周知の方法は、昨年度の所得が確定した 6 月以降周知にかかっていると考えているとのこと。監査委員から指摘を受けて、新生活推進協議会を解散したとのことだが、これまで紙櫛のお金はどのように使われているのか。紙櫛は 1 枚 100 円で販売し、余った分は 100 円で返し、紙櫛の印刷代に充てた。たまった分については、その都度納付した現状だが、平成 29 年度の適正会計により、団体の通帳については基本的には村では管理しないというかたちで、今回の通帳を廃止し、村に直接納入する方法に変更するとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 13 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 14 号平成 30 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の補正は実績見込みによるもの、一般被保険者医療給付費とは診療の経費、施設勘定繰出金は府交付金で、僻地診療特別調整交付金の確定による増額、事業勘定から施設勘定に払い出すとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 14 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 15 号平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の補正は実績見込みによるもの、歳入の特別徴収の保険料の補正の増の理由はとの問いに、第7期計画、3カ年の介護保険料で決定しているが、保険者数が実際数を上回った。高所得者が思ったより多かったためとのこと。居宅介護サービスと地域密着型介護サービスの違いはとの問いに、居宅介護サービスは家で訪問介護やヘルパーを受けるサービスやデイサービスで、通いの場のサービス、在宅に対してどこでも選べるサービス、地域密着型は村内のグループホーム2カ所、村内に昨年できたデイサービスセンターの事業所、地域に根差した村内のみにしか使えない、他市の地域密着型の施設は原則使えない。あくまで地域での密着を深めるために、村の人だけを限定している制度。ただし、あきがあれば例外的に使える。第7期計画の30年度は1年目だが、計画と見込みとはとの問いに、第6期に比べて年額で5,050円減額した。現時点での計画に対する給付の状況は、初年度で今後のことがわかりにくい状況ではあるが、1月末時点での決算見込みでは施設の給付費では約6%の減、居宅給付費では17%の減の見込み、全体の給付費では12%減の見込み。計画時の段階で高齢者化率と勘案して介護給付費も伸びていくと見込んでいたが、死亡等の原因が定かでないが、給付費が落ちているという傾向であるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第15号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第16号平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果を報告いたします。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第16号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第25号千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、いきいきサロンの登録団体はやまゆりで33団体、くすのきでの登録41団体、平成30年度の指定管理料については、やまゆりで空調の不具合があり、指定管理者として発注する方針が村で発注するより金額的に抑えられていることから、空調の整備代として60万円上乗せして790万円とした。指定管理料は、国基準等ではなく過去の実績をもとに、収入や支出の見込みから村で決定しているとのこと。394万3,000円の人件費は、シルバー人材センターに委託しているいきいきサロン指定管理経費、村から局長分と1名分のソーシャルワーカーの分の費用は、村から出している。会長職は、村からは一切出していない。おそらく、社会福祉協議会から会長分としては出されていないと認識している。今後、社協に対する援助は必要だと思うが、今後の考えはとの問

いに、社協には行政の一翼を担っていただいていることについては感謝しているが、社協といえども自立的に財政運営をしていただくことが大前提にある。指定管理者以外にコミュニティソーシャルワーカーの人件費を委託という形で出している。社協に、村が委託をお願いしている分については、人件費と事務費を合わせた事業費でしめている。村もますます高齢化するという中で、過度に社協に負担をかけないということで、村として4月から社会福祉士を雇って、社協と行政の役割分担をきっちりしていこうと思っているので、特に財政支援を考えていない。何もかも社協というのではなく、振り分けしながら、これからいろんな要望がある中で、それに村が対応しているということでよろしくお願ひしたいとの要望がありました。収支決算書と収支計画書が従前の項目と違っているが精査はとの間に、中身はチェックしている。監査委員さんから御指摘をいただいた収入については、喫茶寄附金で30年度まで計上していたが、いきいきサロンの事業運営として行うべきだということから、売上収入と変更した。喫茶代の消耗品も歳出として計上し、組みかえ等をしたとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第25号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第12号村道路線認定について、議案第13号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第12号)の文教建設所管分、議案第17号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第18号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第3号)の4議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告を行います。

去る3月1日の本会議において付託を受けました議案4件の審査を行うため、3月6日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

まず、議案第12号村道路線認定について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今後の費用負担はの問いに、修繕補修工事は覚書に基づき大阪府で工事を実施し、費用負担していただく。管理する上の道路台帳の整備も大阪府の費用で行っていただくが、村での事務処理などの人件費は発生する。西楽寺前あたりはなぜ含まれていなかったのかとの問いに、府の見解もあるが、国道３０９号から旧国道３０９号、府道富田林五條線に結ばれているので、府道富田林五條線になるのではないかと考えている。今現在も、府道富田林五條線と国道３０９号が重複している。一定村道で引き継いだ後は、府道富田林五條線がそのまま残り、新しい３０９号は柏原駒ヶ谷線に引き継いで、そのまま柏原駒ヶ谷線が３０９号になるということになる。今回の案件も、完全に府から引き継いでいないので、国道３０９号と村道が重複することになるとのことでした。この機会に、住民からの要望もあり、音滝橋から水越峠に抜けるほうは制限時速３０キロだが、一番危険と思う水分北地区は４０キロになっている。３０キロにならないのか、役場として要望してほしい。この問いに対して、富田林土木に要望していき、あわせて合同で諸警察に要望していきたいとのことでした。維持管理は、国道という名称は平成３１年度末までで、管理の引き継ぎまでは富田林土木でとなっている。その後は村の負担となる。来年度いっぱい道路に損傷がある分やガードレールが足らないとか、区画線が消えているとかを一定化粧直しをしてもらった上で村が引き継ぎ、その後に富田林土木が道路区域を外すという形になる。国道、府道、村道それぞれの道路管理者において適切に管理をするという意味において、差はない。引き継ぎに当たり、グレードアップはできない。維持補修にとどまるとのこと。松本橋は、以前に耐震補強をして問題ない。生徒たちを守るグリーンベルトをつけていただけるのかとの問いに、住民からの要望もあるので、今の現状を引き継ぐに当たって対応してもらえるのか含めて要望もしていきたい。無理な場合の対応として、必要性に応じて村としても対応できる分はしていきたいとのことでした。教育委員会としては、児童・生徒の登下校の安全を図るためにも、歩道が指定されたことにこしたことはないが、道路幅によって難しいところがあるので、判断はわからないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１２号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１３号平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１２号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、企業応援補助金の減だが、実際申し込みはなかったのかとの問いに、昨年度は１件も問い合わせがなかったので執行していない。吉年で簡易宿泊所、民泊を始めたと聞いたが、この制度の対象外なのかとの問いに、村に補助金申請はなかった。も

し、仮に申請があったとしたら対象になったのかとの問いに、この分については大企業誘致の呼び水として上げていた。造成するときの調整地、道路附属施設、緑地もろもろのハード事業に対してやっていこうというのが発端でつくった制度で、民泊の分が対象外だったと思っている。比較的小規模な事業に対する補助金は、昨年度想定はなかったのかとの問いに、以前300万円の小規模店舗の開業支援補助をしていたが、弁当屋の一件があったので、一旦廃止ということにした。平成30年度については事業はないが、平成31年度に向けて新たな支援制度を構築予定しているとのこと。奥河内観光事業委託料減額の理由は、当初韓国のテレビ局の取材を受けて宣伝を流していただくということだったが、実現しなかった。今後、楠木正成をキーワードで河内長野市と連携してやっていきたい。今、ロープウェイの駅舎で奥河内の各所を写したフォトコンテストの展示をやっている。できるだけ合同のイベントができればと考えている。繰越明許費の災害復旧について、小吹台の村道西峯学校線、保育園の横ののり面が崩れたところの災害復旧工事で、1月22日に国の災害査定を受けて、災害復旧を進めていくもの。道路側と園側の一部の復旧を含めて進めていく。民地の買収などに時間を要し、年度内に工事が完了しないことから、繰越明許とした。農業次世代人材投資事業補助金は、就業前や経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対しての資金援助で、新規就農者に対して5年間、1年につき1人当たり150万円限度の予算、今回イチゴ農家から申請があり、交付しているもの。昨年、イチゴの苗で病気が大発生し、収益が減になり、非常に経営が苦しい状況の中、この給付により経営が助かったという意味からも、経営の安定、新規就農者の定着の観点からも効果があったということでした。被災者農業者向け経営体育成支援事業補助金については、昨年度の台風によってビニールハウスの修繕、撤去などに対し最大9割の補助事業であり、今のところ4件の申請があった。企業農業誘致等補助金については、圃場整備をして企業誘致をするための助成金、大阪府とJAと連携してやっている。昨年度23件に説明し、2件現場まで見に来てもらったが、最終的に村で企業参入するという結論には至っていない。観光振興費トイレ撤去工事の減は、千早地区の砂防工事に入る際に支障になるおそれがあるということで撤去を考えていたが、支障がなく工事が可能であった。文化遺産観光トイレリフレッシュ事業は、500万円を上限に補助金を出す制度で、今年度水分神社へ交付している。府県間金剛山トンネル事業委託料については、都市鉄道導入調査研究委託料と合わせて297万円の業務を実施した。府県間のルートを検討した。大阪府のみならず、奈良県側についても働きかけをし、今回成果品としてはパンフレットを制作した。事業化に向けてやっていきたいとのことでした。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第13号は本会議において原案どおり可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第 17 号平成 30 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、審査の結果を報告いたします。

下水道の普及率は 76 % 程度、未接続件数は、その対応は、などの問いに、220 件程度、村では今年については、毎月水洗化を促す記事を広報に出している。また、工事の際にできる限りつないでいただきたいと十分伝えさせていただいている。下水道区域外について浄化槽の設置の補助をさせていただいているということでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 17 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号平成 30 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 3 号）について、審査の結果を報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出のバランスをとるという意味で、歳出の減に応じて旅客収入を減ということで構成している。最終で調整する。維持工事はロープウェイのロープの切り詰め工事と水道ろ過器の補修工事ということでありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 18 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただけたらと思います。

以上です。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 6 号千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号千早赤阪村ちびっこ広場設置条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号千早赤阪村消防団条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号村道路線認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１３号平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１２号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１４号平成３０年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１５号平成３０年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１６号平成３０年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７号平成３０年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第３号）に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 続きまして、日程第14、議案第19号平成31年度千早赤阪村一般会計予算から日程第19、議案第24号平成31年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の6議案を一括議題といたします。

まず、議案第 19 号平成 31 年度千早赤阪村一般会計予算の総務民生所管分、議案第 20 号平成 31 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算、議案第 21 号平成 31 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算、議案第 22 号平成 31 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の 4 議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形決算特別委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る 3 月 1 日の本会議において付託を受けました平成 31 年度予算 4 議案の審査を行うため、3 月 7 日午前 10 時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員 5 名全員出席のもと開催いたしました。

初めに、議案第 19 号平成 31 年度千早赤阪村一般会計予算の審査の結果を報告いたします。

総務民生常任委員会所管の議会費及び総務課、人事財政課、住民課、健康福祉課の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第 19 号の総務民生所管分についての審議を終結した後、採決を行いました。採決の結果、賛成多数となり、議案第 19 号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 20 号平成 31 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

事業勘定、診療施設勘定の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、審議に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第 20 号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第 20 号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 21 号平成 31 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出については、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第 21 号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第 21 号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 22 号平成 31 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出については、詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第 22 号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決

の結果、全員賛成となり、議案第２２号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上、委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第１９号平成３１年度千早赤阪村一般会計予算の文教建設所管分、議案第２３号平成３１年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算、議案第２４号平成３１年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の３議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告を行います。

去る３月１日の本会議において付託を受けました平成３１年度予算３議案の審査を行うため、３月８日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名全員出席のもとに開催いたしました。

議案第１９号平成３１年度千早赤阪村一般会計予算の審査の結果を報告いたします。

文教建設常任委員会所管の教育委員会教育課、観光産業振興課、施設整備課の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、審議に入り、慎重に審査を行い、議案第１９号の文教建設所管分についての質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第１９号についての文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第２３号平成３１年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２３号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第２４号平成３１年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２４号については

本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

委員会審査における詳細な内容につきましては、委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第19号平成31年度千早赤阪村一般会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

○田中議長 討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第19号議案平成31年度千早赤阪村一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

新年度予算には、認定こども園整備予算や子育て、紙おむつ購入助成、赤阪小学校学童保育建設準備、学童保育連絡会補助金の増額、また従来より要望しておりました就学援助金の入学準備金を前倒し支給することなど、子育て拡充があります。さらに、千早地区避難施設測量調査やイノシシ被害対策のために鳥獣被害対策実施隊を設置すること、村道支障木伐採事業など、災害対策や環境保護、住民生活と密着した予算があり、評価するものも含まれております。

しかし、今多くの国民が反対している消費税増税に関する予算もあります。低所得者と3歳未満の子どもがいる世帯へのプレミアム商品券の発行です。所得の低い家庭が2万5,000円のプレミアム券を購入するために、2万円を支出できる余裕があるでしょうか、疑問です。しかも、村内の店舗に限定するという事になっております。村内には、ガソリンスタンド、喫茶店、そば屋など、ランチのできる店舗が数軒ありますが、食料品や日常生活品など購入できる店舗はほとんどありません。期限内に生活必需品など購入するのが極めて厳しい状況です。子育て世帯の3歳未満のいる家庭に限定されておりますが、中学、高校生を抱える世帯でも、消費税増税による負担はもっと重くのしかかるのではないのでしょうか。

5兆7,000億円を増税するために6兆円の対策をばらまくという政府のやり方に批判の声がありますが、プレミアム券の発行もその一つです。キャッシュレスやポイント還元など、商店にとっても増税の準備に係る投資が必要で、廃業の危機も予想され、日本チェーンストア協会なども見直しを求めています。還元するぐらいなら増税しないでほし

い、これが大方の願いではないでしょうか。

消費増税に対する村長の見解を伺いました。村長は、仕方がないの一言で、住民の生活実態や自営業者の負担増など理解しておられないのではないのでしょうか。反対の声を上げていただきたいと思います。

次に、村長の住民説明会や村行事、区長会、議会での姿に批判の声が出ております。村職員が地方公務員としてどうあるべきか、担当部署の業務習得をするための研修は必要なことです。しかし、村長は職員に対し、スキルアップや事務のスピードアップを求め、最近では担当部署以外の研修、体験実習も行われています。議場に臨む際には、議会への説明など準備し、緊張しながらも懸命に対応する姿を見ます。最近では、新人教育として新しい職員も理事者の席に座って議会を傍聴しています。きょうもそうかと思います。そんな中で、村行事や議場での村長の居眠りをされる姿は見るにたえないことがたびたびです。必死で頑張っている職員が余りにも気の毒に思います。村民として恥ずかしいという声も聞きます。私たち議会としても改めるよう申し入れを行ってきましたが、一向に改善されません。このことを総括質問で正しましたが、4年に一度の選挙で住民の判断を委ねているということを言われました。全く自覚がないのではないのでしょうか。

村は今、災害復旧やロープウェイの運休、弁当屋の詐欺事件、職員の規律違反、住民との裁判など、これまでになかった問題解決に対応して、職員の業務内容や精神的負担もふえています。一方、村長は行政手腕のある頼れる副村長にお任せ村政になっているのではないのでしょうか。改めていただきたいと思います。

さらに、平成26年、村の入札参加業者となる大阪市内の工務店、設計会社などと飲食を行ったことなどが明らかになりました。飲食代は折半しているというものの、場所を考えると、社会通念上理解を得られにくいことなどを理由に、村長の減給処分をこの議会で提案される予定です。村長の村政運営、政治姿勢が問われているのではないのでしょうか。

以上のことなどから、自治体を預かる長としてその資格が問われていると考え、私は一般会計予算に反対をいたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

千福議員。

○千福議員 議案第19号の賛成討論を行います。

議案第19号平成31年度千早赤阪村一般会計予算において、賛成の立場から討論いたします。

平成31年度千早赤阪村一般会計予算の内容につきましては、村長の所信表明及び各担当課から詳細な説明を受けたところでございます。平成30年度千早赤阪村一般会計予算

では、国の経済情勢と地方財政の動向、本村の財政状況を踏まえ、第4次総合計画や過疎地域自立促進計画に基づき、新たな取り組みや、より充実させた事業を実施する予算となっております。子育て世帯を支えながら、子どもたちの未来を育むための支援事業や、近年災害が多発していることから、防災対策事業などに重点を置き、各種福祉、保健施策の充実や村道の計画的な舗装、補修工事への予算の拡充、教育施設等の環境整備の充実、そしてまた地域活性化に取り組む活動への補助制度の再構築など、国の財政支援などを活用しながら計画的かつ効率的に事業を行い、最少の経費で最大の効果を上げるべく予算計上をされており、一定の評価をいたすものでございます。

私といたしましても、厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営に向け、選択と集中による限られた財源を有効活用し、村民のニーズを的確に把握しながら、村民目線で事業を推進するのはもちろんのこと、新庁舎の建設や公共施設の大規模改修などには多額の財源を要することから、今後も一層の財政健全化に配慮した行財政運営に努められることを要望し、賛成討論といたします。

○田中議長　ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長　これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成5名　反対1名）

○田中議長　起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号平成31年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長　これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

関口議員。

○関口議員　議案第20号平成31年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について意見を述べます。

平成30年度より国保運営は、大阪府と市町村が運営することになりました。平成31年度の村の保険料は据え置かれ、府下全体で見ると43市町村中5番目に低いということです。ありがたいと思っております。これまでの積立金や激変緩和などによる担当課の努

力などもあるかと思います。今後、保険料の府下統一化が実施されますと、市町村のこうした努力もなく引き上げられることが予想され、保険料統一化に反対の声が全国で上がっております。全国で統一化を予定しているのは、大阪府だけと聞いております。引き続き、病気予防の健診の充実で保険料の据え置きに努力されること、また保険料の統一化に反対されることを要望し、意見いたします。

○田中議長 これより議案第２０号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第２１号平成３１年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

閉口議員。

○閉口議員 議案第２１号介護保険特別会計予算について意見を述べさせていただきます。

介護保険料は、平成３０年度に改正され、第５段階の基準額は月額５，８１１円です。最高額の１２段階では月額１万１，６２２円で、いずれも府下４１団体中１４番目に低い保険料となっております。それでも年金から差し引かれる保険料は、年金生活者の収入を削減し、生活が厳しいというのが実態です。今議会では、３０年度介護サービス給付費が約５，０００万円減額補正されました。介護サービスの利用の減少や介護予防事業の充実などによるものと考えます。現在の基金残高は、７，４９７万円ですが、平成３０年度決算では若干ふえる見込みだと聞いております。保険料の改定は２年後、２０２１年に予定されております。介護認定者数の動向により変動しますけれども、年金生活者の負担を減らすために基金の活用などで介護保険料の引き下げに努力されることを求めて意見いたします。

○田中議長 これより議案第２１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第２２号平成３１年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第２２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第２３号平成３１年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第２３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第２４号平成３１年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

11時30分から再開いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、議案第26号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第26号は、特別職の職員の給与に関する条例の改正でございます。

平成27年度金剛山ロープウェイ、香楠荘指定管理者募集業務や平成29年度道の駅ちはやあかさかトイレ改修工事实施設業務で、当時課長代理であった部下が職務上知り得た情報の不当な漏えいや、特定業者の不当な指名を行ったことなど、一連の出来事に対し村の組織、事務を統括する最高責任者である村長の責任は重く、村民の皆さんに深くおわびを申し上げます。よって、みずからの給料を1カ月間30%減額し、75万円を52万5,000円とするために必要な規定の整備を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今提案されました件につきましては、村は調査チームをつくって調査をしてきたということでしたけれども、その調査チームの構成とその内容などを御報告いただきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 調査チームにつきましては、私人事財政課長の菊井と、あと総務課長の中野、そして施設整備課の日谷課長のほうの3人でスタートのほうはしまして、それ

から報道対応等また案件が出てきたということで、急遽上島理事のほうにも入ってもらいまして、4人のほうで調査等をさせてもらいました。調査等につきましては、当然内容につきましては新聞で報道されていることも含めて、そういった過去の経緯とか、そういったものも調査のほうをさせてもらいまして、あとまた関連業者のほうにも調査チームのほうで聞かさせてもらいまして、前に議員協議会のほうで説明させてもらたような内容となっているような所存でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 4人で調査していただいて、今回、先ほど村長から提案ありました中身を聞きますと、平成27年度のロープウェイ、香楠荘の指定管理と平成29年度の道の駅トイレ改修工事に関連して、責任をとって減額したということで提案がありましたけれども、報道発表をしたという資料を見ますと、平成26年の当時の課長代理、職員と村長が後に村の入札資格業者となる大阪市内の工務店や設計会社と飲食を行ったと。このことも報道関係に資料を提供しておられますが、これらの先ほど村長が提案されました指定管理とトイレの件、それから今私が申しました村長がそうした課長も含めて飲食をともにしたことも含めての減給ということですか。それでよろしいですか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 その件につきましては、いろいろ指定管理の話から担当者に聞いたり、あと業者のほうに聞き取り等も行いまして、当然村長のほうからも聞き取りのほうはさせてもらいましたが、やはりもともとの経緯の一端となるのが、先ほど関口先生が説明されたようなところも原因の一端ということが思われましたので、そういったものも含んで、総合的に村長みずから判断されたというような結果となっております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 そうしましたら、報道発表の資料提供の内容も含めてということでもよろしいわけですね。1つ目の職員の情報漏えいについて管理監督責任をとるという意味での処分といえますか、みずからの減給というのは当然のことだと思うんですけども、しかし、2つ目の業者との会食については村長御自身が行かれた、自身の行為であります。これに対する処分も含めてだということなんですけれども、これは妥当かどうかは、私は二十数万円の給料、1カ月分を削減ということで、影響があるかと思えますけれども、これでチーム調査としてもいいということになったのかどうか。その辺の判断は、村長みずからが減給されたということなんですけど、調査チームと村長との協議なんかは行われたのかどう

か、お尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 このことにつきましては、当然村長も含めて、あとまた副村長、教育長も含めて、いろいろ調査チームとしての調べた結果等々も報告させてもらいまして、そこで村長みずから判断されたということです。その辺につきましては当然、折半で村の活性化のためにいろいろ民間企業のやっぱり意見も聞かなければならないということの中で、そういった接待を受けるとか、何々を優位にするということは全くなかったんですけど、やはりこのことも原因の一端という村長みずからの判断でございましたので、これにつきましては村長の判断を尊重させてもらったというような考えに成り立っております。

以上でございます。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 誤解のないように言っておくと、調査チームはあくまで起こったことの事実だけを調べてる。どういう処分をするかというのは、村には懲戒委員会があります。懲戒委員会というのは、基本的には一般職の処分についてやると。だから、今回処分した課長の懲戒処分であつたり分限処分というのは、その懲戒委員会で決める。懲戒委員会の構成というのは、私が委員長で、残り理事3名ですかね、それと人事財政課長、今回はオブザーバーとして調査チームを入れたということです。ただ、服務監督上の処分というのは、別に村長だけじゃなくて、私とか教育長とか、当時の教育委員会あるいは村長部局の課長、これも全部受けてるわけですが、ただ、私も当事者ですから、自分が委員長の場でそういう処分を行うという意味では、これはやっぱり公正性に欠くということで、私は退席して、残りのメンバーで村長以下の決める権限、特別職の処分について決める権限はないですが、やっぱりよりどころというのが要るだろうということで、処分するならどういう処分が妥当だろうということで、私が退席する中で全員の処分について決めてもらったと。それを村長に報告して、今課長申し上げたように、10分の3、1カ月という処分をするということですから、全部が全部村長が自分で決めたということじゃなくて、そういう懲戒委員会の意見をもとに村長が判断されたということでもって、一定公正性であつたり透明性を確保したということです。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 当時の副村長も含めて、教育長初め厳重注意、副村長、教育長、課長、それから飲食をともにした職員2名も厳重注意ということで聞いておりますけれども。

さて、会食を行った件です。村長も行っておられるということで、4回会食を行ったそ

のうち、村長は3回出席されておりますけれども、4回も会食したというのは一体何が目的で、先ほど何かちょっと触れられましたけれども、何が目的であったか。それで会食になった経緯といたしますか、その辺もやっぱり、何でやろうとみんな思いますので、はっきりしていただきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 その辺につきましては、当時の関係者、そしてまた業者のほうにも調査チームのほうで聞き取りは行いました。その中の、村長から当時の課長代理である職員のほうには、やはり村の活性化、なかなか企業誘致が来ないような状況であると。そして、当時26年度で新庁舎はくすのきホールということもありましたんで、そういった周辺の活性化、にぎわいづくりですね。そしてあと千早地区、観光も含めての、当時ビジターセンターの計画等々もありましたので、そういったもののいろいろななか、村を外部で見る設計会社、そういった方たちの意見を聞きたいというような形で、当時担当が知り合いの建設会社なり設計会社に比べて、当然その辺、会社につきましては大阪市内にありますので、そこで会合というか勉強会というような形をして、その流れの中で、夕方でしたので食事をとりに行ったということで、別に食事で遊ぶのが目的でもないということなんですけど、やはりそういう会合と食事がセットになってたというのは事実ではございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 27年度にいろいろ、国のほうもあつたかと思いますが、それから当時、ビジターセンターなんかの計画もありましたけれども、ちょっと記憶が薄れてますけれども、国の加速化活性化何とかというので、国から何かお金がおりてくるというようなことがありまして、その利用について、小さい村でそれだけのものをこなすのが難しいんと違うかとかというような意見もあつた中で、やはりこれを活用して何とかしたいということから、いろんなそういうものもあつたのかなと推測するわけですが、それが、だから仕方がないというわけではありませんけれども、4回行ったうちの3回村長は出席したと言われますけれど、4回も会食するのは、そういう目的がそうであつたんでしたら、会食は必要やつたのかなというのは私も思います。そして、これもやっぱり報道提供の中にあつたんですけれども、飲食代は折半しているものの、場所を考えると社会通念上理解を得にくいとありますけれども、一体その場所はどこやつたんか、どこやつたら別によかつたんかとかというふうになりますので。場所がどこやつたんかというのも、ここでお聞きしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 場所につきましては、平成26年度ということで、ここやというような明確なあれはないんですけど、大阪市内のしゃぶしゃぶ屋とか、心斎橋のちょっとしたおしゃれな居酒屋とか、そんな形で聞いております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 国会でも、どこかの料亭でとかということで報道されてますけれども、北新地がどうやったとかという話も聞いております。今心斎橋のしゃぶしゃぶとか、そういう話も聞きましたけれども、やはりこれは批判されても仕方のないことかと思えます。

それで、これにかかわった当時の課長代理、これはせんだって新聞に大きく報道されて、2月の時点では課長になってましたけれども、その課長から主査に降格して、給与も減給となりました。大きく報道されたので、村としてもダメージ、それからその職員も、平成26年度当時大変な事業計画を抱える中で、こういうことになってしまったダメージもあるかと思えます。それを弁護するわけではありませんけれども、やはりそれはそれとして、きっちりと処罰、それなりの対応が必要で、新聞報道なんかにも載りまして大変なダメージを受けました、村としても。今後、私たちは信頼回復のためにしっかり頑張っていかなあかんという思いはみんな同じだと思うんですね。こうした事態に対して、村長は今回減給処分、御自身はされましたけれども、こうした事態を受けまして、今後やはりどういうふうに臨んでいこうとかというふうなことがありましたら、この場でお聞きしたいと思います。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 この意見交換して会食することが全てだめかといえば、そうではないと思うんですね。ただ、羽曳野でもいろいろ飲食で問題が出てましたけど、やっぱり村にその基準がないと。いわゆる倫理規程みたいな基準がないというところも一つの問題かなというように思います。もちろん、行った場所によって社会的批判を受ける場所というのも当然あるでしょうから、やっぱりそのルールをきちっとつくっていくということだと思います。調査チームで聞き取っても、その当時の課長代理ですか、ロープウェイをどうかしないといけないと。業者が来ないとロープウェイを存続できないということで、一生懸命村のためにやったということは、それは理解はしてます。ただ、越えてはいかん一線を越えたんだらうなという、そういうのが今回の事案かなと。そういう意味では、非常に脇が甘いといえば甘いという、そういう批判は免れないというふうに思います。

先生おっしゃったように、相当ダメージを受けたというのも事実だろうというふうに思

います。やっぱり行政というのは、信頼というこの二文字の上にやっぱり成り立ってるわけですから、今回起こったことが、例えば村長の減給であったり、あるいは管理職の監督不行き届きということで、嚴重注意を受けたからといって、失った信頼というものを簡単にあがなえるものではないというふうには思います。そういう意味で、これは当時の課長代理の個人的な問題ということじゃなくて、今回起こったことを職員あるいは、これは僕は議会にも一定責任は正直言っているとあります。要はチェックし切れなかったという責任は、これは申しわけないけど、御批判は受けますけどあると思ってます。だから、これは今回のことを職員あるいは議員全てがやっぱり他山の石として、これからしっかり自己研さんを積みながら、信頼回復を努めていくという意味では、僕は大事だというふうに思いますし、またPTをつくろうと思いますが、そのPTの中で、今申し上げたように、倫理規程をつくっていくのか、あるいは契約事務のやり方を少しやっぱり変えないといけないのか、あるいは決算も含めて、あるいは人事管理も含めて、組織的なガバナンスというのはやっぱり弱いように思いますから、こういったところをもう少しやっぱり強化していくとか、そういうことは今後PTをつくってやっていきたいというふうに思います。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第26号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第26号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第２６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第２２、議案第２７号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第２７号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、大阪府において全国平均を超える未就学児に係る医療費及び精神病床が多く存在することにより、精神入院患者に関する費用額が多額となる場合に交付される特別調整交付金を新たに府の公費として取り扱うことに伴い、村の国民健康保険、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定方法を改正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○田中議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第２７号千早赤阪村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成３１年度大阪府標準保険料率の算定において、全国平均を超える未就学児に係る医療費と精神疾患が多く存在することにより、精神入院患者に関する費用が多額となる場合に限り、国から交付金が交付される、いわゆる特々調の交付金を基礎賦課総額から控除することに伴うものでございます。

内容は、国民健康保険、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定において、国民健康保険の調整交付金等の交付金の算定に関する省令第６条第１号を大阪府知事が定めたものに限るを追加することにより、基礎賦課総額の算定に伴う控除額を増額することで、保険料率を低く抑えるための改正でございます。ただし、村の保険料については現在村独自の激変緩和を行っているため、直ちに保険料に影響するものではございません。

それでは、１ページをお願いします。一般被保険者に係る基礎賦課総額でございます。

本条例第１１条の３、２号ウ、（ア）に「ヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並び

に」を追加し、あわせて２ページ、エに「ヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに」を追加するものでございます。

附則として、このこの条例は平成３１年４月１日より施行するものでございます。

以上、本条例の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第２７号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第２７号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第２７号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第２７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第２３、議案第２８号平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１３号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第２８号は、平成３０年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１３号）についてでございます。

本議案は、村道北谷線擁壁整備工事ほか１事業の完了が翌年度にわたることから、追加

補正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第28号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）につきまして御説明申し上げます。

2ページ目をごらんください。

第1表繰越明許費の補正でございます。

追加となる事業につきましては、総務費、総務管理費の事業名大阪版セキュリティクラウドWAF機能チューニング事業21万6,000円で、土木費、道路橋梁費の村道北谷線擁壁整備工事967万7,000円で、それぞれ年度内に完了できなくなったために翌年度に繰り越すものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 大阪版セキュリティクラウドWAF機能チューニング事業についてお伺いしたいんですけども、この事業というのは一体どういった事業なのか、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 この件につきましては、この18日から村のホームページが新しくなって公開されております。そのセキュリティの機能を向上するためということで、公開後にチューニングを行うということで、そのセキュリティのためのチューニング作業になっております。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 こちらがそのおくれた繰越明許費として来年度ということは、3月18日という日に公開になったからという理解でよろしいのでしょうか。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 作業そのものが、公開後にしかできないということになっておりますので、その期間は大体一月程度作業がかかるということで、繰り越しということになっております。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 結構です。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第28号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第28号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第28号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第24、議案第29号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第29号は、平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

本議案は、金剛山ロープウェイ駅舎及び鉄塔耐震診断業務の完了が翌年度にわたることから追加補正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 安井観光・産業振興課長事務代理。

○安井観光・産業振興課課長代理 議案第29号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

大阪の北部地震など、昨今の災害状況を鑑みて、金剛山ロープウェイ駅舎及び鉄塔耐震診断業務を平成30年10月31日から平成31年3月28日までの移行期間で業者委託いたしました。この委託業務での現地調査の1項目であるコンクリートのコア抜きの結果、その圧縮強度が著しく低い数値のところの一部箇所がありました。その著しく低い数値が出たため、コア採取の箇所によるばらつきによるものかということを確認するため、採取箇所を追加して再度調査しましたが、その結果も低い数値でございました。通常の耐震診断では、コンクリートの最低強度が鉄筋コンクリートづくり、建築物の最低基準を下回らない前提で調査することとなっています。今回の調査では、一部箇所でその最低基準を下回る結果であったことから、補強しても期待どおり耐力を出せない可能性があります。しかしながら、建物全体の強度傾向を得られたため、それをもとに適切な過程のもと検討方法を見直し、耐震診断を引き続きすることとしました。

以上、現地でのコンクリートコア抜きによる調査を追加したところ、検討方法の見直しもしまして調査を行うことから、当初契約の期間内では業務を完了することができないこととなりましたので、平成31年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 この間の中間報告なども新聞報道されておりましたけれども、完全にできるのは数年後というふうなことも書いてたんですけれども、それも含めて耐震診断の、この予算での繰越明許でよろしいのでしょうか。当初、これは5月末ごろには結果が出まして、それからどうするかということやというふうに聞いてたんですけれども、一部の報道では数年間、もうできないようなことが書いてたんですけれども、その辺ちょっと私らが聞いてた中身とは違いますので、どのあたりが確かなことなのか。耐震がないという中で運行するのは、もう難しいということはわかりますけれども。

○田中議長 安井課長事務代理。

○安井観光・産業振興課課長代理 今回の補正につきましては、あくまで耐震診断ということになっておりまして、いろいろございますが、5月の末に耐震診断の最終結果報告がありますので、その報告をもとに駅舎を修繕して、変更か再開できるかどうかなどの検討をやっていききたいと、そういう予定で今考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 この繰越明許の部分については、今中間報告を受けている耐震診断を最終結論を出してもらうまでの予算ということで。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第29号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

13時、1時00分から再開いたします。

午後0時07分 休憩

午後0時58分 再開

○田中議長 再開いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田中議長 議事日程第25、議案第30号平成31年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第30号は、平成31年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ250万3,000円を追加いたしまして、予算総額を36億2,310万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、予防接種施行令が改正されたことに伴うシステム改修や風疹抗体検査及び定期接種などの経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第30号平成31年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出です。

まず、衛生費、予防費、予防接種事業経費は250万3,000円で、風疹抗体検査委託料やはしか、風疹2種混合の定期予防接種委託料、電算委託料などです。

続きまして、8ページをお開きください。

8ページ、歳入でございます。国庫支出金の衛生費国庫補助金で、感染症予防事業費等補助金108万4,000円です。

続きまして、繰入金、財政調整基金繰入金として141万9,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今回、風疹が大阪でもかなり流行しましたということで、それへの対応だと思うんですが、この対象者はどれぐらい見込まれての予算なのか、お尋ねします。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 この風疹予防接種なんですが、予防接種法の施行令が改

正されまして、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性の方を対象に、風疹に係る定期の予防接種が行われることになりました。31年度については、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対して、市町村が受診票、クーポン券というものなのですが、それを発行しまして抗体検査、定期予防接種のほうを行うということになっています。また、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性に対しても、制度の周知としての個別通知を行う予定です。

予防接種の対象者になりますが、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方が、村内に525名いらっしゃいます。平成31年のクーポン対象者なのですが、それは270人になります。村のほうで風疹抗体検査を受けると予測しているのが、そのうち30%見込んでいますので、101人になります。抗体検査を受けまして、抗体価が低いという方に関しては予防接種を行うことになりますが、この方は抗体検査を受けられた方の30%を見込みまして33人を予定しています。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 これは、国庫補助の対象になってると思うんですけども、その辺の内容、国が何ぼで村がどれぐらい負担することになるのか教えてください。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 国庫補助の対象につきましては、そこに書かせていただいている経費のうち、定期の予防接種委託料を除いたものが国庫補助になります。2分の1が村負担で、2分の1が国庫補助金となっておりますので、216万9,000円のうち108万4,000円の国庫補助を見込んでおります。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 33人を見込んでおられるということですけども、これの周知などは広報でやられるんですか。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 今年度につきましては、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方を対象に、全員の方にクーポン券を郵送する予定にしております。そのクーポン券が届きましたら、それをもとに抗体検査を受けていただく。また、抗体検査で抗体価が低い方には予防接種を受けていただくという流れになります。

以上です。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第30号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第30号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第26、議案第31号動産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第31号は、千早赤阪村役場の電話交換機の更新に伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野総務課長 それでは、議案第31号動産の取得につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、役場庁舎の電話交換機の老朽化に伴い更新を行うものでございます。取得する動産につきましては、役場庁舎、保健センター、くすのきホール及びいきいきサロンくすのきの電話交換機本体のほか、別紙に記載のとおりでございます。契約の方法につきましては、随意契約でございます。この契約に関しましては、1月18日に4社を指名し、2月4日に入札を予定しておりましたが、3社から辞退届が提出されまして入札が不調となったため、辞退届のなかった1社と協議を行い、3月4日付で仮契約を締結したものでございます。契約金額は849万4,200円、契約の相手方は大阪市都島区東野田町4丁目15番82号、西日本電信電話株式会社大阪支店取締役大阪支店長岸本照之でございます。

以上でございます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

千福議員。

○千福議員 代表電話の老朽化ということで、ちょっと更新されるということなんですけれども、これは一応購入という形のちょっと議案という形になるんですけども、リースとかそういう部分については考えておられなかったんかどうか。

そしてもう一点、代表の番号、0081が今代表番号になってるかと思います。こういう更新のときに、各担当でちょっと番号が違うような形の部分を考えておられるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 まず、契約の方法ということで、購入かリースかということですけども、検討はいたしましたけれども、やはりトータル的に購入のほうが費用が安価であるということから、購入のほうにさせていただいたわけでございます。あと、代表の電話番号につきましては、今の番号と変わりはありません。あと、ダイヤルインといいまして、直接各担当課のほうに直通で入るようなダイヤルインの導入も検討しておるということでございます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 一応ダイヤルインが各担当に入るという形で今ちょっと御説明頂戴したんですけど、ということは、おのおの担当課で違う番号で登録されているという形でいいんですね。それと、発信の場合も、まあいうたら担当課、今でしたら総務だったら0081が代表ですんで、2番が総務課、また人事だったら83が人事とか、そういう各課によっ

て番号が違う形で設定されるんですか。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 本日議案をいただきましたら、正式な契約になりますので、今後設計等を詰めていく予定をしておりますけれども、基本的には、発信については多分代表番号からになると思われます。この辺はちょっと設計の方法によりますけれども、各課にはそれぞれダイヤル直通のダイヤルの番号を設定いたしまして、広報等で周知をしていきたいと考えております。

○田中議長 田村議員、いいですか。

田村議員。

○田村議員 PHS 電話機及び PHS 接続アンテナが計上されておりますけれども、最近ちょっとなかなか PHS という単語を聞くことが少なくなったなと思うんです。PHS 電話機はどういった用途で使っておられるんでしょうか。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 これにつきましては、警備員が持っております携帯用といいますか、電話で、当然警備等で巡回してますので、そのときには PHS を持って巡回をするということで、警備員用に貸与の手配をしております。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 結構です。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 4 社を指名したけれども 3 社が辞退したということですが、辞退した理由というのはわかりますか。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 辞退理由といたしましては、人員の確保ができないであったり、機器の準備が間に合わないといったことで辞退の理由となっております。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 電話交換機をかえることでも非常に多くの予算が要るんだなということを知ったんですけれども、これは今使ってる本庁に設置するわけですか。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 交換機本体につきましては、それぞれの施設ごとに設置をいたします。大もとは本庁にありまして、当然内線番号はそれぞれの施設の中で複数台ありますので、それぞれの施設の中で中継器といいますか、そういった中継するための交換機の本体を施

設ごとに設けることで、交換機としてはそれぞれ4台となっております。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 新しく32年に庁舎ができましたら、この機械はそっくりまた使えるようになる。もったいない。どうなんですか。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 一応、持ち運び、移動可能となっておりますので、新庁舎には今の機械をそのまま移設する予定であります。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 井上議員、どうぞ。

○井上議員 説明で、災害時に即応できるというところがあるんですけど、この部分をもう少し詳しく教えてもらいたいんですが。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 今回の回線につきましては、光回線を予定しております。この光回線ですと、停電等で使用できないこともありますので、1本だけ従来のアナログ回線を引くということで、それが災害対策ということで用意しております。

○井上議員 ありがとうございます。

○田中議長 いいですか。

○井上議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第31号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第31号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第27、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第28、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第29、一般質問に入ります。

それでは、1番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告に基づき、次の2点について質問いたします。各担当課の答弁を求めます。

まず1点目なのですが、金剛山のにぎわいについて、議長通告をしておりました。今回

のアクシデントで多少内容をかえて質問をさせていただきたいと思いますが、議長、よろしゅうございますか。

○田中議長 はい。

○山形議員 それでは、第1問目を質問させていただきます。

31年第1回定例村議会村政運営方針の中で、金剛山観光事業でロープウェイや香楠荘につき開業後相当な年数がたっていることから、施設の老朽化が進んでいる。今年度は、これからの施設だけでなく、ちはや園地や府営駐車場あわせて一体的に活用する方策や施設の更新や、魅力向上など、大阪府や指定管理者とともに検討を行い、加えて通信線工事を実施し、引き続き観光客が安心して利用できる施設になるよう努めるとともに、金剛山周辺のにぎわいづくりに向けて取り組むとうたっておられましたけれども、今回のアクシデントにより質問を少しかえさせていただきます。

金剛山のロープウェイが3月15日から現在運休されています。現在のところ、どのような状況になっているのか、また今後の見通しについてお伺いいたします。

2点目は、新庁舎建設事業についてであります。

新庁舎建設事業については、今年度に入って本格的に動き出し、住民代表等で構成する庁舎建設検討委員会や住民説明会、そして議会の庁舎建設特別委員会でも議論を重ねて基本設計が完了するところまで来ました。今後は、詳細設計に進むわけですが、村民からも村らしさを感じる新庁舎や木材利用を求める声がある中で、外観や内装についてどのように検討しているのか、この2点、よろしくお願いをいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、安井観光・産業振興課課長事務代理。

○安井観光・産業振興課課長代理 金剛山のにぎわいについて御答弁申し上げます。

年間登山者数100万人を誇る金剛山の観光主要施設であります金剛山ロープウェイは、誰でも気軽にアクセスできる手段として、香楠荘は都会の喧騒を離れてのんびり過ごせる宿として利用されてきました。ただ、このたび昨今の災害状況を鑑みて耐震診断を実施したところ、金剛山駅の待合室の一部のコンクリート強度が著しく低いという中間報告があったため、利用者の安全確保の観点から、ロープウェイの運行を停止いたしました。本年5月末ごろには、耐震診断の最終報告が出る予定であり、この診断結果をもとに再開が可能であるかどうかを判断する予定でございます。なお、結果と検討状況につきましては、機会を見てまた御報告させていただきます。

一方で、金剛山のにぎわいづくりにつきましては、引き続き行ってまいりたいと思っております。今年度は、ちはや園地で常に雪遊びができるよう人工降雪機を導入したり、香楠荘の食堂でカフェメニューを開発、また婚活イベントも復活させてきました。また、ち

はや園地のログハウスでの物資販売も充実させていく予定でございます。加えて、4月21日には、ちはや園地での春まつりや、5月3日には葛木神社でのさくら祭りのイベントも予定されております。さらに、道の駅や森林組合など、村内各施設でのイベントも開催を予定しており、村全体でのにぎわいづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 残念なことに、こういう結果になって運営ができないということについては、今回質問をちょっと避けさせていただきまして、急に振って悪いんですけども、藤本さんにちょっとお伺いしますけれども。金剛山観光事業について、私いつも思ってるんですけど、観光客にとってそこに行かなければならないという目的意識を持ってもらうための施策が必要やと、私常々思ってます。そこで、どのようなお考えがあるか、お伺いします。

○田中議長 藤本理事。

○藤本理事 御回答申し上げます。

にぎわいづくりとか、そこを盛り上げる施策というのは、行政だけじゃなくてそのニーズをしっかりと捉えて、関係者と話し合いを進めた上でやっていかないといけないというところを私自身もすごく実感しているところでして、今までは、関口議員も先ほどおっしゃった加速化交付金ありきでハード面の整備を進めてきたところが大きかったと思うんですけども、それを使ってソフト面をどう充実させていくとか、それを担っていく者をどうやって育てていくかというところが弱かったのも、余り継続性がないものになっていると思っています。ですので、先ほど申し上げた活性化策、イベントをやっていたりとか、信越等協力のもとでカフェメニューを開発したり、人工降雪機を導入したりということもあるんですけども、それを今後どう展開させていくかという意味では関係者とよく話し合いをして、信越だけでなく観光協会とも話し合いをしたりする中で、アイデアをたくさんいただきながら、一緒になって進めていく人をたくさん取り込んで内容を充実させていく必要があると思っています。

このように、今まで取り込んでこれなかった家族連れとか、海外からの観光客もふえているので、そういった方たちをターゲットに置いて、どういった施策を打っていけば、本当に意味のあるものになるのかというのを、協議をよくした上で進めていく。ただただはやりのものに飛びつくのではなく、関係者が本当に求めるもの、それがターゲットに届くのかどうかというところをしっかりと検証した上で、観光コンテンツをつくり上げていく

いと思っています。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○山形議員 要望にかえます。

本来ならば、こういうことが起こったことについて、取り下げさせていただこうかなと思っただけなんですけども、やはりこれは村にとって観光事業、金剛山というのは村のシンボルでありますので、そこでちょっと要望だけさせていただいてこの質問を終えさせていただきます。

常々金剛山観光事業については、村の活性化につながる施策であると。また、村民の村のシンボルであるロープウェイが、現在のところ運営中止になったということは残念ながらですけども、今後担当課の職員だけではなく、全職員が一丸となって、危機感を持ってこの事業を私個人としては引き継いでいただきたい。議会も一生懸命、7人の議員と話し合いをしながら提案をさせていただきたいと、そう願っております。これは要望としておきます。ありがとうございました。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、幸地域戦略室課長。

○幸地域戦略室新庁舎・大規模改修担当課長 2番目の新庁舎建設事業について御答弁申し上げます。

村らしさを感じられる新庁舎の建設並びに木材利用の検討については、さきの庁舎建設検討委員会などでも御要望をお受けしており、今後実施設計を進める上での最初の課題であると認識しております。

現在、次年度の詳細設計に先駆けて、まずは庁内の意見集約に努めているところでありますが、新庁舎の外観については周辺の景観になじむものであると同時に、いかにして村らしさを体現していくか検討を進め、案を提示した上で、今後の庁舎建設検討委員会及び特別委員会に諮ってまいりたいと思います。

またあわせて、木材利用につきましても、内装材を中心に、まずは効果的な活用手法を模索しながら、木のぬくもりを感じられる新庁舎の実現に向けて、スケジュール感を持って検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 幸さんこうしてキャッチボールすることが、もうこれが最後のやりとりであります。2年間、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。どうもありがとう

ございました。

そこで、質問なんですけども、新庁舎平面プランについては、2階に特別職を含め執務室や会議室、それから3階に議会と一部の執務室を配置することになっておりますけれども、新庁舎で議員と職員が会議する際、人数が多ければ議会室ではなく、スペースが足りず窮屈につながると考えております。そういった場合、会議スペースについてどのような運用を考えておられるか、お伺いいたします。

○田中議長 幸地域戦略室課長。

○幸地域戦略室新庁舎・大規模改修担当課長 山形先生御指摘のとおり、限られた敷地面積で今回新庁舎を建設するということにいたしておりますので、会議室や打ち合わせスペースとして確保できる面積にも限りがあるという現状がございます。そうした中、まずは住民利用が多い1階の待合スペースや村民情報ロビーの充実につきまして、そちらを優先するべきとの御指摘が検討委員会でもございましたことから、来庁者の利用スペースを第一に考慮して検討を進めてまいりました。また、こうしたこととあわせまして、階段室の向きですとか全体の配置を見直すことでスペースを見出し、基本設計修正プランにおきましては、2階、3階に打ち合わせコーナーを新たに確保したところでございます。議員と職員が会議をしていく際には、議員控室の応接コーナーはもとより、議場を会議室として有効利用するほか、2階の会議室なども総利用を図るなど、その運用方法につきましては今後関係課も交えながら、よりよい活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○山形議員 要望に切りかえます。

○田中議長 はい。

○山形議員 御答弁ありがとうございました。今の御意見、ちゃんと議事録で載りますし、できてみんなことにはわかりませんが、できて今度また何やかんやと議論が交わされることだと思いますけど、今の御答弁どおり進むことを願っております。

そこで、要望ですけども、新庁舎建設に向けての工程が順調に進んでいくことを願いながら、今からちょっと要望させていただきます。

新庁舎の外観や内装については、村らしさを感じられる、これまでどおり丁寧な議論をお願いするとともに、将来世代のために維持管理のしやすい庁舎の実現を目指してもらいたいと思っております。また、打ち合わせスペースについても、基本設計の修正プランでは一定の改善は得られましたが、今後運用方法を含めて継続、検討を要望して、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○田中議長 第2番目の質問者、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党関口ほづみです。さきに通告しております3点について質問をいたします。

子ども医療費助成を18歳まで、高校卒業まで拡充することと、小吹台から中学校までの通学バスの一部保護者負担を無料にすることを求めます。少子化が進む中、子ども医療費助成の拡充が広がっております。大阪府下でも、高校卒業まで実施している自治体は、2018年4月以降で8市町において実施されております。新年度からは岬町でも実施される予定で、河南町ではこの3月議会に22歳まで引き上げることが提案されております。医療費助成の拡充については、2017年6月議会でも取り上げたところですが、当時は府下で大阪市も含め6自治体が実施していました。しかし、この4月からは10市町において実施されることになります。村では、若者永住促進によって子育て世代の転入があり、改めて医療費助成の拡充を求めます。18歳まで引き上げた場合、前回質問いたしました時点では、150万円が必要とお聞きしましたが、子どもの数も減少している中、もし18歳まで拡充した場合は幾ら必要かお尋ねします。

次に、小吹台から中学校までの通学バスの保護者負担についてでございますが、現在1カ月6,500円、1回180円の負担となっております。31年度予算では、受益者負担分として79万円が計上されております。ことし10月から、国において幼児教育の無償化が実施されることになりました。これによる村負担額はどれだけ減額になるのか伺います。この際、医療費助成の拡充と通学バスを無料化に踏み切ることを求めます。

次に、国保料の府下統一化に関連して質問いたします。

2018年より国保の保険者は都道府県と市町村になり、財政運営は大阪府が権限を持ち、保険料を府下統一にするための準備が行われております。全国で統一化する動きがあるのは、大阪府だけと聞いております。統一化により、ほとんどの自治体が引き上げられる可能性があり、6年間は激変緩和措置によって保険料を算定しております。

13日の予算審議で質問しましたが、村の保険料は43市町村で13番目に安いということでしたが、2019年度の保険料は府下5番目に安いということですが、基金の活用など、担当課として努力をいただいていることがあると思います。それでも、住民の間には高いというのが実感です。激変緩和終了後、府下統一された場合は、大幅に村でも引き上げられるのではないかと心配の声が上がっております。村の状況はどうなるのか伺います。これ以上の国保料の引き上げに耐えられないというのが、全国の国保加入者の声です。全国知事会、全国市長会、町村長会などからも、国庫負担割合の引き上げを求める要望書も出ております。国保財政への国庫負担割合の増額を求めること、そして府下

統一保険料に反対することを求めます。

最後に、防衛省からの自衛隊募集に関する名簿提出要請について伺います。

防衛省が自衛隊員の募集に関し、市町村に18歳と22歳の住所氏名を紙または電子媒体で提出を求めているということが問題になっております。安倍首相が、全国の6割以上の自治体が協力を拒否していると発言したことから、募集要請が行われているようです。村では、防衛省や関係者から名簿提出の要請があったのか、またそれに対してどのように対応したのか伺います。今後、要請があっても提出しないよう強く求めます。

以上、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 医療費助成の拡充部分について答弁いたします。

村では、若い世代がいつまでも村に住み続け、安心して子育てができるよう多子世帯の保育料の軽減、給食費補助事業、任意予防接種費用の助成などに加え、来年度新たに紙おむつ購入費用の助成や紙おむつを捨てるためのごみ処理シールの交付を行います。また、平成32年度からは、全ての妊産婦と子どもとその親、保護者を対象にした子育ての総合支援拠点の設置を目指すなど、今後も子どもの健全育成に向けた子育て支援を推し進めてまいります。

以前にも答弁いたしましたとおり、村の子ども医療費助成につきましては、医療費の増嵩を招き、国保財政に影響を及ぼすことから、安易に対象者の拡大を行うことがないよう国からの指導もございまして、現時点において対象を拡大することは考えておりません。

なお、本医療制度につきましては、国の制度として創設するように、引き続き町村長会を通じ、大阪府や国に対して働きかけを行ってまいります。また、今後議員におかれましても、本制度を国の制度として確立するよう、国会議員を通じて働きかけいただきますようお願いし、答弁いたします。

○田中議長 引き続きまして、矢倉教育長。

○矢倉教育長 通学バスの無料化で子育て支援拡充を、についてお答えいたします。

通学バスの無料化については、昨年9月の議会でもお答えいたしましたとおり、幼稚園、小学校と中学校の場合での経緯の違いなどがある旨お答えした上で、今後子育て施策の充実など総合的検討が必要であると考えますが、税收減少の中、既存事業の見直しも含め、トータルの財政運営の中で検討する旨お答えさせていただいたことは、議員も御承知のとおりと存じます。利用状況といたしましては、通学定期を購入してバスを利用する生徒も非常に少ないことなどがあり、保護者のお考え等お聞きしたいと考えていたところ、

バスの無料化に関する署名を集められた保護者の方から陳情に来られたところであり  
ます。こうした保護者等の思いや、一方では受益者負担の必要性もあるということも含め、  
総合的に今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 まず、医療費の部分でございますが、そういう考えはないということでござ  
いました。そして、子どもの数も非常に減っている中で、もし実施したとしたら、どれぐ  
らい予算が要るのか、再度お尋ねしたいと思います。

それから、通学バスの件でございますが、先ほど教育長からも言われましたが、陳情が  
寄せられているということでございましたけれども、もともとこの歴史をたどりまし  
たら、小吹台が開発されてから女子生徒は小吹台から東阪まで歩いて、東阪経由で中学校ま  
で路線バスを利用して通学しておりました。ところが、人通りも少なく、大変女子が歩い  
ていくのは危険だということで、当時小吹台の大きな運動となりまして、村にもいろい  
ろと要請に来られまして、村、バス会社協議の中で、保護者負担も取り入れるというこ  
とで、昭和58年か59年ごろから実施されたと思います。その間、生徒が減少する中で、  
バス運行が続けられるかどうかという危機もありましたけれども、どういうことになろう  
とも村の責任で、小吹台から中学校まで女子生徒を安全に通学させるということで、その  
ことが議会でも確認されて今日に至っております。そういう経過を得ながら、今は路線バ  
ス会社ではなくて、幼稚園、小学校の通学バス、そうしたものを有効に利用されているの  
かなと思いますけれども、保護者負担を見てみましたら、新年度は79万円、それから平  
成30年度で60万3,000円、平成29年度で62万3,000円の保護者負担とな  
っておりますけれども、先ほど言いましたように、バス会社との契約ではなくて、小学校  
の通学バスを活用しているのかどうか、それもちよつと確認させていただきたい。

それから、千早地区の中学生は現在路線バスを利用しているのか。その負担額は幾らな  
のかをお尋ねします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 先に、子ども医療の扶助費の件につきまして御答弁いたします。

1月末現在の数字になりますけれども、今村が実施しております子ども医療の対象者は  
中学卒業までとなっております。人数ですけれども438人、これを高校卒業まで引き上  
げた場合、585人、その差が147人となります。それで、1人当たり1万2,000  
円と計算した場合、176万4,000円という数字になります。

以上です。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 中学校の通学バスでございますけれども、いわゆる村で購入したバスを大新東のほうに委託して運行をいただいているというような状況でございます。

それから、千早地区のいわゆる遠距離通学ですね、の補助ですけれども、これは現在小吹台からのバスの定期分6, 500円というふうな形になってますけれども、これと同様になるような額で補助となっております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 高校まで引き上げた場合は176万円、以前に質問したときよりも高く、予算が多く要するということですが、幼児期と違いまして、高校になりましたら医療に係る機関も、風邪とかちょっとしたことで病院に行かないということで、よそで実施している自治体などを見ましても、中学卒業以降の子どもたちの医療費はそんなにかかっていないというのが実態のようです。ですので、前回では150万円、今回もし実施したら176万円かかるということですが、やはりもう既に、この4月からは43市町村のうち10市町までが実施するという中で、ソフト的な子ども施策の拡充をしていただいているというのは本当によくわかりますが、ぜひ思い切ってここまでやっていただきたいと、重ねて要望しておきます。

それから、通学バスの件でございますが、ほかの地区との兼ね合いもあって、なかなか踏み切ることは難しいという条件もよくわかるのですけれども、子どもたちも非常に少なくなっていく中で、この際やはり陳情もあったということですので、そうした声に応えるという意味で、この件について検討していただけないのか、再度この件についてはお伺いします。

○田中議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 中学バスの無料化に関してですけれども、ただ単に無料にします、先ほど御説明あった60万円から70万円の生徒の負担を肩がわりして無料にしますというだけでは、片づかない問題が幾つか出てくると思います。というのは、今現にバスを利用されている小吹台の中学生が、このままその程度の状況が維持できたとしたら、おっしゃるとおりになると思うんですけれども、これが一旦無料化にするということになりますと、当然考えられることは、バスの利用者が急増するということが考えられると思います。と申しますのは、現在は自転車通学あるいは保護者が勤務に行く途中、同乗して中学校でおろす、そしてバスの利用者とはばらけてますので、十分バスは定員以内でおさまっています。とこ

ろが、例えば学校が試験中期間とか、こういった部活動が、早朝練習が中止されている期間、あとは天候等によりまして、仮に現在の小吹台から中学校へ通っている生徒が全員バスを利用するときがあるとした場合は、当然定員としてオーバーして乗れないという状況が出てきます。でも、その日にならんとそういったことがわからないでは、とてもその教育委員会としても対応のしようがないということになります。

それからもう一点は、当然小吹台の中学生のバス利用を無料化にするということは、当然同じような遠距離の中津原あるいは小吹地区の方々からも、じゃあうちのほうでもバスを回してほしいという要望も出てくる可能性もあります。それから、小吹台の生徒の無料化ということになりますと、当然路線バスを利用している、また今後利用するであろう生徒たちも同じように、公平性という観点から無料にしていかなければならないという、そういった幾つかの問題が出てくると思うんですね、解決しなければならない問題が。そこで、今現在のところ、バスをふやす予定あるいは大型化する予定がない現在、無料化だけに結論を出すということは、なかなか今難しい状況かなと思ってます。

ただ、一気に無料化にするのではなくて、やはり子育て支援という観点からも、もう少し軽減することができないか等の検討は、今後必要かなと考えています。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 この10月から幼児教育が国のほうで無償化するということは、もう言われましたけども、当初この幼児教育も無償化については、全て国が持つということやったんですけれども、半分は市町村で持つということになって、それには市町村が首長などが反対をしましたけれども、結局半分は市町村で持つということになりましたので、これによる村への影響額はどんなものかわかりませんが、聞きましたところ、教育課としては逆に負担がふえるのではないかとというようなことでありました。ですので、国のほうで子育てについては、もっともっと国の制度としてやってもらう必要があるというふうに思いますけれども、村ではやはり、今答弁ありましたように、難しい部分はありますけれども、医療費助成についてはもう既に10市町が実施するということですので、ぜひ前向きに検討していただきたい。私たちは国会でももちろんやっておりますし、住民との運動の中で、全国にこの大阪府でも10市町において拡充が広がっておりますので、私たちもこういうことはやっていきたいと思っております。

それから、通学バスの件ですが、教育長が軽減のことを触れられました。私最後6、5

00円の部分を千早も含めて軽減する方向をぜひということを提案しようと思いましたが、こういうことも今後検討の課題だということでしたので、そういうこともぜひ検討をしていただくことをお願いしまして、この項目は終わります。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 国保料の府下統一化に反対を、について御答弁申し上げます。

大阪府は、新たな制度において、府内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料額となるよう府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るべきであるという考えのもと、保険料率を統一されました。ただし、保険料が急激に増加することのないよう、府が新制度を施行後、6年間に限り激変緩和措置を実施することとしています。さらに、村独自の激変緩和措置をすることで、府下保険料順位でも38位と決して高い保険料ではなく、平成31年度予算においても前年度並みと据え置いております。大阪府標準保険料による平成31年度村1人当たり保険料は15万3,204円、府の激変緩和措置後は13万7,704円、村の激変緩和措置後は12万1,404円となり、大阪府標準保険料率と村の激変緩和措置後の差額は3万1,800円となります。平成36年度には、保険料府内完全統一となることを踏まえ、今後の保険料設定については大阪府に支払う事業費納付金や村財政調整基金残高などを鑑み、村国民健康保険運営協議会に意見を求めながら設定したいと考えております。

また、都道府県が一括して受け入れることとなった療養給付費負担金等については、国保財政の一層の安定化を図るため、国の負担割合を引き上げるよう、町村長会を通じ引き続き要望してまいります。

最後に、議員御要望の府下統一保険料に反対する件につきましては、今後村においても人口減少や高齢化の進展等の構造的な課題を抱えている中で、単独での国保運営は非常に厳しい財政状況となることが予測されますので、今まで同様賛成の立場であることに変わりはありません。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 現在の国保料については、非常に努力していただいて、府下でも安いほうから数えて5番目とかそういうことですので、そのことは本当に努力していただいているということで認めるところなんですけれども、その国保運営を統一しているというのは、今年度からやっていることは当然のことなんですけれども、保険料を統一化するという動きが全国都道府県の中で、今のところ大阪府だけやと聞いているんですけど、その辺のことはど

うか、今答弁ありませんでしたので、その状況をお尋ねしたいことと、それから、村は基金もある中でそうしたことで、今現在府下的には安い保険料を維持していただいておりますので、市町村独自のそうしたことが統一化されたらできなくなりますので、やはり、今反対することはないとおっしゃってましたけれども、市町村の独自性が全くなくなってしまうわけですから、その点再考していただきたいなと思うんですが、さっきの統一化の全国的な状況とあわせて御答弁をお願いします。

○田中議長 池西住民課長。

○池西住民課長 1つ目の他府県の状況ということでございます。

大阪府は、平成30年度に保険料を統一するということで決定されております。その30年度の折には、和歌山県であるとか広島であるとか、いろんなところも統一の方向で進めるといふようなことがございましたけれども、実際統一しているところは全国どこにもございません。ただ、新たに北海道であるとか沖縄であるとか、福岡県であるとか福島県であるとか、この辺が今後統一を目指すというふうなことで考えておられます。目指すということですんで、統一とは決まったものではございませんので、そういう都道府県も出ているというような状況でございます。

それと、もう一つの質問でございます。市町村で独自の裁量といいますか、その辺が統一になったらできないんじゃないかというふうな質問かと思えます。そもそも国民健康保険の制度、今回の改正については国のほうで、国民健康保険は高齢化してるとか少子化してるとか、医療費が高つくというふうな構造的な課題があるんで、全国的に府下統一するというふうな考えで、今回改正があったものでございますので、村としても先ほど答弁いたしましたように、高齢化等ございますので、今後先、医療費も高騰して保険料ももらえないというふうな状況が考えられますので、府下統一に反対するというような考えは、今のところございません。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 国保の基金の残高ですけれども、29年度決算では1億5,230万円ありまして、30年度の当初予算では2,352万円取り崩しをして、31年度当初予算でも3,230万円取り崩す予定の予算でした。基金の残高は、これらを合わせて大体どれくらいあるのかわかったら、教えていただきたい。

○田中議長 池西住民課長。

○池西住民課長 平成30年度の予算で、議員先ほどおっしゃっていただいたように、

3, 234万4, 000円を取り崩す予算となっております。基金残高が1億836万2, 000円という見込みとなっております。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 基金の残高が、29年度決算で1億5, 000万円あったものが1億830万円ぐらいに減少していく中であっても、村としてのこうした基金の活用で保険料を抑えていただいているという、これは非常にありがたいことなんですけれども、基金の残がゼロという自治体も府下でたくさんある中で、村は43市町村の中で、基金を持ちながら、その基金も1人当たりの残にしたら非常に多い中で頑張っています。そういう中で、今回の統一化に対しては、各市町村も反対してると思うんですね。ですので、国保のいろんな交渉の中でも、統一化はやめてほしいという声大きい中で、大阪府下だけがもうそれをやるということを決めてるのと、北海道や福岡、福島なんかでもそういう動きもあるような答弁がありましたけれども、やはり統一化には反対をしていただきたいということと、もともとの国庫負担金がどんどんどんどん削られておりますので、これはやっぱりもとに戻す、あるいはそれでなくても増額するようにぜひ担当のほうでも声を上げていただきたいとお願いいたします。

○田中議長 質問事項3番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 防衛省からの自衛隊募集に関する名簿提出要請でございますが、総括質疑で回答いたしましたとおり、村の対応についての事実関係でございますが、当村では自衛隊大阪地方協力本部より15歳及び18歳の方を対象とした住民基本台帳法第11条の規定に基づく閲覧の申請がなされ、書き写していただく対応をとっており、全国の自治体においても同様の対応となっております。なお、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し、必要となる資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、提出は可能となっております。昨今の甚大な災害による自衛隊の対応等を考慮しますと、やはり自衛隊に頼る部分は非常に多く、今後も要請があれば法制に基づいて必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 これまでどおり、住民基本台帳による閲覧の提供に限定していただきたいと思うんですね。先ほど自衛隊法の施行令によって要請があったらこれに応えたいという微妙なところを御答弁いただきましたけれども、今の問題になってるのは、逆に閲覧ではな

くて提供なんですね。それはそもそも法律そのものでなくて、施行令やからその自治体の要請に対して防衛省が要請ができるということだけですので、こっちから限定した、18歳はこれだけやという名簿を提出することはないですよということを、改めて確認したいんです。既に、村としては協力してるわけですよ、閲覧。それから、自衛隊募集の広報による、広報はやってますよね。あれも自治体によってはしてないところもあるし、村はきっちりそれをやっておりますし、それも十分協力してると思うんですね。ですので、そのことに限っていただきたいと、再度お願いします。

○田中議長 池西住民課長。

○池西住民課長 今現在、村のほうで閲覧、住民基本台帳法11条で閲覧していただいているといいますのは、15歳の陸上自衛隊の高等科学学校の生徒に関する募集事務、それと18歳の防衛大学の学生及び防衛歯科大学の学生に関する募集事務、この2点が自衛隊のほうから要請されております。自衛隊のほうも、その要請する文書の根拠として、住民基本台帳法11条ということで、閲覧させてくださいというふうなことで申請が上がっております。それで、平成27年3月31日、総務省のほうから課長通知でありますけれども、それでは自衛隊の募集事務に関する住民基本台帳法の適正な執行についても、15歳の陸上自衛隊高等学校生の生徒、それと18歳の防衛大学の学生及び防衛歯科大学の学生の募集については、11条によって閲覧させるべきだというふうに通達をいただいております。それで、今1つ問題になっているのが、22歳のほうの方の名簿の提出について問題になってるかというふうに考えております。22歳の自衛官と自衛官候補生の募集につきましては、自衛隊法の第97条、こちらのほうで都道府県知事及び市町村は政令に定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととなっております。それで、自衛隊法の施行令の第120条、こちらのほうでは防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは都道府県の知事または市町村に対して必要な報告または資料の提出を求めることができると、法でそういうふうになっておりますので、今後村のほうでも22歳の名簿の提出の要請がありましたら、適法と考えておりますので、拒否はできないかなというふうに考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 これまでどおりの閲覧に限定していただきたいと思うんですね。それで、この間、紙媒体など提供資料について、あくまで依頼であり、強制力を持つのではないということは、国会の答弁でも石破防衛大臣が依頼しているわけで、答えられないということであれば仕方がない。また、中谷防衛大臣は、実施得る可能な範囲の協力をお願いしてい

ると答弁していますので、自治体に協力義務がないことはもうここで明らかになっておりますので、村はこれまで閲覧と、それからポスターを張ったり、村の広報で自衛隊員の募集をやっているということで協力していると理解いたしますので、そのことは守っていただきたいと思うんですね。それで、最近では自衛隊の災害復旧やとか人命活動は、国民から信頼されてる頼もしい職業として、若者みずからその職業に希望していることはたくさんあります。これは私は否定するものでもありません。ですので、村として村みずから名簿を提出することのないようお願いしたいと思います。このことをお願いしておきまして、この件についても終わりにいたします。

○田中議長 要望でいいですね。

○関口議員 はい。

○田中議長 第3番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議長通告に基づきまして、議席番号5番、千福清英、一般質問を始めさせていただきます。

1点目ですが、今後の村の福祉施策についてであります。

村の人口は、1985年をピークに減少を続けています。そんな中、高齢化率はそれに反比例し上昇の一途で、大阪府の統計で言いますと、府平均26.9%に対しまして本村は44.3%と大阪府で一番高い高齢化率になっています。そんな中、第7期目となります高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が昨年3月に策定されました。そういう中、さまざまな取り組みをいただいておりますが、今後団塊の世代が75歳以上になる2025年を迎えるに当たりまして、さらなる施策の強化が必要と考えています。そんな中、村としてどのような施策、具体的な対応を考えているのかお伺いしたいと思います。

そしてまた、反面、少子化がますます進む中、子育て支援機能拠点としての準備がどのような形で進められていくか伺います。

そしてもう一点です。就学援助についてであります。

就学援助の中の入学準備金におきましては、経済的理由で就学が困難な新入学生を対象に、ランドセルなどの購入費用として支給されているものです。しかし、これまでは新年度になってからの申請、そして所得の審査を行うため、支給時期が7月になっています。これでは入学のための準備ができないことも考えられます。そこで、就学援助の入学準備金の支給時期を早期に支給するように求めたいと思います。

以上、答弁をお願いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 今後の村の福祉施策について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、本村の高齢化率は大阪府で1位となっており、近年は認知症高齢者の相談件数が年々増加しております。平成30年度については、現在21件の新規の御相談について専門職である認知症支援専門員や保健師等がその対応に当たっております。相談内容は、認知症が原因で1人での生活が困難になり、食事などの身の回りのことだけでなく、財産管理ができなくなってしまうケースが多くございます。住民の皆様の権利擁護の観点から、成年後見人制度の推進を図っており、本年度は4件の成年後見人の申し立てのサポートを行いました。今後、認知症高齢者や障害者の権利擁護を初めとしたきめ細かい福祉サービスを実施するため、平成31年度から福祉部門の専門職である社会福祉士を正職員として採用する予定となっております。こうして、多様化する福祉ニーズに対応するため、村の体制を強化するとともに、地域包括ケアを推進してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてですが、近年地域のつながりの希薄化等により、妊産婦、母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は関係機関が連携し、重層的に切れ目のない支援を実施することが重要となっております。そのため、村では妊娠、出産、子育て期を切れ目なく安心して過ごすため、子育て親子の交流や仲間づくり、子育て関連情報の提供、保育士や保健師による相談支援、児童虐待の防止や支援など、全ての妊産婦、子どもとその親、保護者を対象にした子育ての総合支援拠点の設置を行う予定です。平成31年度当初予算として、開設準備経費、非常勤保育士の雇用経費を計上し、また専門職員の人材確保や育成にも努め、平成32年度に保健センター内設置を目指してまいります。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

保健師の皆さんやケアマネジャーの皆さんには、積極的に地域の喫茶などを訪問していただいて非常に感謝しております。御答弁にありました成年後見人制度とはどういうふうな制度なのか、その辺を詳しく説明をお願いしたいと思います。そしてまた、住民としてこの成年後見制度というのは余り聞きなれない制度かと思いますので、今後どのように周知していくのかお伺いしたいと思います。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 成年後見人制度は、認知症などにより判断能力が不十分になりまして、契約などの法律行為が行えない方を後見人が代理しまして、必要な契約等を締結した

り財産管理を行いまして、本人の権利の保護を図るものでございます。家族や、場合によっては市町村長が申立人になりまして、家庭裁判所へ後見人の選任申し立てを行いまして、御本人を法的に支援する制度となっております。

制度周知につきましては、広報への掲載はもとより、各地域で開催しております喫茶等でミニ講座等を開催するということを現在考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○千福議員 どうもありがとうございます。

成年後見人制度、住民の暮らしや権利を守るための制度であるということは理解させていただきました。そして、もう一点の子育て支援拠点の機能について、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 御質問ございました子育て総合支援拠点につきましてでございますが、こちらの分につきましては大きく分けまして3つの機能がございます。

まず1つは、子育て親子の交流の場の提供ですとか、子育てに関する相談援助を行っていくもの、2つ目は妊産婦や乳幼児の実情の把握を行いまして、妊娠期から出産、子育てに関する助言や保健指導を実施する機能、3つ目は児童虐待事例への対応や児童相談所との連携、特定妊婦等の支援業務を行うものでございます。いずれも、子育て支援には密接に関係をしております業務になりますので、これらの機能を複合的にあわせ持った拠点整備によりまして、さらにきめ細かい切れ目のない支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けします。

○千福議員 村は、今後ますます少子化、そしてまた核家族化が進んでいくものと思われます。この3つの機能をあわせ持つ支援拠点を設置することで、地域の子育て機能のほうの充実を図り、そして子どもの健やかな育ちを支援できるよう、村全体で妊娠、出産、子育てを支援していただくとともに、高齢者のほうの施策においては、保健師や社会福祉士による地域住民へのサポート、制度の周知などを的確に対応していただくことを要望いたします。ありがとうございました。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 就学援助についてお答えいたします。

就学援助制度は、公立の小・中学校に就学する児童・生徒が誰もが楽しく勉強できるよ

う、学用品、修学旅行や給食費等の費用の支払いに困っている保護者に対し、その費用の一部を助成する制度であります。御質問の就学援助のうち、入学準備金支給時期を早期にということでございますが、これまで入学後、収入所得が確定した後、7月に支給していましたが、必要な援助を適正な時期に実施するため、平成32年度以降入学予定の児童・生徒に対して、新入学児童・生徒学用品費等については入学前の3月に支給するよう見直しを予定いたしております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうも御答弁ありがとうございます。

平成32年度よりの入学の予定者に対して、入学前の3月に支給とのことですが、保護者の方の所得の確定ですね、いつの時点で行われるのかお伺いしたいと思います。そして、支給の品目、そして支給に至るまでのスケジュール等をちょっとどのような形で予定されておるのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 就学援助のいわゆる手続でございますが、1月に就学通知のほうを送らせていただきます。その就学通知の送る際に、就学援助制度の説明を兼ねる形で、申請書の同封を予定いたしております。それから、1月の時点で漏れが考えられますので、2月の初めに入学説明会がございます。その時点でも再度申請があるかないか、その辺漏れがないかを促すように考えておりまして、支給のほうにつきましては3月に支給する予定となっております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 3月には一応支給していただくという形の御答弁でありますけども、一応3月でもできるだけ早くの支給をお願いしたいと思います。そして、それまでの間、いろんな説明会等々周知していただく中で、漏れのないような形で進めていってほしいと思います。その辺を要望としておきます。ありがとうございます。

○田中議長 要望でいいですね。

○千福議員 はい。

○田中議長 ここで休憩を行います。

2時35分、9分間休憩いたします。

午後 2 時 2 6 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

○田中議長 再開いたします。

第 4 番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号 4 番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、情報漏えいが審査決定に与えた影響は、また村内に児童虐待事案は、並びに避難時における地区施設の偏りについて御質問させていただきます。

まず、情報漏えいが審査結果に与えた影響は、についてお伺いいたします。

平成 31 年 2 月 28 日の産経新聞朝刊に金剛山ロープウェイ指定管理者選定に関する情報漏えいについての記事が掲載されました。記事によると、当時課長代理の職にあった男性職員が特定の事業者の評価基準などの非公開情報を送信したとのことでありますが、その事業者が結果的に指定管理者として選定されていることを鑑みれば、この情報漏えいによって他業者より不当に有利な提案が行われたのではないかとの疑念を疑わざるを得ません。行政として、情報漏えいが選定結果に与えた影響をどのように考えているのか、お伺いいたします。

続きまして、村内に児童虐待事案は、について御質問させていただきます。

千葉県野田市にて小学 4 年生の女子児童が父親からの虐待を受け死亡に至った事件が報じられております。言葉を思わず失うほどの大変痛ましい事件でございまして、本来、安心・安全が最も確保されるべき家庭内において、日常的に暴力を受けていた女子児童の心中を思うと、まことに痛切のきわみと言うほかございません。特に、今回の一件は児童相談所が一時保護を行っていたにもかかわらず発生したものであり、一時保護解除後わずか 1 カ月で起こったこと考えると、その時点で適切な対応がなされていれば防ぎ得た案件だったように思います。その意味では、家庭での児童虐待に対して行政が抱える制度的な脆弱性も同時に浮き彫りとなったと言えるのではないのでしょうか。ただ、翻って危惧いたしますのは、今回の一件がいわばテレビ画面や新聞紙面を通して伝えられるどこか遠い世界の出来事として受けとめられているのではないかという点であります。果たして、児童虐待は遠い世界の出来事なのか、それとも本村にとっても身近な出来事であるのか、今回の一般質問ではその点についてお伺いさせていただきたいと思っております。村内でも児童虐待は同様に発生しているのでしょうか。また、発生しているのであれば、一時保護にまで至った事案は過去にあったのでしょうか。

最後に、避難時における地区施設の偏りについてお伺いいたします。

昨年、避難所は計 6 回開設されております。避難住民を地区別に見ると、最大で水分地

区の３８人、最小で吉年地区の１人と、地区ごとに大きく偏りが生まれております。担当課として、このような偏りが生まれる原因をどのように捉えておられるのでしょうか。また、災害時におきまして今後より一層避難促進を進めるべく、検討されている対策があればお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項の１番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 平成２７年度末をもって、当時の指定管理業者である株式会社グルメ杵屋が、金剛山ロープウェイ、香楠荘の指定管理期間の満了をもって撤退されることになったため、平成２８年度から新たな指定管理者を募集することになりました。指定管理者の選定に当たっては、平成２７年７月１５日から金剛山ロープウェイ、香楠荘指定管理者募集要項の配布を開始し、７月２２日に募集要項の説明会及び現場説明を行った結果、３社からの応募がありましたが、その後１社が辞退されました。９月２４日には、長野県を中心にスキー場でリフト等の運営管理をされている信越索道メンテナンス株式会社と医療機器等の企業２社によるプレゼンテーションがあり、村議会、監査委員、区長会の各代表者の外部委員を含めた９人の選定委員が審査を行った結果、信越索道メンテナンス株式会社を優秀提案者に決定いたしました。

今回新聞報道されました情報漏えいについては、募集要項の配布が、開始する前の７月３日に信越索道メンテナンス株式会社にメール送信されたものでございます。ロープウェイの審査基準の項目と評価の配点割合は、施設の利用促進が２割、安定した管理運営のための体制づくりが４割、村への財政負担が３割、危機管理体制が１割となっており、スキー場でリフト等の運営管理に関して実績と経験ある信越索道メンテナンスには全ての委員が評価点数が高い状況であることから、情報漏えいが審査結果に与えた影響はなかったと認識しております。また、２７年７月１５日の要項配布から提案受け付け締め切りの８月２０日まで１カ月以上の期間を設けていることから、事前に知り得たことが特段有利にはならないと思われます。しかしながら、事前に募集要項等のメールを送信したことは違法であり、不信感の増大を招くなど影響は大きく、また先ほど決議いただきました特別職の職員の給与に関する条例の提案説明でも述べたように、原因の一端は村長である私の責任でございます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 ただいま御答弁いただきまして、情報漏えいによる影響はなかったと認識し

ておられるということですが、指定管理者から改修工事を受注した建設業者は、当該職員の友人であり、おごったりおごられたりする関係であったというふうに報道されております。記事を読む限りは、指定管理者を介して建設会社に便宜供与することが目的だったのではないかと印象すら受けるところでありますけれども、内部調査の結果を受けて行政としてどのように判断しておられるのか、その点をお伺いいたします。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 今議員がおっしゃったように、新聞の論調はそういうふうになってます。読むほうからすれば非常におもしろい、そういうロジックになってます。村は村で、調査委員会をつくって調査をしました。検証もしました。ちょっと先ほどの村長の答弁とかぶるところがあるかもわからないんですが、一つ一つちょっと掘り下げて見ていきたいというふうに思います。

まず最初に、指定管理者を意図的に信越に決めたのではないかと、こういうことです。これは、先ほど村長も御答弁したように、審査委員会というのを立ち上げて、メンバーは9人、当時の吉田副村長、高橋理事、森田課長、中野課長、菊井課長、井上安全統括管理者、議会からは井上議長ですね。住民代表ということで、笠末監査委員、それと地元区ということで千早の豊田区長と、こういう構成でやってみました。審査基準あるいは配点は、先ほど説明したとおりですが、じゃあその最終的にプロポーザルに残ったグリーンホスピタルと信越の得点がどうだったか。これを見ると、9名トータルの点数というのは、グリーンホスピタルが961点、信越が1229点と相当の開きがあります。9名の方それぞれ個別に見ても、全員が信越が高いと、こういう結果になってます。ロープウェイと香楠荘、それぞれ100点の持ち点を持ってまして、200点満点ということになるわけですが、一番点数の開きのある方、これが55点开いてます。グリーンホスピタルより信越のほうが55点高い、これはいわゆる行政以外の人が入れている点数、こういうことです。一番開きの少ない人で18点の点数差。じゃあ、もう名前を言いますけど、井上がどうだったかという、井上は20点差ということですから、2番目に低い点数になっています。だから、一般的に考えて信越に落札させるということであれば、意図的にもっと点数の差をつけていいというふうに思うんですが、彼の点数はそうはなってない。ちなみに、井上前議長ですね、ここは3番目に点数差が少ないということですから、情報漏えいに関して、情報漏えいしたというのは事実ですけども、悪質性とか信越に落札させようという、そういう強い意志というのは点数からは認められないというふうに。すると、募集要項を事前に漏えいさせたことで、信越に有利に働いたのではないかと、こういう点が2点目の疑問としてあります。一番配点が高いのは、安定した管理運営のための体制という

ことで、これは募集要項にどう書いてるかといえば、適切な管理を行うための組織体制というのを1つ書いてます。2つ目は、経験、知識、資格のある職員の配置、3点目に安定して事業が継続できるかどうか。この体制整備とか、あるいは専門職員の配置というのは、事前に何か情報を入手したからすぐにできるというものではないというふうに思いますし、村の財政負担についても2者はほとんど点数に開きがない。そういうことから、結論としては情報漏えいが何か信越に有利に働いたというふうにとすることは、相当無理があるというふうに思います。そもそも、指定管理の選定を行ったのが27年7月ということですし、その後につながるビューローの財源ですね、これは国で認められたのが28年の通常国会の冒頭だと思います。採択されたのが27年度末、そういう時系列で見ると、いわゆる指定管理の選定とビューローの事業については、結果的には連続してますけど、一体性は全くないというふうに見ていいんじゃないかなというふうに思います。

それと、次の問題として、自分の同級生の匠工務店を入れたという、紹介したという点ですが、これは業者の選定というのはあくまで指定管理者たる信越の権限ということですから、信越から村に業者を紹介してほしいというのは、そういう依頼を受けて、彼は匠を紹介したと。ただ、これは匠1社じゃなくて、村の別の業者も紹介して見積もりをちゃんと、見積もり合わせをするようにということを指示してますから、この点に関しては違法性はないというふうに思います。ただ、改善すべき点はやっぱり何点かあるのかなというふうに思ってます。

最後に、じゃあそういった業者を選定した、あるいは紹介したことの見返りで飲食の提供を受けたという、そういう疑念ですけども、これは例えば、道の駅トイレの工事を見ると、これも事前に仕様書を業者に流してるわけですが、結果的に別の業者がそれをとってと。そういうことからして、飲食の提供が落札に影響してないということは、これは明らかだというふうに思います。ただ、そぐわない場所で飲食の提供を受けたという、そういう信用失墜行為ということは免れないわけですが、直接影響したというような結果にはなってないということです。

最後にもう一つ、悪質性がないという意味では、事前に業者に送っているメールとか、あるいはそれをプリントアウトした資料、これを全部残してるということですね。パソコンの中にも残してる。次の後任者への引き継ぎにも残していると。普通、悪いことをしようとする人は、恐らく廃棄すると思うんですよね。それを次の人に大っぴらに引き継ぐなんていうことは、おおよそ考えつかない。だから、それをやってることが悪質でないということの裏返しかなというふうにも思いますので。先ほどの給料の減額でも申し上げましたが、やっぱり越えてはいかん一線を越えた、これは事実だと思います。ですか

ら、我々としては今回のことを教訓に、再発防止というのをやっぱり真剣に考えていかな  
いといけないというふうに思ってます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁いただきましたとおり、村を思うが余り一線を越えてしまったという  
ことで、悪質性はないという認識とのお答えなんですけれども、幾ら村のためといいまし  
ても、越えてはならない一線は当然越えちゃいけないわけでありまして。脇が甘いとい  
いますか、その一言に集約される点があるのかなというふうな気はいたします。その一線  
という言葉がありましたけれど、果たしてその一線というのがどこまで明確に引かれていた  
のか。ある意味、消えかけていたのであれば、認識というのが、認識の甘さというのが、  
やっぱりこの問題の背景にあるのかなという気がいたします。

そこで、ちょっとお伺いしたいのが、今回一件を引き起こした要因というのは一体どう  
いうところにあるのか。行政として、この一件の背景事情も含めまして、どのようにお考  
えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 もともと、やっぱりロープウェイを受託するところがないと非常に村と  
して困るという、そういう使命感はあったんだろうというふうに思います。ただ、要因と  
いうふうになると、恐らくいろんなことが複合的に合わさって、層になってるんだろうと  
いうふうに思いますが、1つ指定管理、今回の指定管理ということの側面で見ると、1つ  
は選考委員会の選定に問題があったなと、委員の選定。これ委員はさっき言いましたけど  
も、選考委員会を何でつくるかといえば、やっぱり透明性とか公正性というのを確保する  
と、こういうことでつくるわけですが、そこのメンバーがほとんど役場の職員になってる  
と、こういうところですね。しかも、それに事務を担当しているまちづくり課長とか、そ  
この課の課長代理が入っている。こういうふうになると、それはどうなんかなと。それ  
と、ロープウェイというのは、ある意味専門的な審査をしないとイケないというにもか  
かわらず、その専門家が入ってないわけですね。だから、例えば大学の先生とか国交省の近  
畿運輸局のそういう職員を入れるということによって、入れておけばもう少し公正性とい  
うものが増したんじゃないかなと。それがないゆえに、いかにも何かブラックボックス  
みたいな印象を与えてしまっているなというのは思います。それともう一つは、透明性を  
確保するという意味では、やっぱりいろんな業者さんの質疑、もちろん今回もあったわけ  
ですが、それが公表されてないと。本来、募集要項を読んでも、推移も含めた途中経過につ  
いては、ホームページで公表するというふうになってますが、ロープウェイの場合はその

プロセスがなくて、どこそこへ落としましたよと。信越が落としましたよという結果だけが載っていると。だから、それも透明性を、そういう意味では透明性を欠いているということで、なかなか疑念を払拭できない、そういう一つの原因にはなってるのではないかなというように思います。ですから、行政というのは説明責任とその情報開示というのがやっぱり基本ですから、その2つの点において、このロープウェイの選定については、やっぱり致命的な感性の鈍さというんですかね、そういうものがあつたのではないかなというふうに思います。じゃあ、井上個人が全面的に悪いんかという問題が次にあるわけですが、やっぱりそこは、これも午前中に申し上げましたけども、何か個人の問題、個人の責任に矮小化してしまうと、それは事の本質というのを見誤るんかなというふうには思います。やっぱり、そこに組織的な課題がなかったのかどうかということは、やっぱり検証すべきだなというふうに思ってます。1つはやっぱりガバナンスの問題ですね。訴えには仕事の管理とか事務管理というものが当時どうであったのかということ。調査チームでいろいろ聞き取ってくれましたけども、当時の上司に聞くと、ベテランだから任せてるということをよく聞きます。確かに、任せるということは大事だと思いますが、これだけの大きな事業あるいは大きな事業費については、やっぱりきちんとしたチェック、組織的なチェックというものも必要ではなかったかなと。そういうガバナンスの問題が組織としてはあるように思います。

それと2つ目は、これは特異だと思いますが、人事異動が硬直化していたという。例えば、井上に関して言えば、主査から課長代理になって、しばらくずっとまちづくり課にいたと思います。履歴を見ると11年間在籍してると。およそ11年もいれば、業者からすれば非常に頼りがいのある職員になるわけですね。周りの職員からすれば、上司も含めてですけども、物が言いにくい部下になるというのは、これは一般論としてあり得ると思います。今大阪市とか西宮とかいろいろ捕まってますけど、やっぱり新聞なんかで見ると、長期在課で権限を持ったしまったと。あるいは物が言いにくい、こういうこともあるわけですから、硬直化した人事異動が今回のそういう不正の温床とは言いませんが、そういうことを招いてしまったということはなかなか否定しにくいのかなというふうに思います。

3つ目は、人材育成ですね。なぜ、議員も今おっしゃいましたけど、なぜ一線を越えてしまったのかという、そのやっぱり区別をどうやってつけていくか。これはやっぱり、人材育成の中でも研修の問題というのは大事だと思います。今マッセOSAKAの研修とか中部の研修とか、郡部の研修とか、村独自の研修とか、いろいろあります。そういう一つ一つを見ていくと、なかなか必ずしも村の課題にマッチングした研修内容になってるのかどうかというのはあると思います。議会の中でも、研修が職員に負担になってる御指

摘がありますが、中身を見てみると、例えば人権研修が大体70人ぐらい行ってる。80人の職員のうち70人行くような人権研修って、僕はどんな研修かなと思います。例えば、市民セミナーだと50人行ってるとか。やっぱり、そういう人権研修が要らんとは言いません。もちろん大事だと思いますけども、80人の中で9割ぐらいの人が毎年そういう研修を受けないと本当に人権意識が身につかないのかと。むしろ、身につけるべき研修というのは別にあるのではないかなというふうには思いますから、その辺の濃淡をやっぱりしっかりとつけていかんといかんというふうに思いますし。昨年度、適正会計を契機にキャリアアッププランというのをつくりましたが、30年度できたかどうかということを知ると、余りできてない。だから、やっぱり絵に描いた餅で終わっているところがあるんですよ。厳しい言い方、これは自分も含めてですけど、過去の教訓を生かせないような組織が再生できるかどうかと言えば、恐らくできないと思います。だから、本当にこの辺はきちっと、やったことの反省を踏まえて、もう少し真剣にやっていく必要があるというふうに思います。

そういう意味で、いろんなやっぱり個人だけじゃなくて組織的な課題というの、今回のその一線を越える要因というか、遠因というか、そういうことにはなっているんだと。やっぱり、公務員になるとみんな身分が守られているというのが、社会もですけど、職員も思ってると思います。ただ、公務員だから首にならないという価値観は、今やあり得ないわけです。公務員でも、働かない、仕事しない、あるいは意欲がないということであれば、降格もするし降給もするし、首も切ると。だから、そういうことを一人一人の職員が我が身に置きかえて、今回のことは我が身に置きかえてしっかり認識していくということが再生の一步かなというふうに思います。

○田中議長 要望をお受けします。

○田村議員 今回の一件が、職員さん個人の脇の甘さのみに起因するということではなくて、その背後に本村の行政の透明性ですとか、そういった内在する構造的な要因というのが隠れているということであれば、今後も今回の一件と同種の問題が、つまり無自覚、無自覚だから余計に一線を、ある意味平気で、越えてはならない一線を越えてしまう。そういうような事例が今後続発するおそれというのでも否定できないのではないかなというふうに危惧いたしております。行政としても、安易に個人の問題だから個人に帰するというのではなくて、今回の情報漏えいを組織の問題として捉え、先ほどおっしゃっておられておりましたように、他山の石として村長を筆頭に、鋭意改善に取り組まれるよう強く要望いたします。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 村内に児童虐待事案は、について御答弁申し上げます。

児童虐待事案については、児童福祉法により定められている組織である要保護児童対策地域協議会により、学校や幼稚園、保育所、児童相談所である富田林子ども家庭センターなどの関係機関との連携を図り、児童虐待の対応を行っております。残念ながら、村でも児童虐待事案は発生しており、この要保護児童対策地域協議会において20名が見守りや支援が必要な児童として登録されています。また、一時保護についても実績があり、富田林子ども家庭センターにおいて一時保護を実施したものでございます。

村としましては、要保護児童対策地域協議会における対応だけでなく、妊娠期から保健師によるきめ細やかなケアや新生児の全件訪問、また家庭児童相談員の定期的な学校への訪問などを実施しており、加えて平成32年度の開設に向けて準備を進めている子育て総合支援拠点を中心に、虐待の予防と再発防止のための支援体制を強化してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

先ほど述べさせていただいたんですけれども、野田市の案件におきましては、加害者である両親が直接の原因であるということは疑いの余地がないわけなんですけれども、一時保護解除という児童相談所の判断というのもまた重要な分岐点になったのではないかというふうに思っております。

そこで、一時保護というものが一体どのように行われるのか、その点についてお伺いできますでしょうか。

○田中議長 尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 一時保護についてでございますが、一時保護につきましては児童相談所である富田林子ども家庭センターが行いますが、虐待等の通告が村にありまして、虐待の疑いがあると判断した場合は、村としてこの事実確認や虐待内容の把握ですとか、その子どもの生命に危険が及ぶかどうか、けがなどの有無も含めまして、学校等の関係機関への調査、これを依頼いたしまして、調査を行いまして、48時間以内に速やかに対象児童の安全確認を行うことになります。その後の初期調査やアセスメントの結果、一時保護が必要であるというようになった場合は、迅速に児童相談所である富田林子ども家庭センターへ事案送致のほうを行います。一時保護の権限は、児童福祉法で定められている児童相談所にございまして、村から送致した事案の状況に応じて、一時保護施設において対

象の児童の保護を行うものでございます。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 報道によりますと、一時保護というのは法令で原則２カ月に定められているということなんですけれども、２カ月を超過した場合、その場合保護児童というのは退所せざるを得ないということになるのでしょうか。

○田中議長 尾谷福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 保護者が虐待の事実と真摯に向き合いまして、再び子どもと生活できるようになるということが最も望ましいことではございますが、一時保護後２カ月を経過したからといって、すぐさま保護者の元へ児童を帰すというようなことはございません。まずは、保護後の２カ月間の中でさまざまなアセスメントを行いまして、虐待の再発のおそれがないか、また保護者が関係機関と協力して、子どもの療育改善に努めることができるか。また、問題が発生した場合には速やかに子どもの安全を確保できる体制が整っているか、こういったことなどを複合的に十分勘案した上で判断することになります。これらの判断で、児童相談所が家庭復帰は難しいというふうに判断しました場合には、家庭裁判所へ申し立てを行いまして、一時保護の継続を行ったり、また児童養護施設への入所、里親制度を活用するなど、子どもの居場所と安全を確保するなどの方策をとることになるものでございます。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 率直に申しまして、私自身この児童虐待問題ですね、都会といいますか、都会に特有の問題でありまして、本村のようなこういう過疎地域にとっては比較的關係が薄いといいますか、ある意味どこか他人事であるかのような印象というものを正直私自身持っておりました。ですが、本村にとってもこの児童虐待問題というものは決して他人事ではなく、まさに我が身の問題なのだと認識を新たにいたしました次第でございます。

今後とも、本村で不幸な事件が起こることのないよう、行政には関係機関としっかりと連携して、子どもの安全を最優先に御対応いただきたくお願いいたします。

○田中議長 質問事項３番目の答弁者、中野総務課長。

○中野総務課長 避難時における地区施設の偏りについて御答弁申し上げます。

災害による被害をできるだけ少なくするためには、自助、共助、公助による連携が不可

欠であり、その中でも最も基本となるのは自助と言われております。まずやるべきことは、自分の身は自分で守るということです。そのためにも、早目の避難を心がけていただく必要がございます。

千早赤阪の方々につきましては、指定避難所への距離が遠い場合や移動手段の問題、自宅周辺の環境などにより偏りが生じていると考えております。また、多くの住民が身の危険を感じるような災害を経験しておらず、自分のところは大丈夫といったような考え方も影響しているのではないかと考えていると思われまます。そのほか、地域の集会所を地区避難所として独自に開設している地区もございます。避難者が分散してることも要因の一つであると考えております。そのため、避難促進のための対策の一つとして上東阪地区をモデル地区等を選定し、地区の共助をより一層強めるために、避難行動要支援者の個別計画の策定支援やコミュニティタイムラインの策定支援を行い、自主的に円滑な避難支援ができるよう取り組みを進めているところでございます。今後は、各地区に広げていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 昨年のデータを見させていただいた限り、地区ごとの偏りに加えまして、くすのきホールでは68人、B&G海洋センターは4人、千早小吹台小学校は9人というふうに、施設ごとは避難人数の偏りというのも、なかなか大きなものが生じているなというふうに感じております。行政として、各施設の施設ごとの偏りの原因というのがどのあたりになるのか、どのように分析しておられるのかお伺いさせていただきます。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 避難所につきましては、一応各地区ごとにそれぞれ場所を指定してございますが、やはり施設の設備の問題等もあると思います。くすのきホールにつきましては、空調設備もありますし、また畳等の設備もあるということから、やはり快適な避難ができると。

一方、B&G海洋センターであつたり小吹台の体育館につきましては、空調設備もございませんし、体育館のフロアということでなかなか避難としてはやはり環境的には差があるということで、そういった設備の問題もあると思いますので、そういったことも今後大規模改修の中で、B&Gでありましたら空調等の設備も予定しておりますので、そういったことで徐々にではありますが、改善のほうを図っていきたいというふうに思っております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 要望にかえさせていただきます。

避難所の開設といいましても、やはり一度も行ったことがないと、なかなか避難所内の様子というのはわからないんですね。避難をいざというときにためられるという方が多いように感じております。避難時における移動手段ですとか、そういった物理的なハードルというのはもちろんのことなんですけれども、同時に、先ほど快適な避難という言葉が出てきましたけれど、なかなかそれが大事なキーワードかなと今思っておりまして、心理的なハードルを下げる、そういった取り組みも必要となってくるのではないかなというふうに考えています。心理的なハードルを下げて、避難になれていただくというためには、特に要支援者の方を対象に地域とも連携していただいて、避難訓練を行っていただいて、避難というものになれていただく、そのように要望させていただきます。どうもありがとうございます。

○田中議長 第5番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

初めに、地区防災の現状について伺いたいします。

災害発生時には、自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。その視点に立てば、地区町村よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってまいります。村においても、各地域による防災計画の策定のため、現在さまざまな取り組みをされていると思われませんが、現在の取り組み状況と今までの経緯を伺いたいと思います。また、地域が主体的な課題解決に取り組める組織になることが必要だと言われておりますが、今後どのように進めていかれるか伺います。また、関連する問題として、学校や避難所において耐震化は進んでいると思われませんが、ガラスや照明器具などの非構造部材の耐震化についての進捗状況を伺います。

2点目としまして、乳幼児健診における小児がんの早期発見について伺います。

我が国では、小児の死亡原因の第1位はがんとなっています。小児がんの発症数は、年間に2,000年から2,500人と少ないのですが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験の乏しい中、適切な医療受診のおくれなどが懸念されます。村では、小児がんの早期発見のためにどのような取り組みをされているか伺います。

以上について御答弁よろしく願いいたします。

○田中議長 質問事項 1 番目の答弁者、中野総務課長。

○中野総務課長 地区防災の現状について御答弁申し上げます。

地区防災計画につきましては、災害対策基本法では地区居住者等は協働して市町村防災会議に対し市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができると規定されてございます。大規模な災害が発生した場合には、まずは自助、共助によって被害を最小限に食いとめることが重要です。そのためにも、災害時の協力体制に混乱が生じないよう、共助のための共通ルールである地区防災計画を地区居住者等がみずから作成し、地区全員で共有することとされておりますが、各地区ではまだそこまでの機運は高まっておりません。そのため、自分たちの地域は自分たちで守る自覚、連帯感に基づき、自主的に組織する自主防災組織の結成を促進しているところでございます。

自主防災組織は、現在 9 地区で結成されておりますが、まだできていない地区もあるため、全地区で結成していただきますように、区長会等を通じ啓発をしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 引き続きまして、赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 地区防災の現状についてお答えします。

学校施設につきましては、文部科学省から学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックが公表されております。その中では、関係法令に基づいて定期の安全点検を実施することとされており、村におきましてもこれまで実施しております。ほかにも、災害時には臨時の点検を行うなど、二次災害の防止に努めてまいります。

また、学校は施設を日常使用しているものとして、設備のふぐあいなど察知できる立場であることなどから、目視によるひび割れなど異常が認められる場合など、教育委員会に報告することとともに、家具の配置の見直しや適切な固定など、対応策が重要とされております。学校管理者である教育委員会と学校がそれぞれの役割を果たすことで、落下物や転倒などから児童・生徒を守るため、予防保全に努めるとともに、引き続き点検を行い、部材の不良や劣化等、異常があった場合には詳細調査や修繕等の適切な措置をとってまいります。

次に、避難所となっておりますくすのきホールでございますが、学校と同様に関係法令に基づいて、定期の安全点検を実施しておりますが、ホール内のつり天井については、国が示す新基準に適合しない可能性があり、大規模改修にあわせて詳細に調査を行い、必要に応じて耐震化を図ってまいります。

B & G海洋センターにつきましては、学校やくすのきホールと違い、特殊建築物としての法的な義務調査はございませんが、職員等により目視等による点検を実施しております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 自主防災組織なんですけど、結成を促進されているとのことなんですけど、どのようにされているのかお伺いいたします。また、結成された地区において、現在の取り組みの状況を伺いたしたいと思います。また、未結成の地域につきましては、区長会等を通じ啓発を続けるとのことですが、その件に関してもどのように行われているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○田中議長 中野課長。

○中野総務課長 まず、自主防災組織の啓発につきましては、区長会等で自主防災組織の手引きなどの冊子を配布しまして結成をお願いしているというところでございます。また、地域におけます自主防災組織の促進につきましては、新たに結成された地区に対しまして、100万円を限度として防災備品の助成制度を設けてございます。そういったところから、自主防災組織の結成の促進をお願いしているというところでございます。既に結成されている地区につきましては、地区での防災訓練を初め、警報発令時には地区内での土のうの設置であったり、ブルーシートの設置などもお願いをしているというところで、地区として活動をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 要望にかえさせていただきます。

災害への備えを日常にどう定着させるか、また自分たちで考えることが大事であると言われていいますので、さらなる普及啓発活動をお願いいたしたいと思います。

また、非構造部材に関してなんですけど、施設等の部材の点検でありますけど、一定期間ごとに、できれば専門職等に診ていただく等が重要だと思われまますので、検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、西口健康福祉課健康担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 乳幼児健診における小児がんの早期発見について御答弁

申し上げます。

我が国では、年間2,000人から2,500人の子どもが小児がんと診断され、平成29年度の子どもの死亡原因を年齢別に見ますと、悪性新生物による死亡は1歳から4歳では3位、5歳から9歳では1位、10歳から14歳では2位となっています。小児のがんは、他の世代に比べて患者数も少なく、がんの種類も多種多様であり、医療従事者の診療等の知見が蓄積されにくい特徴があると言われています。そのため、村では保健センターで行う乳幼児健診医の質の向上について、医師会へ要望を行うとともに、研究費の助成を行っています。

乳幼児健診では、小児科医による視診、触診、聴診等の診察と身体発育、運動発達、精神発達を含めて総合的に判断し、精密検査が必要な場合は専門医療機関への紹介を行い、受診状況と結果の確認を行っております。また、必要に応じ、保健師が病院への同伴受診をするなど、患者本人だけではなく、さまざまな心理、社会的問題を家族に対する相談支援を関係機関と連携して行うなどしています。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

再質問なんですけど、網膜芽細胞腫という小児に特有な目の悪性腫瘍があり、このがんは5歳までに95%が診断されており、家族が子どもの目の異常に気づき、受診に至っているとお聞きしております。腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで、可能な限り残す方法で治療するため、早期発見が大切であります。村では、乳幼児健診でチェックできているのでしょうか。お願いいたします。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 目の悪性新生物についてなんですが、乳幼児健診でのチェックについては小児科医の診察を行い、3歳6カ月児検診時には、診察に来られて家庭での視力検査と視力についてのアンケートを実施しまして、網膜芽細胞腫を初め、目の疾患や弱視、斜視の早期発見、早期治療に努めていきます。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 要望にかえさせていただきます。

乳幼児健診時に小児科の診察や視力についてのアンケート等を実施されているとのこと

ですが、網膜芽細胞腫は白色瞳孔や斜視の症状があらわれますので、これらを乳幼児健診でチェックできれば、早期発見につなげることができると思われます。早期発見できる小児がんについては、保護者への観察方法の指導や乳幼児健診でのチェックなどを的確に行っていただくよう要望いたします。

以上です。

○田中議長 第6番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦です。議長通告に基づき、2問質問させていただきます。

まずは、富田林市との広域連携等についてです。

村では、平成14年に富田林市との市町村合併、また平成20年には河内長野市、ほぼ10年かけましたが、合併には至りませんでした。しかし、本村では急速な人口減少、高齢化等により、行財政運営は厳しさを増し、将来にわたり住民サービスを安定的に提供し続けることが難しくなるおそれがあると考えています。近隣市町との広域連携や、さらには合併も選択肢の一つだと思われます。町村合併については、住民も賛否両論もあり、理解はしつつ、できるなら合併はしたくないとの思いは強いのではないかと考えております。もちろん、村の将来について我々議員も議論する中で、肉を切るより骨を切る覚悟が必要で、難しい、厳しい選択をする必要があると私は思っています。

そのような状況の中で、富田林市との関係は非常に重要であります。結びつきは、消防、医師会、警察署などさまざまな分野で深い関係にあると考えています。富田林市では、4月に行われる統一地方選挙で、市長は交代される予定であります。今のところ、4期16年務められた多田市長は勇退され、大阪府会議員を務められた方が出馬表明をされています。今後、新たな富田林市長とは村の将来展望や将来のあるべき姿などについて、どのように議論されていくのか伺います。

次に、村長マニフェストの学童保育の設置についてであります。

村長の村政方針でも、赤阪小学校に学童保育を設置すると述べられ、文教建設常任委員会でも質疑がありましたが、改めて質問させていただきます。

平成31年度当初予算に、学童保育建設実施設計業務委託料として300万円が計上されています。村長のマニフェストでも、新三中八策では赤阪小学校や千早小吹台小学校に学童保育を設置し、子どもを安心して預け、働ける環境を準備しますとあります。近隣の市町では、小学校には学童保育が併設されているのが当然であります。新たに設置するとなれば、学校との役割分担や保護者の協力など、さまざまな課題を解決する必要があります。今後、どのようなスケジュールで赤阪小学校への学童保育を設置するのか伺いま

す。また、千早小吹台小学校の学童保育のように、保護者の自主運営に任せず、村が直営で運営するのか、平成32年4月に開園する認定こども園に委託するなどの対応が必要であると思うので、運営方法等を伺います。よろしくお願いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 富田林市との広域連携等について答弁いたします。

昨年公表されました国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によりますと、村では今から26年後の2045年に2,200人まで減少し、現役世代1人で高齢者2人を支える超高齢化社会が到来することとされております。大阪府が昨年12月に公表した合併に関する研究の報告書にも示されておりますとおり、本村のような行政基盤の脆弱な自治体では、将来的に行政水準が低下し、住民サービスを安定的に提供し続けることが困難となることが懸念されます。

こうした中、現在富田林、河内長野、大阪狭山、河南、太子との南河内6市町村による広域連携が進められており、地域全体で協力して行政課題に対応することにより、財政面や人的メリットなど効果が発揮されているものの、現在の自治体の枠組みを前提とする広域連携での対応にはやはり限界がございます。一方、合併は自治体の規模そのものが拡大することにより、全体としての抜本的な行政政策基盤の強化が期待され、将来課題への対応策として有効な選択肢となるものですが、本村では過去2回の合併協議が不調に終わった経過がある中、改めてこうした議論を始めるためには、合併に向けた機運の醸成が不可欠でございます。

いずれにしても、本村としては当面は広域連携の枠組みを維持していくものと考えますが、各自治体が今後さらに厳しい状況となっていく中、合併も含めあらゆる選択肢を念頭に置きながら考えていく必要がございます。なお、仮に合併となりますと、村議会とも十分に意思疎通を図る必要があることから、村議会内部におかれましても十分な議論をいただき、それらも踏まえながら、新市長との議論も深めてまいりたいと考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 村長の村政運営方針では、行政の広域化の成果の検証も行いつつ、とあります。今までの広域化の推進で何か不都合なことがあったのですか。また、現在消防は河内長野市や柏原市などとの広域消防や下水道の広域化を進められていますが、今後村として、広域行政で取り組んでいきたいと考えている業務とは何か伺います。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 広域連携には、市町村固有事務に係る広域連携と、大阪府からの権限移譲事務の受け皿としての広域連携の大きく2つの形態があります。

まず、市町村固有事務に係る広域連携でございますが、現在、清掃業務や消防業務、公平委員業務など実施しているもので、最大のメリットは集約化によるコスト削減である一方、寄り合い所帯となることでチェック機能が希薄化になる。意思決定プロセスが緩慢になる。各団体の意向が反映されにくいといったデメリットがございます。

一方、権限移譲事務に係る広域連携では、もともと大阪府で集中して実施していたものを住民に身近な市町村が実施することとされた事務のうち、より効率的な事務実施の観点から広域連携を行うもので、本村では広域まちづくり課、広域福祉課などの機関の共同設置や公害事務やパスポート発行事務に係る事務委託など事例がございます。この場合、大阪府が集中的に事務を行う場合に比べ、市町村全体でコストがかかっていることのデメリットと、住民により身近な市町村が事務を行うことの利便性というメリットの兼ね合いが大きな論点となります。

広域連携については、本村を含む4市町村において、下水道事務の相互連携による基本協定のもと、平成31年度には下水道事業に係るストックマネジメント計画の共同発注など、事務に関する広域連携を進めるほか、広域連携のモデル事例として物品の共同調達など、大阪府から例示されているところでございますが、広域連携の枠組みとしては、ある程度出尽くした感があり、これ以上より効果的な手法を模索するとなれば、やはり合併というものを選択肢の一つに入れていく必要がございます。ただ、仮に合併となれば、先ほども答弁いたしました、住民理解など機運の醸成はもとより、厳格な財政規律の確保や相手団体を上回る行政サービスのカットなど、理事者、議会ともに極めて厳しい覚悟が必要となると認識しております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

広域連携や広域的な取り組みについては必要であると考えているので、積極的な協議を行っていただき、村民のため、また次世代にツケを残さないように取り組んでいただきたいことを要望します。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 学童保育の設置についてお答えします。

学童保育は、共働きやひとり親家庭などの児童の放課後や長期休業日など、保護者にかわって保育することで、児童の健全な育成を図るものであり、村において学童保育の利用

者の割合は年々増加傾向にあります。村の学童保育につきましては、千早小吹台小学校の1カ所で実施しており、赤阪小学校の児童も千早小吹台小学校に行くといった状況です。

学童保育の登録者数でございますが、両校の児童を含め、平成30年度63名の児童の登録がございます。これらからも、赤阪小学校でも学童保育の設置を求める声が多く寄せられてきたところであり、議員御質問のとおり、村長マニフェストにも赤阪小学校での学童保育の設置がございます。村としまして、平成32年度の実施に向け実施設計業務委託料を平成31年度当初予算に計上したところです。今後のスケジュールにつきましては、実施設計において工事費の算出等ができた段階におきまして、建設改良工事費の補正予算を上程したいと考えております。

また、学童保育の運営についてでございますが、現在の運営形態と同じく、千早赤阪村学童保育連絡協議会での運営をお願いできないか、連絡会とも今後協議していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

答弁ありがとうございます。今の答弁、教育課としても設置に向けて前向きに取り組んでいただいているが、赤阪小学校の協力体制も重要であります。学校関係者も積極的に取り組んでいただくことを要望しておきます。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 ただいま平成最後の定例議会が議員皆さんの協力により終わりました。皆さんの御協力に感謝いたします。

今、大阪の政治は非常にダイナミックな動きを見せており、知事、大阪市長の交代政治と自公各党派対維新の対立、公明の府連及び中央との思惑違い等、私が想像できなかった動きが始まりました。4月7日には、府民の投票により大阪府、市の方向が決まります。その結果が、私どもの村の行方にどんな影響があるか見定める必要があると思います。

議員の皆さんとともに、5月から始まる新しい村の将来設計を考えるときが始まりました。先日は、ロープウェイ駅舎の耐震調査でコンクリートの劣化が見つかり、ロープウェイの運行停止がやむなきに至りました。私は、これも新しい村づくりに対する試練と受け

とめております。ロープウェイがなくても、金剛山への来村者の数が減らない方策を、ぜひ村の優秀な職員とともに作り上げていきたいと考えておりますし、必ずできるのではないかなと考えております。この対応策ができれば、ロープウェイの再開時にはまた今までと同じようなロープウェイの利用状況が現出すると私は考えております。これからもぜひ、またそういう方策が必ずあるはずでございますので、議員皆さんのアイデアあるいは提案をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、昔私は巨人の星という漫画がございまして、主人公の星飛雄馬が父一徹とともに不可能に挑戦し、少しずつ実現していくというストーリーでございました。先日、議会で過疎からの脱出について議論いたしましたが、私はたとえ0.1%でも可能性があれば、我が国で唯一の過疎からの脱却にチャレンジしたいと思っております。チャレンジするのが首長である私の義務と考えております。ロープウェイ問題といい、過疎からの脱却といい、まさに不可能への挑戦でございます。少しでも金剛山の星に近づくように、職員等挙げて取り組んでいきたいと思ひます。ぜひ皆さんの御支援並びに御協力をお願いいたしまして、平成最後の本会議の終了の挨拶といたします。本日はどうも御苦勞さんでございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成31年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦勞さまでございました。

午後3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

藤 浦 稔

議 員

山 形 研 介